

るのみならずゼームス一世王はヘンリー八世王エリザベス女皇と異なり英明果斷の氣質なきを以て議會は之を機會として先代に蹂躪せられたる權利を恢復せんことを企圖したるを以て千六百三年より千六百二十五年ゼームス一世王の崩御に至るまで政府と議會との争議は常に絶ゆることなかりき。千六百二十五年チャールズ一世王位に即くに及んで議會の議決を待たず徵稅し或は政府反對黨の議員を拘禁する等專横の舉動多かりし。然るに佛蘭西と戦端を開き軍費を要すると至急なるを以て已むを得ず議會を召集し軍費法案を提出し國王自ら議院に出席し其の必要なる理由を説明せられたれども庶民院は肯て之を議することをなさず直に特別委員を選定し請願を起草せしめ稿成るに及て直に之を可決し貴族院に送付せしに貴族院も亦之を可決したるを以て國王も已むを得ず之を裁可せられたり。是れ則ち權利請願にして其の名は請願なれども其の手續等に於ては法律と異なることなし。此の請願の裁可を經るや庶民院は直に軍費法案のみならず數種の徵稅法案を可決したり。千六百二十八年權利請願發布せられたれども政府と議會との紛争は終を告げ

す政府は屢々議會を解散し或は議員を禁錮し議會は之に對する復讐として豫算を否決し或は大臣を彈劾し互に相反抗し其の極途に王權黨と民權黨との三大黨を生し武器を以て勝敗を争ふに至り王黨遂に敗れ千六百四十九年チャールズ一世王は民權黨の爲に非命に斃れ王國は變して共和國となりたれども千六百六十年に至りチャールズ一世王の長子チャールズ二世王再び英國の王位に即き王國を恢復したり。然れども王及び其の弟ゼームス二世王は俱に暗室にして統御の才なく遂に千六百八十八年に至りゼームス王位を棄て佛國に逃走するに至れり。此に於てゼームス二世王の甥にして其の女婿なる阿蘭陀王(ウイリヤム)を迎立し其の皇后メリー(ゼームス二世王の女)と共同して王位に登るに決せり。此に於て議會は權利法典を議決し以て王に奉呈したり王及び女王は此の法典を承認して即位せり。皇位確定法は皇位繼承の順序を規定するのみならず國王の大權に制限を附し彈劾は大權を以て之を中止するを得ることゝ爲し以て大臣の責任を重からしめたり(彈劾に依り刑罰宣告の後は大權に依り之を放免するを妨げず)。本法

は有給官吏の庶民院議員たるを禁したるを以て國務大臣も議員を兼任するを得ざるに至りたれども此の條は千七百五年左の如く修正したり。

『庶民院議員にして國王より利得ある官に任せらるゝ者は議員の坐席を失ふ但し舊選舉區に於て再選せらるゝときは此の限にあらす』
樞密議官任用の簡條は千七百十一年之を廢したり。

大憲章 (Magna Charta) (紀元千二百十五年ジョン王即位第十七年)

天祐を享有したる英國王愛爾蘭大主ノルマンデー及びアクイテーン公兼アンデュー伯なる朕ジョン此に汝等忠愛なる大僧正僧正諸侯裁判官林務官地方官其の他諸有司臣庶に勅するを欣ぶ。朕は今神明の前に於て朕の靈及び朕の祖宗後嗣の靈を救慰せむか爲めに又神明の顯榮を表し神聖なる寺院の發達を計り朕が國領の安寧を増進せむか爲めに朕が忠愛なる諸師父即ちカンタベリーの大僧正英國統教者神聖羅馬寺院の長袖たるスチーブンダブリンの大僧正たるヘンリーロンドンノウキリヤムツキンチエスターのピーターパワス及びグロストンブリーの

デヨセリンリンコルンのヒューウオルセスターのウオルターコーブントレーのウキリヤムローチエスターのベチデクト等諸僧正に諮り又羅馬法王の副師親友たる司長バンドルフ英國寺士長たる師兄エイメリック及びペンブローク伯爵ウキリヤムマレスコールソルズベリー伯爵ウキリヤムウオーレン伯爵ウキリヤムアランデル伯爵ウキリヤム蘇格蘭長官アランドガロウエー及びウオーリンフツプグラルドピーターフツツハーバードホイトリーの式部長ハーバードドパー及びヒュードデビルマシユーフツツハーバートマスバセットアランバセットフキリツプラフアルピチーロバートドロットベルジョンマレスチオールジョンフツツヒュー等諸貴族及び其の他朕が臣庶と議し此の憲章を定めて先づ神明に捧げ朕及び朕の後嗣の永遠に循行する所を確認し之を汝等に知らしむ。

第一條 英國寺院は須く自由なるべく須く完全なる權利を有すべく其の自由は決して毀損せられざるへし英國寺院に必要缺くべからざる選舉の自由を朕は此の憲章を以て許與確認し且つ羅馬法王インノーセント三世の確認を得たるを以て此の自由は朕と朕の諸侯との諍隙以前既に自由の意思を以て許與し

たるものと見做し尊重すへし。而して此の憲章は獨り朕が準據する所たるのみならず朕か子孫亦永遠に遵由すへき所なり。

第二條、朕は朕及び朕か後嗣の永遠に遵由する所として朕の王國の自由民に許與するに次に記載する諸自由を以てし朕及び朕の後嗣に對して彼等及び彼等の子孫の永遠に享有する所たらしむ。即ち諸侯以下臣庶にして主として兵役を以て朕に仕ふる者死亡し當時其の繼嗣既に成年に達し冥加税(Relief)を納むべき義務を負ふときは古例に従ひて此の税を納め以て家督相續を爲すことを得へし。詳言すれば伯爵の繼嗣たる者伯爵領(Barony)全部を相續するには百鎊を納むへく男爵の繼嗣たる者男爵領(Barony)全部を相續するにも亦百鎊を納むへく士族の繼嗣たる者士族知行地(Knights Fee)全部を相續するには最高額百鎊を納むへく其の他古例に於て之より少額なる税金(Relief)を納むるを以て足れる者將來に於ても其の額を以て足れりとなすへし。

第三條、然れとも若し右の繼嗣者當時尙ほ成年に達せず其の之に達する時後見を有せば別に冥加税を出すことなく又何等の免許料(Relief)を拂ふことなくして

其の家督の相續を爲すことを得へし。

第四條、斯の如き未成年相續者の領土の管理者たる者は相當の收穫を受け相當の徵稅(Custom)徵役(Service)を行ふの外其の領土より何等の徵收を爲すへからず。又該領に屬する人及び物の毀損傷害を爲すへからず。若し朕に於て地方官其の他該領土の收穫に付き朕に對し責任を有する者に斯かる領土の管理を委し當該者之に對し毀傷を爲すことあらば朕は領主に對し之を辨償し併せて其の地を以て收穫に付き朕に對し責任を負ふ所の該領内の二名の適正且つ確實なる人に委ね、或は朕か該收穫の事を托する所に委すへし。而して若し朕に於て斯かる領土の管理を或人に賣渡し又は讓與し之を受けたる者其の地に毀損傷害を爲すときは當該者は其の管理權を失ひ前述の如く朕に對し責任ある該領の二名の適正且つ確實なる人之を管理すへし。

第五條、然れとも管理者は其の領土の管理を爲す間は該地の收穫と區別して家屋庭園、牧畜場、池沼、製粉舍其の他該地に屬する物件を保存すへく而して相續者成年に達するを待ち之に收穫季の必要とする所に從ひ耕具車輛等を備へ其の

領土全部を引渡すべく又該地相當の收穫をも引渡すべし。

第六條 相續者は何等の故障なく結婚することを得れども結婚の約束前相續者は血縁近き人々に之か通知を爲すべし。

第七條 寡婦は夫の死亡後直に故障なく結婚し及び遺産を所有することを得べし。寡婦は其讓受遺産又は結婚又は其の夫及び寡婦か夫の死する時に於て有したる資産に付きて何等の提供をも爲すを要せず。寡婦は夫の死後四十日間夫の家宅に留まるべく其間に於て寡婦に其の讓受遺産を授くべし。

第八條 凡そ寡婦は其の夫を有せずして生活するの意志ある間は強て結婚せしめられざるべし。然れども寡婦に直隸せは朕の承諾なくして結婚せざるの擔保を提供し、又領主に屬せは其の領主の承諾なくして結婚せざるの擔保を提供せざるべからず。

第九條 朕及び朕の官吏は負債者の動産を以て負債を辨償するに足る間は何等の負債に付ても其の土地又は貸地料を差押ふることなし、又負債者の資力其の負債を辨償するに足る間は保證人に義務の辨償を強ゆることなし。若し負債

者負債の辨償を爲すの資力なくして之を辨償せざる時は初めて保證人之を辨償すべき義務を有す保證人此の義務を盡すときは負債者より其の辨償する所の償却を受くるまで負債者の土地及び貸地料を保有すべし。但し負債者に於て保證人に對し其の釋免の證明を爲し得るときは此の限に在らず。

第十條 何人と雖も猶太人(Jews)より或物を借入れ其の辨償前に死亡し其の相續者成年に達せざる間該負債に對し何等の利息を仕拂ふを要せず。而して此の事たる其の土地領有の何種に屬するやを問はざるなり若し又其の負債にして朕か手裡に来るときは朕は唯た其の證書面に記載する動産のみを收むべし。

第十一條 何人と雖も猶太人に對する負債を辨償せざる内死去するときは寡婦は其の當然受くべきの遺産を受け而かも該負債に對し何等仕拂の義務を有せず。若し死者未成年の子女を残すときは之に授くるに死者の資産の多寡に従ひて必要なりとする遺産を以てすべし。殘部に就て尙ほ領主に仕拂ふべき税役に充つるものを扣除し置き然る後猶太人に對する負債を仕拂ふべし、又此の仕拂の方法は猶太人外の債主に對しても同様たるべし。

第十二條 凡そ税金(Sale)又は補助金(Aids)は朕が王國の全般會議に依るにあらざれば之を朕が王國に課することなし。但し朕が身を償ふとき朕の最長子に士(Knight)の冠を加ふるとき及び朕の最長女初婚のときは此の限に在らず。是等の場合に於ては之に對し相當の補助金を仕拂ふべきの義務あるものとす。倫敦府の補助金に關しても又右の例に準す。

第十三條 倫敦府は水上に關するを陸上に關するを問はず總て其の古來の自由及び自由の慣行を持續するを得へし加之ならず朕は此に更に進んで其他總ての都府市邑港も亦其の總ての自由及び自由の慣行を持續するを准許す。

第十四條 前述三箇の場合以外の補助金及び税金の議定に關し王國の全般會議を開設するに付ては朕は各別に手書を發して大僧正僧正僧侶及び諸侯を召集すへし。其他朕に直隸する所の一切の衆庶には朕の地方官より特定の期日内即ち少くとも集會四十日前に於て特定の場所に来るべき旨を通し以て之を召集すべし。又總て斯の如き召集の令狀には必ず召集の理由を宣言し置くべきものとす。斯く召集したる上當日の事務は其の日に於て出席者の助言に従ひ

必ず之を遂行すべく之を行ふには召集したる諸侯總て出席せざるも妨げなし。
第十五條 朕は將來何人にも自由借地人(Free Tenant)より補助金を徴するの権利を許與せざるへし。但し其の一身を賸ふとき其の最長子に士の冠を加ふるとき及び其の最長女初婚の場合には此の限に在らず。是等の場合に於ては相當なる補助金を仕拂ふべし。

第十六條 何人ど雖も士族知行地其他自由借地に對し其の從來負へる所より更に多くの税役を負はしめらるることなし。

第十七條 普通法廷(Common Plea)は朕の宮廷に伴はず常に一定の場所に設置せらるへし。

第十八條 ノーブル、デッセーシオン(Novel Disseisin)自由領地横奪「モート、ド、アッセスタ」(Mort D'ancestry)祖先の領地訴訟及び「ダーリン・プレゼンメント」(Darein Presentment)

寺領領典に關する訴訟の三種の裁判は各其の郡に於て之を開くべく其の方法は即ち次の如し朕又は朕の國外に在るときは朕の裁判長官(Chief Justiciary)は二名の裁判官を年四回各郡に差遣す。此の裁判官は該郡民の郡内各地方より選出する四名の

士族と合し該郡内一定の場所及び時期に於て該巡回裁判所を開設すへし。

第十九條 若し各郡に於て巡回裁判所開設に付き定めたる期限内に判決する能はざる事項あるときは前述巡回裁判に従事したる士族及び自由領地者(Free Holders)に就きて事務の多少に従ひ必要となすたけの數名殘留し其の殘務を處辨すべし。

第二十條 自由民(Freeman)は些細の過失の爲めに漫りに處罰せらるゝことなく宜しく其の過失の態様に因りて之を罰すへし大罪に付ても罪惡の輕重に従ひ犯人に其の幾許の所領地を遺すことを要し商人に在りても亦之と同しく商品を抑除し與ふへし奴隸若し朕か慈惠の下に来るときは亦前例に依りて之を處分し其の用具を抑除し與ふへし。凡そ前來の處罰は良實なる鄰祐の證言あるにあらざれば之を定むることなかるへし。

第二十一條 諸侯は同列貴族の證言に依るの外罰金を科せらるゝことなく又之を科するは罪科の程度に依るへし。

第二十二條 凡そ僧侶は前述諸人の割合に従ひ其の俗領に對し罰金を科せらるゝ

へく寺領の價格に従ひて之を科せらるゝへからす。

第二十三條 凡そ市又は借地人(Tenant)は古來之を行ふの責務あるにあらざれば橋梁堤防の築造を強むらるゝへからす。

第二十四條 朕の地方官警務官、檢視官(Coroner)其の他の官吏は國王の法廷を開くへからす。

第二十五條 郡市町村は總て古來の貸地料を存し毫も増加なかるへし但し朕の直轄地は此の限に在らず。

第二十六條 朕より俗領を受くる者死去したる場合に地方官又は朕の官吏に於て該死者か朕に對し負ひし所の債務に付き朕の與へたる召喚狀を示すときは地方官又は官吏は適正なる人の目前に於て該負債の價格たけ死者の俗領上に存する動産を抑収登簿し以て朕に對する負債の皆濟せらるゝまで何等の物品と雖も其の領内より取出されざるを計るの職權を有すへし。右の負債を辨濟したる殘餘の資産は死者の遺言を履行する爲め財産管理者に引渡さるゝへく若し又右の如き負債なきときは死者の妻及び子女の爲め相當の配分を扣除し殘

る動産全部を擧げて死者の用に充つへし。

第二十七條 若し自由民無遺言にて死去するときは其の動産は寺院の前に於て其の最近の親族及び朋友之を配分すへし。但し之を以て先づ死者の負へる債務を辨償すべきものとす。

第二十八條 凡そ朕の警務官又は官吏は現に之に對し金錢を仕拂ふか將た賣主の好意を以て其の義務を免せらるゝにあらざれば米穀其の他動産を收受すべからず。

第二十九條 凡そ警務官は士族自ら行ひ又は其の適當なる原由に因りて自ら行ふ能はざる場合に於て他の適任者を以て行ふ所の城砦衛戍に對し之に金錢の支出を求むべからず。若し朕自ら士族を率ひ又は之を軍隊に編入するときは士族は朕か命令に基き軍務に従事する間右の衛戍を爲すの責務を有せざるべし。

第三十條 朕の地方官官吏其の他何人ど雖も運搬に用ゆる爲め自由民の車馬を收用することなかるべし。但し自由民の好意に基つくときは固より此の限に

在らず。

第三十一條 朕及び朕の官吏は所有者の承諾あるにあらざれば朕の城廓其の他の用に供する爲め何人よりも材木の類を收用することなかるべし。

第三十二條 重罪の宣告を受けたる犯人の土地は朕唯た一年有一日間保有し然る後之を該知行地の領主に引渡すべし。

第三十三條 將來總て堰の類はテームス河メッドウエー河其の他英國內何れに於ても撤去せらるべし。但し海岸に於けるものは此の限に在らず。

第三十四條 將來「プレシペ」(Prescipe)と稱する令狀を發し因て以て自由民をして其法廷に訴ふるの餘地なからしむるか如き處置を爲さるべし。

第三十五條 朕か國內に於ては葡萄酒類麥酒類の量法を一定す穀物の量法も亦然り倫敦量を用ゆ染物呉服類の尺度亦然り幅「ニエル」を定尺とす其他秤衡も國內一様なるべし。

第三十六條 將來に於ては死傷檢視狀(Writ of Inquisition)に付き何等の要求を爲さず自由に之を交付して決して拒むことなかるべし。

第三十七條 人若し「フリーファーム」(Free Farm)「ソナー」(Socage)又は「バゲー」(Baronage)の方法此れ皆借地の名義を以て朕の土地を有し又士族所領の地を有するも朕は此の事に依りて他人の知行地に就き有する相續管理又は土地管理を爲すことなかるべく又「フリーファーム」又は「バゲー」其のもの、管理をも爲さるへし。但し士族の役務は其の「フリーファーム」に因りて之を朕に致すへし又朕は或者の刀劍弓矢の類を朕に致すの義務を負ひ朕より「ベチーサーゼント」(Petty Sergeant) 劣等借地法の一類を享有するの故を以て相續者管理權又は其の士族役務に依りて他より有する土地の管理權を有せざるへし。

第三十八條 事實を證明する信すへき證人なく唯た常人一箇の申立に基き官吏は人を法律に照すべからず。

第三十九條 同列(Peers)の適法なる判決に基くか將た國法に依るの外自由民は妄りに拘禁繫獄せられ又は強奪せられ又は法外に置かれ追放せられ其の他何等の方法に出づるを問はず苟も毀損せらるゝことなし。又右の方法に依るにあらざれば朕は自由民の地に履み入り又は其の地に軍勢を送ることなし。

第四十條 朕は何人にも正義又は權利を賣らす又何人にも之を拒まざるへし。

第四十一條 凡そ商賈は古より遵奉し來りたる慣習に依り賣買の業を營むに付て水陸何れよりするを問はず安全に英國に出入し若くは之に滯留し又は之を經過することを得之に對し毫も不正の税金を課することなかるへし。但し戰時又は該商賈の朕と交戰中なる敵國の民たる場合は此の限に在らず。若し開戰の當初國內に斯かる商賈あるを見るときは朕又は朕の裁判長官に於て朕の商賈は該敵國に於て如何に待遇せらるゝやを知了するまで其の身體又は財産に毫も損害を加ふることなく唯た之を拘禁し置くへし。而して若し朕か商賈該國に於て安全なるを知らば則ち敵國の商賈も亦此の國に於て安全なるへし。

第四十二條 將來何人たりとも朕に對し忠勤の義務を缺かざる以上は水陸何れよりするを問はず朕か王國を出て、復安全に歸り來るを得へし。但し戰時に於て國家共同の安寧の爲め當分之を禁止するは此の限に在らず。又囚徒法外人(Outlaw)の如きは別に國法に依るべきものにして敵國の人民及び前條記したる状態に在る商賈の如きと共に固より例外なりとす。

第四十三條 何人とも雖もウオーリントン、フォールド、ナッチンガム、ブーロン、ランカスターの名譽に於て奉還せる土地其の他總て朕の管掌に歸したる男爵領の奉還地を有し死去したるときは其の繼嗣は該地の男爵の手に在りたるるとき之に對し負へる所に異なりたる何等の冥加税、何等の役務を朕に仕拂ふに及ばず、朕も亦男爵の有したる方法に従ひて之を有すへし。

第四十四條 山林に關係なき者は將來普通の召喚狀に依り山林裁判官の裁判を受くることなし。但し既に訴へらるゝ所ある者又は山林に關する事件に付て拘禁せらるゝ者の保證人の如きは此の限に在らず。

第四十五條 朕は國法に通曉し之を施行するに適當する者にあらざれば裁判官、警務官、地方官又は官吏に任用することなかるへし。

第四十六條 凡そ寺院を創置し英國王の與ふる住職選舉權特許狀又は其の古來の借地權を有する諸侯は住職缺位の場合に適當に之を管理するの權を有すへし。

第四十七條 凡そ朕の世に於て森林に編入したるものは將來之を復舊すへし。

朕の世に於て堤防に編入したるものも亦同し。

第四十八條 凡そ森林、庭園、森林官、庭園官、地方官及其の屬僚、河川及び其の保護官に關する不法の慣習は將來各郡に於て郡内の確實なる人に依り選舉せられたる同區域内の宣誓を経たる士族十二名之を審査し審査終りたる後四十日以内に全く之を廢止し復た復舊せざらしむへし。且つ此の事に付きては先づ朕又は朕國外に在るときは朕の裁判官に此の事を知らしむへし。

第四十九條 朕は平和を守り忠節を致すの保證として英國臣民より朕に差出したる人質及び證書を速に還付すへし。

第五十條 朕は各地方廳よりゲラード、ドアセースの親族を悉く免黜し將來彼等をして永く英國内に地方管轄權を有せざらしむへし。朕は又衡平法裁判所よりエンゲラード、ドサイゴニー、アントリユー、ピーター、ガイオンを免黜し尙ほガイオン、ドサイゴニー、ゼオフレイド、マーチン兄弟、フキリツプ、マーク兄弟及び其の姪、ゾフレートを斥け又彼等の家臣をも免黜すへし。

第五十一條 朕は平和の恢復するや直ちに兵馬を具して此の國に來り朕の人民

に害を爲す外國士卒十字弓隊雇兵を悉く國外に放逐すへし。

第五十二條 凡そ同列の適法なる判決に依らずして朕の爲めに土地城砦自由權利を押領剝奪せられたる者あらば朕は將來速に之を還付すへし若し此の事に付き争議起るときは其の判定を下條記す所の國安維持を以て委任する二十五名の侯伯に委すへし。又同列の適法なる判決に依らずして朕の父ヘンリー王又は朕の兄リチャード王の爲めに押收剝奪せられ今現に朕の手に在り又は他人の手に歸したる物にして朕に保護救正の義務あるものに付ては朕は通常十字軍從軍者に許されたる期限の猶豫を受くへし。但し現に訴訟中の物件又は十字遠征を企てたる前朕の命令を以て既に審理したる物件は此の限に在らず。然れども朕若し遠征より歸りたるか又は萬一國內に止り遠征に出てさるときは朕は速に之を救治して充分なる正義を行ふを怠らざるへし。

第五十三條 朕の父ヘンリー及び兄リチャードの命令に依りて森林に編入したるものを廢止するに付ても前條の猶豫を存すへし(正義を操行し森林を廢し將た之を引續き貸付するに付きて總て前と同方法に依る)。又從來朕か士族役務

の代料として所有したる知行地なるの故を以て其の後見權を有し來りたるものと同様の方法を以て朕他の知行地の保管を爲すこと及び朕の直轄地外の知行地に創設せられたる寺院にして該地の領主之に權利を有すと主張することに付ては其の救治を猶豫すること前例に同じ。朕十字軍遠征より歸り來るか將た此の國內に止まりて出征せさるときは朕は是等の事に關し速に其の救正の道を計るを怠らざるへし。

第五十四條 夫の死に關する場合を除き凡そ人の死に起生したる婦女の訴に付き人を拘禁繫獄することなかるへし。

第五十五條 凡そ朕の定めたる不正不法の罰金及び國法に背反して科したる過怠金裁判官臨時其の額を擅斷する點に於て罰金と異なれりは悉く之を廢止するか然らざるも之を下條記す所の國安維持の任ある廿五諸侯若くは其の多數とカンタベリー大僧正スチープン(出席することを得は及び其の共に職を行ふに適せりと爲す者と合議して行ふ所の判定に委すへし。若し又スチープン出席する能はざることあるも此の職務は着々進行すべし。然れども若し前述二

十五諸侯中一人たりとも同事件に於ける原告たる者あるときは其の事件に關する事務だけ該人を忌避し二十五諸侯の職員は別に其の補闕員を選擧し其の事件を判定するの誓を爲さしむへし。

第五十六條 同列の適法なる判定なくしてウエールス人より其の英國に在るものとウエールスに在るものとを問はず土地自由其の他の物件を押領剝奪したるときは朕は速に之を復舊すへし。若し此の事に關し争議生するときは英國及びウエールスの境に於て同列之を判定すへし。而して其の遵依する所は英に於ける借地に付ては英國法に従ひウエールスに於ける借地に付てはウエールスの法に従ひ兩國境に於ける借地に付ては其の國境の法に従ふへし。而してウエールス人は亦朕及び朕の臣民に對し右の如く爲すへし。

第五十七條 ウエールス人か同列の適法なる判定に依らずして父ヘンリー王又は兄リチャード王の爲めに押領剝奪せられたるものにして朕現に之を有し又は他の有に屬し朕に於て之を保護するの義務ある總ての物件に付ては朕は一般に十字軍從軍者に許されたる期限の猶豫を受くへし。但し現に訴訟中の物

件又は十字軍遠征を企てたる前朕の命令を以て既に審理を爲したる物件に付ては此の限に在らず。然れども朕若し遠征より歸りたるか又は遠征に臨まずして國內に止まるときは朕はウエールス其の他前記各地の法に従ひ速に之に充分の正義を行ふへし。

第五十八條 朕は猶豫なくレウエリンの子其の他總てのウエールスの人質を釋放し又ウエールス人か平和の保持に付きて朕と締結したる約束の義務を彼等に免すへし。

第五十九條 朕は蘇格蘭王安レキサングアの姉妹人質權利自由を之に返付するに英國貴族に對するものと同じの方法を以てすへし。但し蘇格蘭國王なりし彼れの父ウイリヤムより朕の受けたる特約に依り其の正に然らざるを要すへきものは此の限に在らず。此の事の如何は在廷の貴族の判定に任すへし。

第六十條 此の王國は朕に屬するを以て僧となく俗となく苟も朕の王國の人民たる者朕の王國に於て有する所として許與したる前來序する總ての慣習自由は其の關係する點に於ては彼等人民の隸屬に對して亦之を遵行すへし。

第六十一條 神明の顯榮及び王國の改進の爲め又朕と朕の諸侯との間に起りたる不和を解かむか爲め朕は以上數項の事を允許したり。朕は此の事を確實永遠ならしめむことを欲し此に朕の臣民に與ふるに下記の保證を以てす。即ち諸侯は國內にて其の適任と認むる二十五名の諸侯を選擧し被選者は力を盡して朕か彼等に許與し此の憲章を以て之を確認したる平和及び自由を保持遵行するに注意し又人の之を遵行するを計るへし。若し朕又は朕の裁判官官吏其の他諸有司にして如何なる狀況に於けると如何なる人に對するを問はず右の義務を行はざるか將た其の何たるに拘らず平和安固に關する箇條を破り而して其の罪前記二十五名の諸侯中より更に選ばれたる四名の諸侯の知る所となるときは其の四諸侯は朕に若し朕國外に在るときは朕の裁判長官に其の苦情の趣旨を開陳して速に救濟せられむことを請ふへし。此の場合に於て其の事の朕或は裁判長官に告知せられたる日より計算し四十日以内に朕之に救濟を與へざるか或は朕の國外に在るときは朕の裁判長官之に救濟を與へざるべきは四名の諸侯は其の旨を二十五名諸侯中の殘員に告白すへし。此の場合に於

て二十五名の諸侯は其の苦情の救濟其の望む所の如くならざる間は全國の衆庶と共に朕か城廓土地其の他の所領を押ふる等彼等の能くする百方の手段を盡して朕を掣肘強迫すへし。但し朕並に朕か后及子女の身體は毫も犯すへからず。又苦情の救正を得たるるとき諸侯は舊の如く朕に服従すへし。又王國內に在る者は其の何人たるを問はず前掲の權利を執行するか爲めに二十五諸侯の命令に従ひ且つ彼等に力を協せて出來得べきだけ朕を掣肘することを誓約するを得へし。朕は斯の如き誓約を爲さんと欲する者に完全なる自由を與へ敢て之を妨ぐることをなかるへし。

第六十二條 上記の如く二十五諸侯と協同し朕を掣肘強迫するを欲せざる朕の臣民には朕之をして上記誓約を爲さしむるの命令を發すへし。又若し二十五諸侯中死亡者あり或は國外に出づる者あり其の他何等の方法に由るを問はず苟も上記の權利を實行するを妨げらるゝことあるときは二十五諸侯中故障なき者其の意見に依りて適當の補闕員を選定すへし。此の場合に於て補闕員の誓約は他の諸侯の爲す所に等し又右二十五諸侯の行ふ所に任したる或件に付

き其の全員集會したる場合に於て衆議一決せざるか將た彼等の中招集せられたるに故らに出席せざる者あるか或は出席する能はざる者あるときは出席員多數の議に由りて一決せる所を以て二十五諸侯全員の同意を得たるものと同一しく確實且つ有効のものを見做すへし。二十五侯伯は各自誠意に總て上記の條項を遵守し且つ其の力を盡して之を他に遵守せしむべきことを誓ふへし。朕は朕自ら將た人を以て上記許與せる自由の依りて以て廢止せられ將た減少せらるへき權能を取得することなく若し又之を取得するも全く無効たらしめ敢て朕自ら將た人を以て之を使用することなかるへし。朕と諸侯と爭議の端を開きしより以來朕及び僧俗の臣庶間に起りたる惡感憤怒怨恨は朕悉く之を宥免して復た問はざるへし。加之朕の治世第十五の基督更生祭(Feast) (祭日の名)より平和靜謐の恢復したる日に至る間に朕と諸侯との間に於ける爭議に由て生したる總ての犯行は朕之を僧俗一切の臣僚に宥免し其の朕に關する所は復た問ふことなかるへし。朕は彼れ等の爲めにカンタベリー大僧正ステープン。ダブリン大僧正ヘンリー其の他前記の諸僧正及司長バンドルフの證認する

所の前記諸條項に關する勅狀を作らしめたり。

第六十三條 朕は茲に於て確然英國の寺院は自由なること朕が王國內に在る者は其の何人たるを問はず彼等自身より其の子孫に至るまで總ての物件及び場所に於て朕自身及び朕の子孫より總て前記の自由權利許與を眞成且つ平和に自由且つ靜穩に且つ完全無缺に享有して萬世傳はることなきことを令す。朕は又諸侯と共に善意に且つ疾惡の情なく前記諸條項を遵守すべきことを誓ふ。朕の治世第十七年六月十五日ウキンザー及ステインヌ間のランニメードと稱ふる原野に於て上記證人其の他多衆の面前に於て朕自ら名を署し茲に此の憲章を附與す。

權利請願(Petition of Right) 紀元千六百二十八年チャールズ第一世王即位
第三年

本期集同の議會に於て僧俗貴族及庶民が臣民の種多の權利自由に關し國王陛下に呈出し之に對して全議會に於て陛下の勅答を得たる請願

第一條 集同したる議會に於ける僧俗貴族及庶民誠惶誠恐至尊なる我か國王陛下に奏す。曩きにエドワード第一世王陛下の朝に於て制定せられたる通常に無承諾課税に關する法と稱する法令を以て凡そ此の國に於て國王又は其の繼嗣の租税又は補助金を賦課徴收せらるゝは必ず此の國の大僧正、僧正、諸侯、士族、市民、其の他衆庶の任意の承諾を要するものと爲せり。又エドワード第三世王陛下の御宇第二十五年に開設せられたる議會に於て將來何人と雖も其の意に反して國王に金銀の貸附を爲すことを強ゐらるゝことなしと定めたり、其の理由は斯の如き貸附は道理及此の國に於ける權利に悖戾するを以てなり。又他の法令を按ずるに何人と雖も冥加税 (Benevolence) と呼はるゝ賦課其の他同類の義務を負はしめらるゝことなしと定め居れり。要するに前記諸法及他の良法に依りて古來陛下の臣庶は議會に於ける共同の承諾を以て賦課せらるゝものにあらざれば何等の租税補助金其の他の義務を負擔することを強ゐられざるの自由を有するや明けし。

第二條 然るに近來種々の委員に雜多の委任訓示を與へ之を諸郡に派し以て各

所に陛下の人民を招集し彼等に要するに資財を陛下に致すことを以てし多數の人民は之を肯せざるの故を以て國法の保障せざるに徒に彼等に對して誓詞を爲すことを強ゐられ陛下の樞密院其の他の場所に出頭し陳辯するの義務を負はしめられ或は之か爲めに禁錮繋留の辱を受け其の他種々の妨害煩累を蒙れり。又知事副知事治安裁判官其他の有司は陛下又は樞密院の命令に依り國の法律及び自由慣習に反し諸郡に於て種々の他の賦課を人民に負擔せしめたり。

第三條 又英國の自由の大憲章と稱する法律は凡そ自由民は同列の適法の裁決又は國法に依るの外捕縛拘禁せらるゝことなく其の所領自由又は自由の慣習を褫奪せらるゝことなく法外に排斥せられ又は放逐せらるゝことなしと規定したり。

第四條 又エドワード第三世王の御宇第二十八年に於て議會は法令を布きて凡そ人は其の如何なる財産を有し如何なる状態に在るを問はず法律上の手續に於て答辯の機會を與へらるゝにあらざれば其の所有地又は借地の外に逐はれ或は捕縛拘禁せられ將た絶家せられ又は死に致さるゝことなしと定めたり。

第五條 然るに右法令其の他此の事に關する此の國の良法の規定に悖り陛下の臣民中近來其の理を示されずして漫りに拘禁せられたる者多し。加之斯かる囚人を釋放するか爲めに彼等陛下より發し玉ふ人身保護狀に依り裁判官の前に送致せらるゝ時は、裁判所の命令に依り處分を行ふか爲めに其の保監者拘禁の理由を證明すへしと命令せらるゝも敢て何等の原由を證せず唯た陛下の樞密院の副署を備ふる陛下の特命に依り之を抑留したるのみとなす。然かも此の場合に於て彼れ等囚人は或罪科を以て論せられ之に對して法律に従ひ答辯を爲すことを許さるゝことなく固圜に逐還せられたり。

第六條 又近來多數の陸海軍兵を全國都郡に分派し住民は其の意に反して之を其の家宅に宿舍せしむることを強ゐられ尙ほ國の法律慣習に悖り人民の疾苦を顧みず引續き永宿せしめたり。

第七條 又エドワード第三世王の御宇第二十五年に於ける議會の權能に依り凡そ何人と雖も大憲章及國法に背き其の生命肢躰に關する裁判を受くることなしと定め又同法其の他の國法を以て凡そ人は國の慣習に依ると議會の法制に

出つるを問はず苟も此の國に設定せられたる法律に基くの外死刑に處せらるゝことなしと定め又如何なる種類の犯罪人と雖も此の國の法律の定むる裁判手續及罰法より除外せられ別段なる方法を適用せらるゝことなしと定めたり。然るに近來陛下の御璽の下に種々の委任狀を發せられ之に依りて或者に下記の權能を附與し其の委員たらしめたり。即ち陸海軍人其の他之と共働する横行者をして殺人罪強盜罪暴動罪其の他重輕罪を犯す者あるときは戰時法の正義に従ひ其の所在地に進行し戰時法に適し戰時軍中に於て用ゐらるゝか如き簡易なる手續順序を以て斯かる犯人の審判處斷を實行し戰時法に依り之を死刑に處することを得せしめたり。

第八條 右の委任に託して陛下の臣民中既に右委員の爲めに死刑に處せられたる者あり。其の場合は即ち國の法律に於て死刑を以て論すへき者なりせば宜しく之を以て裁判處分すへく決して他の法に依りて裁斷實行すへきものにあらず。

第九條 又之に反して種々の醜惡なる罪人は右委任の旨に托して巧に除外(Out)

「imprison」を要求し陛下の諸有司裁判官等か不當にも斯かる犯人は唯戦時法に依りて前記委員の権能之を處断するを得るのみと主張し國法に従ひて之か處分を行ふことを拒否し又は避けたるの故を以て陛下の國土の法律上當然受くべきの刑罰を免れたり。此の如き委任の類は悉く此の陛下の國土の法律に背反すること甚太しきものなり。

第十條 臣等是を以て今誠惶誠恐聖明なる至尊陛下に請ふに次の諸件を以てす即ち將來に於ては何人と雖も議會の行爲を以て表明する一般の承諾あるにあらざれば何等の贈與貸付冥加金税金其の他一切之に類似の負擔を爲すを強むらるゝことなく又何人と雖も此の事に付き又は之を拒みたるに付き又は誓約を爲し或は出席することを強迫せらるゝことなく又拘禁其の他の妨害を蒙ふることなく自由民は總て前來記載したる方法を以て製縛拘禁せらるゝことなし。又陛下は前記陸海軍兵を撤去するに異議あらせ玉まはず陛下の臣民をして將來前記の如き重務を負ふことなからしむへし。又前記戦時法の手續に關する委任は全く無効たらしめ將來斯かる性質の委任は前記の如く施行せらるゝ

か爲り何人にも之を授くることあるへからず。是れ憲に其の権能に托して時に此の國の法律及特權に反し陛下の臣民を死に致すことあるを恐るゝに出づるなり。

第十一條 凡そ臣等の誠惶誠恐以て至尊陛下に請ふ所ものは此の國の法律に従ひ臣等の權利自由として授けられむとを請ふものなり。仰き希くは陛下勅を發して前來掲ぐるか如き人民に害を興ふる所の授權行働手續は將來何等の因たらしめず將た典例となさゝることを宣示し玉はむことを。又願くは人民の幸福安全を將來に増進せむか爲めに優渥なる御詞を發して陛下の百官臣僚は前記諸項に付き能く此の國の法律に遵依し忠誠以て陛下に奉仕し以て陛下の盛徳を宣揚し以て斯の國の繁榮を増進するを努むべき旨を宣示せられむことを。

右に對し議會に於て勅答し玉ふ其の詞に曰く「宜しく汝等の好む所を以て法と爲せよ」。

權利法典 (Bill of Rights) (紀元千六百八十九年ウキリアム三世王及メリー女王即位第一年)

第一條 ウエストミンスターに集同したる僧俗貴族及庶民は此の國の人民の總ての階級を適法に完全に且つ自由に代表し我主の千六百八十八年二月十三日を以て各其の適當の資格を以て在席あらせたまへる當時ヨレンデ公及女公ウイリアム及メリーなる名稱を以て稱呼せられ且つ知られたる兩陛下に右貴族及庶民の作りたる書面を捧呈したり其の辭左の如し。

先王ゼームス二世は其の使役したる種多の惡逆なる顧問官裁判官諸重官の補助に依り次の諸方法を以てプロテスタント教耶蘇新教の一派及此の王國の法律及自由を打却滅盡せむことを計れり。即ち

第一 議會の承諾を経ずして法律及法律の執行を省除 (Dispensing) 且つ停止 (Suspending) するの權力を取り且つ行ふことに依り、

第二 右の權力に服従するを宥免せられむことを誠懇以て請願せるか爲めに諸多の高貴なる僧侶を繫獄處刑することに依り、

第三 宗教上の事件に關する委員裁判所と稱する裁判所を創設するに付て國璽を鈐したる委任狀を發し且つ之を實行せしめたることに依り、

第四 議會の許與したる所に異なりたる時期に於て又之と異なりたる方法を以て大權を名とし國王の使用に供する財金を徵收することに依り、

第五 議會の承諾を経ずして平和の時に於て此の王國の内に常備軍を徵發保續し且つ法律に背きて兵士を宿舍せしむることに依り、

第六 羅馬教徒は武裝し且つ法律に反して從軍せしめらるゝに同一の場合に於て諸多の良民に對しては其の「プロテスタント」教徒なるの故を以て武裝するを禁ずることに依り、

第七 議會に於て奉仕すべき議員を選擧するの自由を破ることに依り、

第八 獨り議會のみ關與し得べき事項に付き國王坐席裁判所 (Court of Kings Bench) に於て處斷を爲すことに依り、其の他種々の專横且つ違法の手續を爲すに依り、

第九 又近年偏頗破廉恥にして不適任なる者審判に參與する陪審官に選

ばれ其の役を勤めたり殊に重反逆罪(High Treason)に對する審判に參與すべき種々の陪審官に於て然るを見たり又此の陪審官は自由領地人にあらずらざる。

第十 刑事事件を以て繫獄せられたる被告人より過當の保釋金を要求し臣民の自由の爲めに定められたる法律の利益を剝奪せむとしたり。

第十一 又過當の罰金を課し違法且つ殘忍なる刑罰を加へたり。

第十二 又罰金及沒收の制裁を課すへき犯人に對する裁斷(Convicion)又は判決(Judgement)ある前に於て豫め其の罰金及沒收に付き種々の特許約束を爲したり。

總て以上の條々は此の國の法律及自由に全く且つ直接に反對するものなり。又先王ゼームス二世は此の政府を退き王位は之に依りて空虚となりたるを以てオレンジ公殿下全能なる眞神は殿下を以て此の王國を羅馬教の專横なる權力の下より救助するの名譽ある器械たらしめむことを欲したまは書を具してプロテスタント教徒なる僧俗貴族に送り又別に書を數多の郡府

等に送り是れ僧俗貴族と庶民中の種多の主なる人の勸奨に依れる所なり以て彼れ等の宗教、法律及自由か復た打却せらるゝの危險に際會せざらむことを確定するか爲めに彼等を代表し千六百八十八年一月二十二日ウエストミンスターに集同開議すへき議會に權利として出席すへき人物を選擧せしめたりしに此の書狀に基づき選舉の事行はれたり。

又斯くの如くにして僧俗貴族及庶民は各其の書狀及選舉に因り今や此の國民の完全且つ自由なる代表者として集同し前記の諸目的を達する最良手段に付き最も慎重なる熟議を遂げ先づ第一に(彼等の祖先か同様の場合に於て通常行ひたるか如く)彼等の古來の權利及自由を顯表確立せむか爲め次の如く公示す。

第一 議會の承諾を経ずして王權に依り恣に法律の効力を停止し又は其の執行を停止するの虚偽の權力は違法なり。

第二 近時取得且つ實行せられたるか如く王權に依り法律を省除し又は法律の執行を廢止するの詐稱の權力は違法なり。

- 第三 近時の宗教上の事件に關する委員裁判所を設置するの委任其他之に類する委任及裁判所は悉く違法且つ有害なり。
- 第四 議會の許與なくして大權を名とし議會に依りて許與せられ又は許與せらるべき時期よりは長く又其の場合と方法とを異にして國王の使用に供する爲め財金を徵收するは違法なり。
- 第五 國王に請願するは臣民の權利なるか故に斯かる請願を爲したるか爲めに人を禁獄し又は處斷するは違法なり。
- 第六 議會の承諾を以てするにあらざれば平和の時に於て王國內に常備兵を徵發且つ保續するは法律に反するものなり。
- 第七 凡そプロテスタント教徒なる臣民は其の身分に相應する武器を自衛の爲めに携帯するを得べく法律は之を許すへし。
- 第八 議會の議員選舉は須く自由ならざるへからず。
- 第九 議會に於ける言論の自由討議及び議事手續は議會の外に在りて裁判所其他何等の場所に於ても告訴將た質問せらるへからず。

第十 過當の保釋金は之を求むへからず過當の罰金は之を課すへからず殘忍異常の刑罰は之を加ふへからず。

第十一 凡そ陪審官は適當に登録せられ且つ選舉せらるへし又重反逆罪に關する審判に附せられたる人を審理する陪審官は自由領地人ならざるへからず。

第十二 裁判に先ち特定の人に就き罰金及沒收に關する特許及約束を爲すことは悉く違法且つ無効なり。

第十三 又總ての苦情を救正せむか爲め及法律を修正し鞏固にし保全せむか爲めに議會は屢開設せられざるへからず。

僧俗貴族及庶民は其の疑ふへからざる權利及自由なりとして前記諸條項(全般に且つ各別に)を要求し且つ確執す是等諸條の何れの點に關するを問はず凡そ人民の障害に歸すへき公示裁判行爲手續等は將來依りて以て何等の結果をも生すへからず將た何等の例示たるへからず。

斯く權利を要求するに付きて僧俗貴族及庶民は斯の權利に付きて充分の

救済を受くる唯一の手段たるオレンジ公殿下の公示に依り殊に奨励せらるゝ所あり。

乃ちオレンジ公殿下は其の既に歩を進めたる救正の業を遂げたまひ尙ほ亦貴族及庶民か此に確定したる権利の侵害より其の他其の宗教權利自由に對する一切の企圖より貴族及庶民を保全したまはむことを確信す。

第二條 僧俗貴族及庶民ウエストミンスターに集同し次の如く決定す。即ちオレンジ公及同女公たるウイリアム及メリーは英蘭法朗西愛爾蘭及是等に屬する諸領土の國王及女王たり。又斯く宣言せらる兩殿下在世中及其の中にて生存し残りたまふ一方の在世中王國及領土の王位及王威を保ちたまふ。又王權の専有且つ完全なる執行權は公及女公の在世中に在りては獨りオレンジ公に存し同公は其の名及同女公の名に於て之を行ひたまひ其の逝去の後は王國及領土の王位及王威は同女公の肉縁の繼嗣之を受く。若し斯かる繼嗣なきときはデンマルクの女公アン及其の肉縁の繼嗣之を受く。若し又斯かる繼嗣なきときは前記オレンジ公の肉縁の繼嗣之を受くへし。而して僧俗貴族及庶民は

此に前記公及女公に此の議定を容れられむことを懇請するものなり。

第三條 僧俗貴族及庶民は更に議定す凡そ法律に於て忠勤及最高權に關する宣誓を爲すへき者は將來次に記載する誓約を爲すへし。而して從來の忠勤及最高權に關する宣誓は以後之を廢止すへし。

自分何某はウイリアム王陛下及メリー女王陛下に對し誠實にして堅く真正の忠義を盡すへきことを誠意以て約し且つ誓ふ。

神明夫れ我れを祐けよ。

自分何某は羅馬法王又は羅馬宗(Sce of Rome)より出づる或る權能に依りて破門又は貶黜せられたる國君に付ては其の臣民に於ても亦之れが位冠を剝き又は之を弑戮し其の他如何様にも爲すことを得べしと稱ふる暴惡なる教旨を以て邪宗異端とし精神より嫌憎厭忌して必ず之を排斥すべきことを誓ふ。又自分ハ國外の君王常人高僧國又は權能は此の國土の内に於て何等の裁判權權力最高權高位或は宗教上將た精神上の權威を有せず又有すへきものにあらざること宣言す。

神明夫れ我れを祐けよ。

四六

第四條 斯の如くにして兩陛下は前記宣言書に含む所の貴族及庶民の決議及希望に從ひ英蘭法朗西愛爾蘭の三王國及是等の國に屬する諸領土の王位及王威を享受したまへり。

第五條 又右に因りて兩陛下は僧俗貴族及庶民が議會の兩院を成し引續き集同し兩陛下の准認を経て此の王國の宗教法律自由の確立に關し有効なる條規を設定し以て是等の將來再び破却せらるゝの危險に際會せざらむことを欲したまへり。僧俗貴族及庶民は異議なく之に賛同し且つ之に從ひて着手したり。

第六條 今や前條項に從ひ僧俗貴族及庶民は集同したる議會に於て議會の權能を以て適當の方式に於て制定せられたる法律の効力に依り前記宣言及其の中に含む條款事項を追認し鞏固にし確實にするの目的を以て次の如く宣言規定せられむことを陛下に請願す。即ち前記宣言中に確認且つ要求せらるる權利及自由は全般に且つ各別に此の王國の人民の真正の古來襲行する明白なる權利及自由にして人も亦皆な斯く考慮認定判斷思惟了解し前記宣言中に明示せ

らるゝ如く前記各項は全體且つ各別に確然且つ嚴然遵依保守せらるべし。而して百官有司は悉く將來に於て右宣言に從ひ兩陛下及陛下の繼嗣に奉仕すべし。

第七條 僧俗貴族及庶民は陛下の祖先の王位に即きて吾人臣民を治めたまへる兩陛下の玉體を最も幸福に保全するは僧俗貴族及庶民は此の事に關し其肺腑より最も恭謙なる感謝の意を眞神に致すものなり全能なる神明の驚くべき職掌及其の此の國民に對する優渥なる良感に於て如何に神意に適ふかを慎重に考慮したる上此に眞正且つ確然に誠意を以て次の事項を考察し且つ之に依りて其の事項を識認且つ宣言す。即ちゼームス二世王は政府を退き兩陛下既に王位及威嚴を受けたまひたり。乃ち兩陛下は此の國土の法律に依りて吾等の主上及后上たる英蘭法朗西愛爾蘭及是等諸國に屬する諸領土の王及女王と成りたまひ過去既に王及女王にして又現に然り。且つ權利上當然然るべく而して此の國土の王位及王威は之に附屬する總ての榮譽記號名稱王權大權權力裁判權及權能と共に最も十分に正當に且つ完全に玉體に聯結附着するものな

第八條 王位に對し虚偽の權利を主張し爲めに此の國內に種々の紛議を生ずることなからむか爲めに又王位繼承の確固を保全せむか爲めに僧俗貴族及庶民は兩陛下に奏請するに前記諸王國及諸領土の王位及王權は之に屬する諸條項(全般に且つ各別に)と共に兩陛下在世間は兩陛下に又其の中一方世を去り給ふときは生存し残りたまう一方の在世間存在し且つ引續き存留すべきことを規定且つ宣示せられむことを以てす。又王權及王政の完全無缺なる執行權は兩陛下共に在世の間は兩陛下の名に於て獨り國王に存在し且つ國王に依りて行はるべく兩陛下崩御の後には王位及諸條項は女王肉縁の繼嗣に存在し又殘留すべく若し斯かる繼嗣なきときはデンマーク女公アン殿下及其の肉縁の繼嗣に存在し且つ殘留すべく又若し斯かる繼嗣もなきときは國王陛下肉縁の繼嗣に存在し且つ殘留すべし。僧俗貴族及庶民は人民全體の名に於て至恭至誠彼れ等自身より其の子々孫々に至るまで永遠に此の事を遵奉し敢て渝ゆることなかるべく尙ほ進んで誠意に次の約束を爲す。即ち彼等は全力を盡し其の生命

財産を提けて兩陛下の爲めに又此に特定列記せらるる王位の限定及繼承の爲めに輔翼支持防禦の任を盡し以て何人にも之に反對の所爲を試むる者を禦歴すべし。

第九條 羅馬法王の權力に服従する君主又は法王の教徒と結婚せる國王又は女王の支配を受くるは此プロテスタント教國の安固及平和と相容れざる所なるとは經驗の示す所なるを以て僧俗貴族及庶民は更に進んで次の如く規定せられむことを陛下に奏請す。即ち何人たりとも羅馬宗又は羅馬寺院に現に一致する者又は將來一致すべき者又は之と交通を保つべき者將た又法王教を公信し或は法王の教徒と結婚する者は此の國愛爾蘭及是等に屬する領土又は是等の一部分の王位及政權を相續掌握將た享有し或は右等の中に於て何等の王權權能管轄權をも領有使用將た執行することを拒まれ且つ永遠に是等の能力を有せざるべし。又若し此の如き場合を生ぜば此の國の人民は悉く其の忠勤の義務を免除せらるべし。而して王位及政權はプロテスタント教徒にして且つ當然之を相續享有すべき人常に之を相續且つ享有すべし。若し是等の人羅馬

教徒と一致交通を保ち信仰を公にし又は結婚するときは自然に死亡したる者と同視すべし。

第十條 凡そ此の國の王及女王にして將來何の時に於ても此の王國の王位に登る場合に至り之を繼承する者は即位後の第一議會集同の第一日に此に集同したる貴族及庶民の面前なる貴族院に在る玉座に着席して或は國王又は女王の即位式の場合に於て即位の宣誓を爲す時其の宣誓を司掌する人の面前に於てチャールズ第二世王の治世第十三年の制定に係る羅馬教徒に國會兩院に着席するの權能を拒否し以て國王の身體及政治を更に有効に保全するを計るの法と稱する法律中に記載する宣言を爲し之を約束し且つ聞き得べき様反覆すべし。然れども若し國王又は女王の此の國の王位を繼承する時に於て其の年齢十二歳未滿なるときは其の即位式の時に於て又は十二歳に達したる後初めての議會集同の第一日に於て宣言を爲し之を約し且つ聞き得べき様反覆すべし。

第十一條 凡そ兩陛下に於て満足を表したまふ所の事項は此の現議會の權能に依り宣示規定且つ確立せらるべく而して永久此の國の法律として存在すべし。

又右の事項は集同したる議會に於ける僧俗貴族及庶民の勸奨承諾及其の權能に依り兩陛下之を宣示規定且つ確立するものなり。

第十二條 前記の權能に依り更に次の如く宣示且つ規定す。即ち現時の議會會期以後は或法律又は其の一部に付き其の効果を免除するの例を許すべからず。此の如きは全く無効にして何等の效力を有せず但し該法律に於て此の事を許す場合は此の限に在らず。又此の議會會期間に法律となるべき一二の法案中に特に規定したる場合に付きても亦然りとす。

第十三條 前數條の如く規定すと雖も我主の一千六百八十九年十月二十三日以前に許與せられたる特許准許特免は此の法典に依りて毫も侵害せられ又は廢棄せらるゝものにあらず。是等は法律上此の法典制定前の如く依然其の效力を有し猶ほ此の法典の嘗て制定せられざりしに異ならざるべし。

皇位確定法 (Act of Settlements) (紀元千七百年ウィリアム第三世王即位第

十三年)

皇位に一層進みたる限定を爲し又臣民の權利自由を更に確保する爲めの法律
 第一條 陛下及至仁なる故后メリー女王の御宇の第一年(幸福なる紀念)に於て臣
 民の權利及自由を宣示し且つ王位の繼承を確定する法律と名づくる議會の法
 律制定せられ其の中に次の事項(他にも規定せられたる事項あるか中)に規定
 確立且つ宣示せり。即ち英蘭法朗西及愛爾蘭の諸王國及是等に屬する諸領土
 の王位及王政は陛下及故女王の共に在世したまふ間は陛下及同女王に存し且
 つ引續き其の生存し残り給ふ一方に存すべく陛下及女皇の崩御の後は故女王
 の肉縁の繼嗣に存在し且つ殘留すべく若し又此の如き繼嗣なきときはデンマ
 ルクの女公アン殿下及其の肉縁の繼嗣に傳へ其の之なきときは陛下の肉縁の
 子孫に傳ふへしと。同法律は更に進じて凡そ當時又は後日羅馬宗又は羅馬寺
 院に一致する者又は之と交通を保つ者又は羅馬法王教を公信し將た同教徒と
 結婚する者は此國及愛爾蘭及是等に屬する諸領土又は其の一部の王位及政權
 を相續掌握享受し或は右等の中に於て何等の王權權能又は管轄權を領有使用
 將た執行することを拒まるべく且つ此の法律に依り永遠に是等の能力を有せ

ざると規定せり。又總て此の如き場合に於ては此の國の人民は悉く其の忠
 勤の義務を免除せらるへしと規定し更に進みて王位及政府はプロテスタント
 教徒にして且つ當然之を繼承享有すべき人常に之を相續且つ享受すへし若し
 是等の人羅馬教徒と一致交通を保ち信仰を公にし又は結婚するときは自然に
 死亡したる者と同視すへしと規定したり。右の法律及其の中に包含する確定
 事項の制定後は陛下の良民は陛下か人民の宗教權利自由の完全且つ自由なる
 享受を復舊せむか爲めにしたまふ良業及力行に成效を興ふる神明の天職に依
 り是れ等の完全自由なる享受を復舊するを得たるを以て此の上に次の一事を
 希望するの外更に復た他に得むと欲する更に大なる現世の福祉を知らざりし。
 之れ他なし此良民か平和神明の力に依り其の恩を受け其の祖先多年の川歐羅巴
 の改革宗教及自由の主なる確立者たる今上陛下と此の國の臣民の常に貴重す
 る至仁なる女王陛下とに出づる皇裔を得むことを切望せり。然るに女王及前
 途最も多望なりしグロスター公ウィリアムは全能の神之を取り去りたまひ陛
 下及此の臣民の言ふへからざる悲歎愁悼を來せり。此の臣民は斯かる困扼に

際して尙ほ陛下及女王長壽を保ちたまひ陛下又は女王に前記法律中に規定する各限定に依り王位及王政權を繼承すべき相續者を得せしむるは全く全能なる神明の意なりと思惟し終始此の慶福に付きて天恵を祈りたり。又此の臣民は常に陛下か斯く諸王國の現在及將來に於ける平和に付き深く軫念を勞させたまふことを了認し殊に國家の慶福宗教の安固の爲めにプロテスタント派の王位繼承に關し更に充分なる規定を設くへしとするの叡慮の存するを知る者なり。又此の臣民は前記法律に於ける限定の範圍を出て、別に據るべき規定を見ざる場合に於て王位に對し虚偽の權利を主張する者を生し爲めに王位繼承のことに付き疑念争議を來すことあるを防ぎ又豫め此の繼承の事を確定し置きて以て陛下の臣民が事に臨み安全に依頼し自ら保護するを得べき方法を求むるに備ふるは此の國の平和安固の爲めに必要にして缺くへからざることなりと思惟す。是等の故を以てプロテスタント派の王位繼承に付き更に進みて規定する所あらむことを欲し陛下の最も忠誠なる臣民たる僧俗貴族及庶民は集同したる現議會に於て陛下に奏請するに至る陛下は集同したる現議會

に於ける僧俗貴族及庶民の勸奨及承諾を經且つ其の權能に依り次の如く規定且つ宣示することを得、又實に斯く規定且つ宣示せられしことを以てす。即ち故王ゼームス第一世の女故ボヘミヤ女王たる至尊エリサベスの女にしてハノーヴァーの女主至尊ソフキヤ女公はプロテスタント派の英蘭法朗西及愛爾蘭諸國及是等に屬する諸領土の王位及王位繼承の順序に於て今上陛下及デンマルク女公アンの後アン女皇の肉縁の繼嗣及今上陛下の肉縁の繼嗣なき場合に次に來るべき者とす。即ち今上陛下及デンマルク女公殿下崩御せられアン女公及陛下共に肉縁の繼嗣なきときは英蘭法朗西及愛爾蘭王國及是れ等に屬する諸領土の王位及王政は是等國土の王家の尊嚴及之に屬する榮譽王權大權權力管轄權及權能と共に至尊なるソフキヤ女公及其の肉縁の繼嗣のプロテスタント教徒たる者に存在し殘留し引續くへし。僧俗貴族及庶民は此の國の總ての人民の名に於て彼れ等自らより其の子々孫々に至るまで至恭至誠此の事を遵行すべきことを表明し且つ誠實に次の約束を爲す。即ち今上陛下アン殿下崩御の後各其の肉縁の繼嗣なきときは貴族及庶民は此法律中に特定包含する

王位の限定及繼承に従ひ其の力を盡し生命財産を提けてプロテスタント教徒なるソフキヤ女公及其の肉縁の繼嗣を輔翼且つ保護し何人たりとも之に對し何等反對の企を爲す者を防遏すへし。

第二條 然れとも凡そ此の法律の限定に依り前記王位を繼承すへき者羅馬宗又は羅馬寺院と現に一致し又は將來一致すへきとき又は之と交通を保ち或は法王教を公信し將た羅馬教徒と結婚するときは之をして法律カスの如き場合に就き規定且つ確定する不能力者たらしむへし。又凡そ此の法律に依りて此の王國の王位を受くへきに至り之を繼ぐ所の此の國の國王及女王は各其の即位式に於て今上陛下及故女王メリーの共同の御宇第一年に制定せられたる即位式宣誓を確定するの法律と號する議會の法律に従ひ國王及女王の爲めに行ふ即位宣誓式を踐むへく又前きに第一に引照記載せる法律中の宣示を其の規定する方法及形式に於て行ひ且約し且つ反覆すべし即ち之に依りて茲に此の規定を設くるなり。

第三條 今上陛下及デンマルクのアン女公の崩御後同女公及今上陛下の肉縁の

繼嗣なき場合に於て我れ等の宗教法律及自由を保安するに更に進みたる規定を設くるは必要のことたるへきに因り至尊なる國王陛下は集同したる議會に於ける僧俗貴族及庶民の勸奨承諾を經且つ其の權能に依りて次の如く規定せらるへし。即ち

何人にてても以後此の王位に登る者は法律を以て確定する所に従ひ英蘭寺院と交通を保つへし。

又此國土の王位及威嚴か將來英蘭王國の出生者にあらざる者に歸するとき此の國民は議會の承諾あるにあらざれば英蘭王位に屬せざる領土の防護の爲めにする交戦に従事するの義務を有せざるへし。

又何人たりとも將來此の王位に登る者は議會の承諾なくして英蘭蘇格蘭或は愛爾蘭の領土の外に往かざるべし。

又此の法律を以て規定する一層進みたる限定の效力を生ずる時より後は樞密院か此國の法律及慣習に依り適當に關與すへき事項にして此の王國の良政に關するものは悉く同院に於て處置せらるへく而して其の院に於て行は

れたる決議は之に付きて勸奨承諾を與ふる樞密院議官の名を署すへし。

又前記の限定の効力を生ずる後は英蘭蘇格蘭又は愛爾蘭の諸王國又は是れ等に屬する領土の外に生れたる者英國人なる兩親より生れたる者を除きて假令の歸化人たりともは樞密院議官たり又は議會兩院中の議員たることを得ず又民事と軍事とを問はず何等信託の官又は地位を享け又彼れ又は彼れの信託者は國王より土地借地等を受くるを得ず。

又何人たりとも國王より利得ある官又は地位を受け又は國王より恩金を受くる者は庶民院の議員として奉仕することを得ず。

又前記の限定効力を生ずる後は裁判官の委任は其の良行の續く間依然として存すべきものなり。然れども議會兩院の奏請あるときは之を黜免することを得へし。

又英蘭の國璽を以てする特免は議會に於ける庶民院の彈劾に對し免責の理由となすに足らず。

第四條 英國の法律は英國民の生れなから保有する權利にして此の國の王位に

登るべき國王及女王は此の國法に従ひ其の國政を掌るべく百官有司亦之に従ひて各之に奉仕すべきものなるを以て僧俗貴族及庶民は更に進むて次の事項を請願す。即ち此の國の確定したる宗教及權利自由を保安する此の國の總ての法律其の他現に行はるゝ此の國の一切の法律は之を追准且つ確認し得べく乃ち陛下は僧俗貴族及庶民の勸奨及承諾を經且つ其の權能に依りて之を追准且つ確認すへし。

亞米利加合衆國憲法千七百八十

七年制定

千七百八十五年五月國會コンGRESSの一委員は聯邦條款の變革を勸奨する一の報告を提出せしが國會は此の報告に關して何等の處置をも爲さず直ちに之を州立法部の審議に付せり。千七百八十六年一月ヴァージニア州立法部は委員五名を任命するの決議を爲し而して其の全員又は三名は他の聯合諸州と協議の上定むる所の時及び場所に於て他の聯合諸州の任命する同種の委員と會同し合衆國の商事を審議すべきものと定めたり。此の委員會は聯合諸州の共同の利益及び永遠の和親を保全せむか爲には如何なる程度まで其の商事上の規定に一樣の制あるを要するやを考究し而して聯合諸州に對し後日諸州の追認を得ば國會に於ける合衆國に於て此の事に關する法律を制定し得るの效果を生すべき此の大目的に係る一の決議を報告するの任務を有するものとす。ヴァージニア州の委員は他の諸州と協議して後委員會の會合すべき期日を九月第一月曜日第一月曜日に定め其の場所をアンナポリス市と定めしが之

に與りたる他州は頗る少數にして僅にデラウェア、ニューヨーク、ニューゼ
ルシー、ペンシルヴェニアの四州のみ、マサチューセツ、ニュー、ハンブシヤイヤ、
ノルス、カロリナ及びロード、アイランドの諸州の選出する委員の如きは之に
缺席せり。斯く少數の代表ながらに出席委員は一の報告を決定し(ニューヨ
ーク州選出委員ハミルトン氏の起草に係る)若し委員を任命したる各州に
於て更に次に記載する事項を行はむか爲五月第二月曜日を以てフィラデル
フィヤに會合すへき委員を任命するに同意し、且つ之に關し他の州の同意
を得るに付委員の計圖する所を用ゐんか其の結果大に斯の合衆聯合の利益
を増進すへしと云ふの總委員一同の意見を發表せり。委員の行ふへき職務
は、即ち第一に合衆國の狀勢を考査し、彼れ等か聯合政府の憲法をして斯の聯
合の必需に應せしむるに必要なりと思惟する規定を示し、且つ議會に於ける
合衆國に對して其の同意を經、各州立法部の確認を得るに及んで法律たるへ
き右の目的に係る一議決を報告するに在りたり。

千七百八十七年二月二十一日議會は會議コンベンションを設くるの議を可とするの決議を

爲し、未だ委員の任命なき諸州の立法部(ロード、アイランド州を除く)は速に之
を任命せり。同年五月二十五日七州の相集同するや、ヴァージニヤ州のジョ
ージ、ウァシントン氏全會一致を以て議長に選任せられ、憲法を改定するの會
議此に始められり。千七百八十七年九月十七日既に淨書を終へ會議の同意を
經たる憲法はマサチューセツ州のガレ、及びヴァーヂニヤ州のメーン
ン氏及びランドルフ氏を除き出席委員總員の署名する所となり、會議の議長
は新憲法に依り組織せらるへき聯合政府の行爲を示す所の決議書と説明書
とを添へ之を議會に送付せり。議會は千八百八十五年九月二十八日を以て
新憲法及び之に關する決議書及び説明書は總て會議の決定したる所に從ひ
て之を各州人民か其の州に於て選任する委員の會議に付せんか爲州立法部
に送付すへしと命令せり。

千七百八十九年三月四日即ち新憲法に依りて組織せられたる政府の行爲を
開始すとの期日に於て新憲法は其の審議の爲に各州に於て選任したる委員
會の追認を受けたり。其の順序左の如し。

デラウェア州 千七百八十七年十二月七日
 ペンシルヴェニア州 千七百八十七年十二月十二日
 ニューゼルシー州 千七百八十七年十二月十八日
 デュージャ州 千七百八十八年一月二日
 コンチクチカット州 千七百八十八年一月九日
 マサチューセッツ州 千七百八十八年二月六日
 メリーランド州 千七百八十八年四月二十八日
 サウスカロリナ州 千七百八十八年五月二十三日
 ニューハンプシャイヤ州 千七百八十八年六月二十一日
 ヴァージニア州 千七百八十八年六月二十六日
 ニューヨーク州 千七百八十八年七月二十六日
 大統領は千七百九十年一月二十八日を以て千七百八十九年十一月二十一日
 フルスカロリナ州は新憲法を追認せしことを又千八百九十年六月一日を以
 てロードアイランド州は千七百八十九年五月二十九日此の事を爲せしこと

を各議會に通報せり。ヴァモント州は千七百九十一年一月十日新憲法を追
 認し千七百九十一年二月十八日可決せられし議會に依りて合衆國の完全な
 る一新成員なりとし斯の聯合内に入ることを許されたり。

吾人合衆國人民は更に完全なる聯合を組織し正義を確立し國安を保持し外防に
 備へ衆庶の福利を増進し吾人及び吾人の子孫に斯の自由の慶福を保證するの目
 的を以て亞米利加合衆國に對し此の憲法を制定す。

第一條

第一節 此の憲法中に許與したる立法權は總て之を元老院及び代議院を以て組
 織する合衆國議會に授くへし。

第二節 代議院は諸州の人民に於て二年毎に選舉する議員を以て組織し各州の
 選舉人は議員の最も多數なる州立法部分體の選舉人に要する資格を具ふべき
 ものとす。

何人を論ぜず年齢滿二十五歳に達し七年間合衆國國民と成り且つ選舉の當時

其の選出州の住民たるに非ざれば代議院議員たることを得ず。

(代議院議員及直接租税は此の聯合内に入る可き各州の人口に比例して各州の間に之を配當す可し。各州の人口は自由人の總數に年期被役者を含め、納税せざる印度人を除き、之に自由人以外の總員五分の三を加へたるものなり。括弧内は修正第十四條第二節を以て改正せり。人口の調査は合衆國議會初集合の後三箇年以内に、其の後は十箇年毎に、各法律の命する所の方法に依りて之を行ふへし。代議院議員の數は人口三萬毎に一名を選出するの割合を超ゆへからずと雖も、各州は少くとも一名を選出せざるべからず。人口調査の結了するまではニュー、ハンプシヤイヤ州は三名を、マサチューセツ州は八名を、ロード、アイランド州及びプロビデンス、ブランデーション州は一名を、コンチカット州は五名を、ニュー、ヨーク州は六名を、ニュー、ゼルシー州は四名を、ペンシルヴァニア州は八名を、デラウエア州は一名を、メリーランド州は六名を、ヴァージニア州は十名を、ノルス、カロリナ州は五名を、サウス、カロリナ州は五名を、デョー、ジャ州は三名を各選出するの權を有すへし。

州の選出する代議院議員に缺員を生ずるときは、其州の行政官廳は此の缺員を補はむか爲に選舉令を發すへし。

代議院は議長其の他の吏員を選任し、又彈劾の全權を有すへし。

第三節 合衆國元老院は各州立法部か六箇年の任期を以て選出する二名の元老院議員を以て之を組織すへし。元老院議員は各一箇の投票權を有すへし。

元老院議員の第一選舉に由りて集同するや、直ちに之を可及的均分して三部と爲すへし。第一部の議員は二年の終りに於て、第二部の議員は四年の終りに於て、第三部の議員は六年の終りに於て、各之を改選すへし。即ち二年毎に議員總數三分の一を改選すへし。若し州立法部の閉會中辭職其の他の事故に因り元老院議員に缺員を生したるときは、其の州の行政官廳は次の立法部開會に及んで此の補缺選舉を行ふまで假に臨時議員を任命すへし。

何人を論せず年齢滿三十歳に達し、九箇年間合衆國國民と成り、且つ選舉の當時其の選出州の住民たるに非されは元老院議員たることを得ず。

合衆國副統領は元老院の議長たるへし。然れとも可否同數なる場合の外は投

票の權を有せず。

元老院は其の他の吏員を選任し、又副統領欲席し、又は其の合衆國大統領の職務を行ふ場合に於て假議長を選任すへし。

元老院は百般の彈劾を審判するの全權を有すへし。審判を行ふに方りては議員は總て宣誓又は保實の式を履むへし。合衆國大統領を審判するときは法官長議長スプレックの職務を行ふへし。凡そ何人と雖も出席議員三分の二以上の同意あるに非されは有罪の判決を受くることなし。

彈劾事件の判決は職務を罷免し、及び合衆國に於て名譽の職務信任將た利益を受くるの公權を剝奪するの外に及ふへからず。但し之を以て被罰者か別に法律を以て定むる所に従ひ起訴、審理、裁判及び處罰を受くることあるを妨けず。

第四節 元老院議員及び代議院議員の選舉を行ふ可き期日、場所及び方法は各州立法部の定むる所に依る。但し議會は元老院議員の選舉を行ふ場所に關するものを除くの外何時たりとも法律に依り此の規定を設け、又は變更することを得へし。

議會は少くとも毎年一回集會すへし。集會は議會に於て法律に依り他の期日を定むるに非されは十二月第一月曜日リムに於てすへし。

第五節 各議院は其の議員の選舉當選證書リム及び資格の判定者たるへし。又各議院の或一定の多數は事務執行の定足數を爲すへし。定足數に満たざる間は日々休會し、又各議院の規定する方法及び刑罰に依りて缺席議員の出席を強制することを得へし。

各議院は其の議事規則を定め、議員の犯行を罰し、議員三分の二以上の同意に依り除名を爲すことを得へし。

各議院は議事録を作り、其の秘密を要すと爲す部分を除くの外は常に之を公示すへし。各議院の議員か議題に關し表白したる可及び否イモス可又は否と明言して贊否を表明する場合にして採決法イモスの一種なり、本條第七節を見よは出席議員五分の一の請求に依り之を議事録に記載すへし。

何れの議院と雖も會期中他の議院の承諾なくして三日以上休會し、若くは其の場所を兩院開會の場所の外に移すへからず。

第六節 元老院議員及び代議院議員は共に法律の規定に依り合衆國國庫の支辨する報酬を受くへし。兩院の議員は叛逆罪、靜謐を害する重罪を除くの外、各議院に出席中及び其の往復中に於て逮捕せらるゝことなく、又其の各議院に於ける言論に對し院外に於て詰問を受くることなし。

元老院議員及び代議院議員は其の任期中新設せられ又は増俸ありたる合衆國政府の官職に任せらるゝことを得ず。又何人と雖も合衆國の官職に在る者は各議院議員となることを得ず。

第七節 凡そ歳入を徵する法案は先之を代議院に於て提起すへしと雖も元老院は他の法案に於けるか如く之を修正議決することを得へし。凡そ代議院及び元老院を通過したる法案は其の法律と成るに先ち之を合衆國大統領に提出すへし。大統領は之を可となさば法案に署名すへく、又若し之を否となさば之に異議書を添へ之を發議したる議院に還付すへし。還付を受けたる議院は異議の詳細を議事録に記載し、且つ其の再議に着手すへし。若し再議の後議員三分の二以上該法案を可とするときは異議書と共に之を他の議院

に移すへし。此の議院に於ても亦之を再議し可とする者議員三分の二以上に及ぶときは該法案は法律と成るへし。然れども總て斯の如き場合に於て兩院の表決は可否法(本條第五節を見よ)に依るへく、又贊成者及び反對者の名は之れを各議院の議事録に記載すへし。若し法案大統領に提出したるの後十日以内(日曜日を除く)に還付せられざる時は其署名ありたるときと同く法律と成るべし。但し議會休會し法案を還付するに由なきときは此の限にあらす。凡そ元老院及び代議院の同意を要すへき命令(サクレト)決議又は表決(ヴァキア)休會問題を除く(命令と云ひ決議と云ひ表決と云ふも其間劃然たる區別あるにあらす)唯其目的事項に因りて通常用字を異にするのみは之を合衆國大統領に提出すへく、大統領の認可を受け初めて其効力を生すへし。若し大統領之を認可せざる時は法案に關し既に規定したる規則及び制限に従ひ元老院及び代議院議員三分の二以上に依りて更に可決せらるゝを要す。

第八節 議會は左の權力を有すへし。

一 直税(ダイレクト)間税(インディレクト)輸入税及び物品税(エキサイズ)を賦課徵收し、國債を仕拂ひ合衆國の國防及び

安寧を保全すると。但し開税輸入税及び物品税は合衆國中均一なるを要す。

- 二 合衆國の信用に於て他より金錢を借入ること。
- 三 外國との通商各州間の通商及び印度種族との通商の條規を定むること。
- 四 合衆國內一定に出づる歸化法及び破産法を制定すること。
- 五 貨幣を鑄造し其價格及び外國貨幣價格を定め又度量衡の單位を定むること。
- 六 合衆國の證券及び通貨の偽造に關する罰法を設くること。
- 七 郵便局及び郵便通路を設くること。
- 八 一定の期間著述者及び發明人に其著書及び發明品に對する獨占權を擔保し學術技藝の進歩を圖ること。
- 九 高等法院に隸屬する下級裁判所を設くること。
- 十 外海に於て犯したる海盜重罪及び國際法上の犯罪を定め且つ之を處罰すること。

十一 戰を宣し捕獲免狀を付與し陸海上捕獲物に關る規則を設くること。

十二 陸軍を徵募し且つ扶持すること。但し其使用の爲にする財幣の充當は二年以上の期間に渉るへからず。

十三 海軍を具備し具つ扶持すること。

十四 陸海軍の法制を定むること。

十五 聯合の諸法律を執行し内患を鎮壓し外寇を斥けむか爲に民兵を徵募するの定めを爲すこと。

十六 民兵の編成、武裝、軍律の事を定め及び其合衆國の兵役に充つべき員數を支配するに關る定めを爲すこと。但し將校の任命權及び議會の規定する軍律に従ひ民兵を操練するの權は各州之を保留す可し。

十七 特定の州の讓渡と議會の承受理に因りて合衆國政府の在處と成りたる地方十方英里に超過せざる地に對し百般の場合に於て獨占の立法權を行ひ又要塞、軍庫、造兵廠、造船所其他の建設を爲さむか爲め管轄州立法部の承

諾を以て買収したる場所に對し同一の權を行ふこと。

十八 以上列記したる權力及び此憲法に依り合衆國政府又は其一部又は官吏に委任したる百般の權力を執行するに要する適當の諸法律を制定すること。

第九節 現に成立する諸州中其一に於て許容すへしとなす人の移住又は來住は爾後千八百八年に至るまで議會之を禁止せざるへしと雖も來住に對しては一人に付十弗に超過せざる税金を賦課することを得へし。

保身リソルト、クワイ、ピヤスコルパス狀の特權は内患又は外寇あるに際し公安上必要となす場合を除くの外之を停止すへからず。

汚血ビル、カウ、アウ、レン、ダー令溯往の法律は之を發布すへからず。

人頭税其他直税は前節に於て調査すへきことを命じたる人口調に比準して之を賦課すへし。

凡そ州より輸出する物品には何等の税をも賦課すへからず。

通商又は收税に關する條規に依りて一州の港に他州の港に優先する權利を與

ふへからず。又一州を出入する船舶に他州に入港し其税關を通過し將た其税金を仕拂ふことを強ゆへからず。

凡そ公金は法律の定むる充當の結果に依るものを除くの外之を國庫より支出すへからず。公金の收支明細書は毎に之を公布すへし。

凡そ貴族の名稱は合衆國に於て之を允許すへからず。又凡そ合衆國に於て利得又は信任の官を有する者は議會の承諾なくして何れの國王君主外國よりも何等の種類を問はず現在の俸祿官職將た名稱タイトルを受くへからず。

第十節 凡そ州は條約盟約聯合を結び捕獲免狀を下付し貨幣を鑄造し紙幣を發行し負債辨償に金銀貨幣外の物件を提供し汚血令溯往の法律又は契約の義務を害する法律を發布し又は貴族の名稱を許與すへからず。

凡そ州は其の検査法を施行するに必要にして欲くへからざるものを除くの外議會の承諾なくして輸入又は輸出の物品に輸出入税を課すへからず。又州に於て輸出入品に課せる輸出入税の純益は之を合衆國國庫の用に供すへし。總て此の種の法律は議會の檢定監督を受くへきものとす。

凡そ州は議會の承諾なくして噸税^{トナキ}を課し、平時軍隊又は軍艦を備へ、他州又は外國と約束を結び、戦端を開くべからず。但し現に他の襲撃を被るか、又は危機急迫にして猶豫すべからざる場合の如きは此限にわらず。

第二條

第一節 行政權は之を亞米利加合衆國大統領に委任すべし。大統領は四箇年間其職を保つものにして、同任期の副統領と共に次の方法に依りて之を選挙すべし。

各州は其立法部の定むる所の方法に従ひて其州に議會に選出するの權利を有する元老院議員及び代議院議員と同數の選舉人を任命すべし。然れども元老院議員、代議院議員又は合衆國に於て信任、又は利益の官職を有する者は之を選挙人に任すべからず。

左の一款は修正第十二條を以て廢止せられたり

選舉人は各其州に會同し、秘密投票に依りて二名を選挙すべし、其一名は選舉人と同州の住民にわらざるを要す。選舉人は投票得點者及び各得點の表を作り

之に署名し、證明を附し、封印の上元老院議長に宛て合衆國政府の在所に送付すべし。元老院議長は元老院議員及び代議院議員の面前に於て一切の證明書を開封し、票數を計算す。若し最多數の得票選舉人全數の過半数に當るときは其最多數を得たる者大統領たるべし。若し過半数を得たる者二名以上に及び其數同一なるときは代議院は秘密投票に依り、其一名を大統領に選任すべし。又若し過半数を得たる者なきときは表中最多數を得たる者五名に就き同上の方法に依り大統領を選任すべし。然れども此に大統領を選挙するや其投票權は州の有する所にして議員の有する所にわらず、各州の代表^{リプレゼンタティブ}者は一投票權を有すべし。此の事を行ふの定足數は總州の三分の二より出てたる議員より成立し、總州の過半数を以て選舉に必要なものとすべし。右大統領の選定終りたるときは殘者中最多數の投票を得たる者副統領たるべし。然れども若し同數を得たる者二人以上殘るときは元老院は其中より秘密投票に依りて副統領を選任すべし。

議會は選舉人を選定すべき時、並に選舉人に於て投票を行ふべき時日を定むる

ことを得へし。此の投票は合衆國中同日に於てすへし。

凡そ合衆國出生の國民又は此の憲法採用の時に於て合衆國國民たる者を除くの外は何人と雖も、大統領に選はるゝことを得ず。年齢滿三十五歳に達せず十四箇年間合衆國の住民たらざる者も亦之を大統領に選ふことを得ず。

大統領の免職死去、辭職の場合又は其職權職務を行ふの能力を失ひたる場合に於ては副統領代て其職を行ふへし。議會は法律を以て大統領及び副統領の免職死去、辭職又は不能力の場合の規定を設け、此場合に於て大統領の職務を行ふへき官吏を指定することを得へし。指定せられたる官吏は之に従ひて不能力の消滅し去るまで、若くは新に大統領の選舉せらるゝまで其職を行ふへし。

大統領は定時に於て其職務に對し報酬を受くへし。此の報酬は其任期間増減することなし。又大統領は其任期間合衆國又は其の何れの州よりも他の報酬を受くへからず。

大統領は其職務の執行を始むるに先ち、左の宣誓又は保質を爲すへし。

予は謹んで至誠を以て合衆國大統領の職務を行ひ、力を竭して合衆國憲法を

擁護保全せんことを誓ふ。

第二節 大統領は合衆國の陸海軍及び合衆國の現役に徵募せられたる各州の民兵の元帥たり。大統領は行政官廳の重官に各其官職に關る問題に付書面上の意見を徵することを得へく、又彈劾の場合を除くの外、合衆國に對する犯罪に付宥恕及び赦免の典を行ふことを得へし。

大統領は元老院の勸獎及び承諾に依りて條約を締結するの權を有すへし。但し出席議員三分の二以上の同意あるを要す。又大統領は此の憲法に他の任命法の規定なく、又法律の設定する所の全權公使其他の外交官、高等法院判事及び其他合衆國官吏を指名し、元老院の勸獎及び承諾を以て是れ等の官吏を任命すへし。然れども議會は法律を以て斯の如き所屬官吏の任命を其至當とする所に従ひ、或は大統領一個に或は法廳に、將た又各省の長官に委任することを得へし。

大統領は次會期の終りに於て消滅すへき假委任を與へ以て元老院閉會中に起生する缺員を補充するの權力を有すへし。

第三節 大統領は毎に斯の聯合の狀勢に關る報告を議會に提出し。其必要且便宜なりと思惟する計圖に付きて議會の審議を促すへし。大統領は非常の場合に於て兩院又は其一方を招集し得へく、又休會の時日に關し、兩院其議を異にする場合に於て其至當とする時期まで之を休會することを得へし。大統領は外國の全權公使其他の公使を受け、又法律施行の適否を察し、又合衆國官吏に一切の委任を與ふへし。

第四節 大統領、副統領、其他合衆國の文官は叛逆罪、收賄罪、其他重輕罪に對する彈劾及び其有罪の判定に由りて其職を免せらる。

第三條

第一節 合衆國の司法權は一の高等法院及び議會が常に制定設置する下級裁判所に委任せらるへし。高等法院及び下級裁判所の判事は其善行の間永久に其職を保ち、又定時に於て其職務に對する報酬を受くへし。此の報酬は在職中之を減すへからず。

第二節 司法權は左の諸件に及ふべきものとす。

- 一、此の憲法に因りて起生する慣習法及び衡平法上の件、合衆國法律及び合衆國の國權に依り既に締結し、又は將來締結すべき條約上の件。
 - 一、全權大使其他の公使に關る件。
 - 一、海上裁判の件。
 - 一、合衆國か對手の一方なる訴訟。
 - 一、州と州との訴訟。
 - 一、一州と他州人民との訴訟。
 - 一、異州人民の訴訟。
 - 一、別州の免許に依り土地を請求する同州民間の訴訟及び一州又は其州民と外國又は其國民との訴訟。
- 全權大使其他公使領事に關る事件及び一州か對手の一方たる事件に付きては高等法院其原裁判權を有すへし。其他前に記載したる諸件に付きては高等法院は議會の定むる例外及び規則の下に在りて法律及び事實に關し上訴裁判權を有すへし。

彈劾事件を除くの外、百般の犯罪の審理は陪審官を以てすへし。此の審理は其犯罪の行はれたる州に於て之を開き其州内に於て犯されたるときは議會が法律を以て指定する場所に於て之を開くへし。

第三節 合衆國に對する叛逆罪は斯の國に背き戰を興し、又は幫助供給して敵國に與するの行爲なり。凡そ何人と雖も二人以上の證人同一の犯行を證明し、又は公廷に於て自白を爲すにあらざれば叛逆罪を以て斷せらるゝことなし。

議會は叛逆罪の刑罰を宣告するの權を有すへし。然れども叛逆罪の處罰は汚血ブラッドの結果を生せず、又被罰者の畢生間の外アウトライフ官沒の結果を生することなし。

第四條

第一節 各州は他州の公法令記録及び裁判手續調書に充分の誠意信用を加ふへし。議會は法律を以て此の法令記録及び裁判手續調書の證明方法及び其効力を定むることを得へし。

第二節 各州の各國民は各州に於ける國民の特權及び免責インコムニティを受くるの權を有す。凡そ一州に於て叛逆罪重罪其他の犯罪ありと告げられたる者逃れて他州に在

るときは逃れ入りたる州は逃れ出てし州の行政官廳の請求に依り其犯罪の裁判權を有する州に移さむか爲め捕へて之か引渡を爲すへし。

一州に於て其法律規則の結果に因り勞役の義務を免るゝことあるへしと雖も、勞役を受くへき對手者の請求あるときは後の州之か引渡を爲すへし。

第三節 凡そ新州は議會に依り斯の聯合内に入ることを許さるへしと雖も、他州の管轄區域内に新州を設くることを許さず。又關係諸州の立法部並に議會の承諾なくして二州以上又は其一部の合併に因りて新州を組織すへからず。議會は合衆國所屬の領土其他財産を處分し及び之に關する必要の規則を制定するの權を有すへし。凡そ此の憲法の規定は之に合衆國又は其諸州の權利を害すへき解釋を加ふるを許さず。

第四節 合衆國は斯の聯合の各州に共和政體を保證し、又外寇を防ぎ各州立法部又は行政部立法部の招集し能はさるときは内亂を治め各州を保護すへし。

第五條

議會は兩議院議員三分の二以上に於て必要なりと思惟するときは此の憲法の修正を發議し又諸州三分の二以上の立法部の請求あるとき修正を起案する會議を招集すへし。而して此の二中何れの場合に於ても議會の必要とする所に従ひ或は諸州四分の三の立法部の追認を受け或は其の四分の三の會議の追認を受くるときは該修正は將來此の憲法の一部として一切の目的に關し有效たるへし。但し千八百八年以前に行はるゝ修正は毫も本法第一條第九節第一款及び第四款に關せず又何れの州と雖も其承諾なくして其元老院に於ける平等選舉權を奪はるゝことなし。

第六條

第一節 此の憲法の採用前契約したる負債及び締結したる約定は此の憲法の下に於ても嘗て聯邦の時に於けるが如く合衆國に對し依然有效たるへし。

第二節 此の憲法及び之に依りて制定したる合衆國々法及び合衆國の國權に依り既に締結せられ又は將來締結せらるべき條約は總て此の國の最高の法律たり。各州の裁判官は其州の憲法又は法律の規定に拘らず總て之に依りて拘束

せらるべし。

第三節 前記載したる元老院議員及び代議院議員州立法部議員及び合衆國と各州との行政官及び司法官は總て宣誓又は保實を行ひ此の憲法を擁護すへきを誓ふへし。然れとも宗教上の定見は之を合衆國の官職又は公信任に要する條件と爲すへからず。

第七條

九箇州の會議の此の憲法に對する追認は斯く追認する諸州の間に於ける此の憲法の確定を致すに充分なるへし。

紀元千七百八十七年亞米利加合衆國獨立第十二年九月十七日現在諸州の一同の承諾に依れる會議に於て此の憲法を制す。今其の證據として予輩委員は其名を此に署するものなり。

- 議長 ヴリヂニア州委員 デョーデツオシントン
- ニューハンブッシュヤイヤ州委員 ゼーランドン エヌギルマン
- マサチユースェツ州 エスゴラム アールキング

コンチクチカット州
 ニューヨーク州
 ニューゼルシー州
 ペンシルヅエニヤ州
 デラウエア州
 メリーランド州
 ヴァージニア州
 ノルスカロリナ州
 サウスカロリナ州

ダブルユー、エス、デボンソン
 エー、ハミルトン
 ダブルユー、リングストン
 タンソン
 デー、ブリヤリー
 ゼー、デートン
 ビー、フランクリン
 アール、モリス
 ゼー、クライマー
 テー、フキジマンス
 ゼー、インジャンソール
 ゼー、ウキルソン
 デー、モリス
 ジー、リード
 ジー、ベッドフォールド
 ゼー、ジャクソン
 アール、バセット
 ゼー、ブルーム
 ゼー、マアッヘンリー
 デールカロール、ダニエル
 ゼー、ブレイヤ
 ゼー、マッジンソン
 ダブルユー、ブラウソント
 アール、デー、スベール
 ト、エチ、ウキリヤムソン
 ゼー、ラットレット
 シー、シンクチャー

デョーリヤ州

ビー、パトラ
 シー、ピンクチャー
 ダブルユー、ヒュー
 エー、バルドウキン

書記

ウキリヤム、デヤクソン 證明す

憲法第五條に従ひ議會發議し數州立法部の追認を経たる亞米利加合衆國憲法追加及び修正箇條

第一條

合衆國憲法修正の前部十箇條は千七百八十九年九月二十五日第一回議會に於て諸州の立法部に提議せしか下に記載する諸州は之を追認し追認に關する州知事の公報は大統領より續々議會に通達せられたり。即ちニューゼルシー州は千七百八十九年十一月二十日、メリーランド州は千七百八十九年十二月十九日、ノルスカロリナ州は千七百八十九年十二月二十二日、サウスカロリナ州は千七百九十年一月十九日、ニューハンプシャイヤ州は千七百九十年一

月二十五日、デラウェア州は千七百九十年一月二十八日、ペンシルヴェニア州は千七百九十年三月十日、ニューヨーク州は千七百九十年三月二十七日、ロードアイランド州は千七百九十年六月十五日、グワモント州は千七百九十一年十一月三日、グワジニヤ州は千七百九十一年十二月十五日、各之か追認を爲せり。コンチカカット州、デヨルヂヤ州、及マサチューセッツ州の追認に付ては議會の議事録に何等の證據を見出さず。

議會は宗教の設定に關し、又は其の自由の行爲を禁する法律を制定すへからず。言論出版の自由を拘束する法律、又は平穩なる集會を爲し、及び苦情の救済を政府に請願するの權利を制限する法律を制定すへからず。

第二條

整頓せる民兵は自由國の安固に必要なを以て武器を貯藏する人民の權利は之を侵害すへからず。

第三條

凡そ軍人は平時所有主の承諾なくして家宅に屯在すへからず、戦時と雖も屯在は

必ず法律の規定する方法に依らざるへからず。

第四條

人民其身體家宅文書及び財産に付て故なく搜索押收を受けざるの權利は之を犯すへからず、事跡信據するに足り宣誓又は保實の之を確保するありて特に搜索すへき箇所及び押收すへき人又は物件を指定するにあらざれば猥りに令狀を發すへからず。

第五條

凡そ何人と雖も大陪審官の起訴あるにあらざれば死罪其他重罪の判定を受くることなし。但し海陸軍々隊、又は戦時若は公共の危急に際し、現役に服する民兵中に起生する事件に付ては此の限にあらざす。又何人と雖も同一の犯罪に付き二たひ生命又は肉體の危難を被ふることなく、刑事上の事件に於て自己の犯罪を證明するを強むらるることなく、適法の手續に依るにあらざれば生命自由財産を奪はるることなし。私有財産は適當の賠償を爲さずして之を公用に收むへからず。

第六條

凡そ刑事裁判に於ては被告は犯行ありたる州及び地方の公平なる陪審官に依り速に公開の審理を受け此の地方は法律を以て豫め之を定む又被告事件の性質及び原因の告知を受け反對證人に對抗し自己方の證人を得むか爲にする強制の手段を有し及び辯護人の補佐を用ゆるの権利を有すへし。

第七條

訴訟價格二十弗以上に及ぶ慣習法上の訴件に於ては陪審官の審理を受くるの權利之に存すへし。陪審官の審理したる事實は慣習法の規定に従ふの外何れの合衆國裁判所に於ても之を再理することなし。

第八條

過重の供託は之を求むへからず過重の罰金は之を科すへからず殘忍異常の處罰は之を加ふへからず。

第九條

憲法中或權利を列載するを以て人民の保有する他の權利を拒否滅殺するものと解釋すへからず。

第十條

此の憲法を以て合衆國に委任せず又州に禁せざる權力は總て各州又は人民に存留するものと爲すへし。

第十一條

合衆國司法權は一州の國民又は外國の國民より他州に對し提起したる慣習法又は衡平法上の訴訟に及ぶものと解すへからず。

合衆國憲法に對する修正第十一條は千七百九十四年九月五日第三回議會の諸州立法部に提議せし所なるが千七百九十八年一月八日附の大統領より議會に送致せる使命に於て此の修正は諸州四分の三の立法部の追認を受けたることを公示せり。

第十二條

選舉人は各其州に會し秘密投票に依りて大統領及副統領を選舉すへし。而して少くとも其一名は選舉人と同州の住民にあらざるを要す。選舉人は其投票箋に大統領に投票したる人名を記し又別箇の投票箋に副統領に投票したる人名を記

し置き、且各別に大統領に投票せられたる人及び副統領に投票せられたる人及び各投票の数の表を作るへし。選舉人は此の表に署名し、證明を付し封印して元老院議長に宛て合衆國政府の所在に送致すへし。元老院議長は元老院議員及び代議院議員の面前に於て證明書を展き投票此に於て計算せらるへし。大統領投票の最多數を得たる者其數任命を受けたる選舉人の總數の過半數に當るときは大統領たるへし。若し過半數を得たる者なきときは代議院は大統領投票得點表中最多數を得たる者三名以下に就き秘密投票に依り直に大統領を選舉すへし。然れども大統領を選ふや其投票は州の有する所にして各議員の有する所にあらず、各州の代表者は一箇の投票を有す。此事を行ふの定足數は州の三分の二より出てたる議員より成り、總州の過半數を以て選定の必要となすへし。若し代議院に於て次年三月四日までに選定權の代議院に歸する時大統領を選舉せざるときは副統領代りて大統領の職務を行ふと猶ほ大統領の死去其他憲法上の不能力を來せる場合に同じ。副統領投票の最多數を得たる者其數任命を受けたる選舉人總數の過半數に當るときは直に副統領たるへし。若し過半數を得たる者なきときは

は元老院は得點表中最多數を得たる者二名に就き副統領を選ふへし。此の事を行ふの定足數は元老院議員總數の三分の二より成り總數の過半數を以て選定に必要と爲すへし。然れども憲法上大統領の職に就く能はざる者は又副統領の職に就くこと能はず。

合衆國憲法に對する修正第十二條は憲法第二條第一節第三款に代ふる規定として千八百三年十二月十二日第八回議會の州立法部に提議せし所なるが、千八百四年九月二十五日附外務大臣の告示に於て此の修正は總州四分の三の立法部の追認を受けたりと宣言せり

第十三條

第一節 適法の判決に依り犯罪の處罰として科せらるゝものを除くの外、奴隸其他不任意の使役は合衆國又は其管轄に屬する場所に存すべからず。

第二節 議會は適當の法律を制定し本條を施行するの權を有すへし。

合衆國憲法に對する修正第十三條は千八百六十五年二月一日第三十八回議會の諸州立法部に提議せる所にして千八百六十五年十二月十八日附の外務

大臣の告示に於て此修正は三十六箇州中二十七箇州の立法部の追認を受けたりと宣言せり。

第十四條

第一節 凡そ合衆國に出生し又は歸化し其管轄權に従ふ者は合衆國及び其住居する州の國民なり。何れの州と雖も合衆國國民の特權又は免責を減殺す人き法律を制定し又は施行すへからず。又法律の規定する手續に依らすして生命自由又は財産を奪ふへからず。又其管轄區域内の人に法律の平等なる保護を拒むへからず。

第二節 代議院議員は納税の義務を負はざる印度人を除き各州に於ける人口總數を計算し其數に従ひて諸州の間に之を配當すへし。然れとも若し或州に於て合衆國大統領副統領の選舉人代議院議員州の行政官及び司法官又は其立法部議員を選定せむか爲め投票を行ふの権利か叛逆其他の犯罪に與したる場合を除き年齢滿二十一歳に達し且合衆國國民たる其州居住の男子に拒否せられ其他何等の方法に依るに拘らず減殺を受くるときは其州の代議の基礎は斯の

如き男國民の數が其州に於ける年齢滿二十一歳の男國民の總數に對するの比例を以て減せらるへし。

第三節 凡そ前きに議會の議員又は合衆國官吏として又は州立法部議員若しくは州の行政官又は司法官として合衆國憲法を擁護するの宣誓を行ひしに拘らず合衆國に對する叛亂に與し又は敵者に補助供給を與へし者は元老院議員又は代議院議員又は大統領及び副統領の選舉人たることを得ず。又合衆國若しくは其州に於て文武官に任せらるゝことを得ず。但し議會は各議院議員三分の二の議決に依り此の不能力を除くことを得へし。

第四節 叛亂鎮定の勞に酬ゆる恩給賜金支拂の爲めに負ふ債務を包含し凡そ法律の認むる合衆國公債の効力は何人も之を疑ふことを得ず。然れとも合衆國又は諸州は合衆國に對する叛亂補助の爲に負ひたる債務若しくは約束又は奴隸に關する損耗若しくは解放に對する要求を認容し又は支拂ふへからず。斯の如き債務約束要求は總て之を不法且無効のものと決すへし。

第五節 議會は適當の法を設けて本條の規定を施行するの權を有すへし。

合衆國憲法に對する修正第十四條は千八百六十六年六月十六日第三十九回議會の諸州立法部に提議せしものなり。千八百六十八年七月二十一日議會は次の如き決議を採用し之を外務省に送致せり。曰くコンチカット、テンチッシー、ニューゼルシー、ブレゴングワモント、ニューヨーク、オハヨイリノキ、ウエスト、グワジニヤ、カンザス、メイン、チバダ、ミゾリー、インヂャナ、ミネソタ、ニューハンブシヤイヤ、マサチユース、チブラスカ、アイヲワ、アーカンサス、フロリダ、ノルス、カロリナ、アラバマ、サウス、カロリナ、及びルイジヤナ諸州の立法部は聯合總州の立法部の四分の三以上なるか、此諸州は第三十九回議會の各議院議員三分の二の適法に提議せし合衆國憲法の一部なりと宣言せらるべく、外務大臣は此の事を適當に公布すべきことを議決すと外務大臣は之に従ひて修正第十四條は三十六箇州中三十箇州の立法部に依り追認せられたることを宣示するの告示を發せり。

第十五條

第一節 合衆國國民の投票權は人種體色又は前きの使役の狀態に因り合衆國又

は州之を拒否又は滅殺すへからず。

第二節 議會は適當の法を設けて本條を施行するの權利を有すへし。

合衆國憲法に對する修正第十五條は千八百六十九年二月二十七日第五十回議會の諸州立法部に提議せし所にして千八百七十年三月三十日附の外務大臣の告示に於て此修正は三十七箇州中二十九箇州の立法部の追認を受けたることを宣示せり。

本憲法の追認

本憲法は千七百八十七年九月十七日諸州より成る會議の採用する所となり、後ち諸州は左の順序を以て之を追認せり。

- デラウエア州 千七百八十七年十二月七日
- ペンシルヅエニヤ州 千七百八十七年十二月十二日
- ニューゼルシー州 千七百八十七年十二月十八日
- シヨルジャ州 千七百八十八年一月二日
- コンチカット州 千七百八十八年一月九日

マサチユースェツ州 千七百八十八年二月六日
 メリーランド州 千七百八十八年四月二十八日
 サウスカロリナ州 千七百八十八年五月二十三日
 ニューハンプシャイヤ州 千七百八十八年六月二十一日
 ヴァージニア州 千七百八十八年六月二十六日
 ニューヨーク州 千七百八十八年七月二十六日
 ノルスカロリナ州 千七百八十九年十一月二十一日
 ロードアイランド州 千七百九十年五月二十九日
 ヴァージニア州は會議に依り千七百九十一年一月十日を以て本憲法を追認し千七百九十一年二月十八日の議會の決議に依り亞米利加合衆國の完全なる新成員として斯の聯合内に受容せられたり。

李漏斯國憲法

天祐を享有して李漏斯王其他の位に在る朕フリードリヒ、ウヤルヘルム宣す。
 朕が曩に千八百四十八年十二月五日を以て發せる李漏斯國憲法は立法の成規に據り修正議に付せむことを約し、我が王國議會兩院の認識を得たるものなるが、即ち所約の如く修正議に付して兩議院の協贊を経たるを以て茲に之を制定するものなり。

朕今此の憲法を國家の根本法として左の如く公布す。

第一章 版圖

第一條 凡て王國の土地にして現今の範圍内に在るものを以て李漏斯國を組成す。

第二條 李漏斯國の疆界は法律に依るに非ざれば之を變更することを得ず。

第二章 臣民權利義務

第三條 李漏斯臣民たるの資格及び國民權の得喪並に施行の要件に付ては憲法及び法律の定むる所に據る。

第四條 李滯斯臣民たる者は法律上に於て平等とす、種族特權なるものあることなし。凡そ臣民にして法律に定めたる諸般の要件を遵守し、合格たる者は均しく公務に就くことを得。

第五條 人身の自由は擔保せらるゝものとす。人身の自由を制限し、特に逮捕を爲すを得へき要件及び様式は法律を以て之を定む。

第六條 住所は侵すへからざるものとす。住所に侵入すること、家宅を搜索すること、及び信書文書を差押へることは法律を以て定めたる場合に於てし、且法律の定めたる様式に循ふに非されは之を行ふことを得ず。

第七條 何人も法律に定めたる裁判官の裁判を受くるの權を奪はるゝことなし。例外裁判所を設け、又は非常審判員を設くることを得ず。

第八條 法律に依るに非されば刑罰を宣言し、又は科することを得ず。

第九條 所有權は侵すへからざるものたり。所有權を收用し、又は制限することは公益の爲にする場合に限り、法律に従ひ其價を前給し、若し緊急なるときは必ず其價を前定するに非されは之を行ふことを得ず。

第十條 准死及び財産沒收の刑を科することを得ず。

第十一條 外國移住の自由は其役に關せざる限は政府より之を制限することを得ず。

移住を爲す者に向て退去税を徵することを得ず。

第十二條 信教及び教會第三十條及第三十一條設立並に公私の堂宇に於て教務執行の自由は擔保せらるゝものとす。公權私權を享有することは其信奉する宗門の如何に關係せざるものとす。但し宗教自由權の執行に由て公法及び公法上の義務を妨くへからず。

第十三條 團體たるの權を有せざる教會、僧社は別段の法律に依るに非されは新に之を設立することを得ず。

第十四條 基督教は教務執行に關し、國制の基礎たり。但し第十二條に於て擔保せられたる宗教自由の權を妨けず。

第十五條 本條は千八百七十五年六月十八日の法律を以て廢止せらる千八百七十五年六月十八日法律

第十六條 本條は千八百七十五年六月十八日の法律を以て廢止せらる千八百七
法令集附録第二
 百五十九頁

第十七條 政府の宗門を管護するの權及び之を廢止し得るの要件に付ては別に
 法律を以て之を定む。

第十八條 本條は千八百七十五年六月十八日の法律を以て廢止せらる千八百七
法令集附録第二
 百五十九頁

第十九條 民事結婚の制は同時に民籍簿を整理すへき特別法律を以て之を定む

第二十條 學問及び學説は自由のものなり。

第二十一條 公立學校に於ては少年教育に充分の注意を加ふべきものとす。父
 母及び其代理者は其子又は保育者をして公立小學校に關して規定せられたる
 教育を缺かしむることを得ず。

第二十二條 何人も教授を爲し學校を建設し且之を管理するの權は自由なり。
 但し當該官廳に於て其德義上學力上及び技藝上の資格あるを證明せざるへか
 らず。

第二十三條 凡そ公立私立の學校及び各教育所は政府より指定したる官廳の監
 督に従ふものとす。公立學校教員は官吏の權利義務を有す。

第二十四條 公立小學校の建設に付ては成るべく信教上の關係を顧慮するを要
 す。小學校に於ける宗教上の訓導は當該教會之を管理す。小學校外事の管理
 は市町村に屬す。政府は市町村の法律上の贊同を以て資格ある者の中より公
 立小學校員を任命す。

第二十五條 公立小學校の建築費維持費及び擴張費は市町村に於て之を負擔す。
 若し其負擔に堪へざることを證明するときは國庫より之を補助す。特別規定
 に據る第三者の責任は之を存す。政府は小學校教員に其地方相應の確たる收
 入を擔保す。公立小學校の授業は無料とす。

第二十六條 全般に對する教育令は別に法律を以て之を定む。

第二十七條 凡そ李滯斯臣民たる者は言論著作刊行又圖畫を以て自由に其意志
 を表示するの權を有す。刊行物檢閲の法は之を設くることを得ず。其他刊行
 自由の制限は法律に依るに非されは之を設くることを得ず。

第二十八條 言論著作刊行又は圖畫に由て犯したるの罪は刑法の條文に循て處分す。

第二十九條 凡そ李滯斯臣民たる者は豫め官の許可を受けざるも平穩に兇器を用ひずして公衆の濫りに出入せざる場局内に集會するの權を有す。但し豫め官の許可を受けて法律の規定に従ふべき家外の集會は前項の限にあらす。

第三十條 凡そ李滯斯臣民たる者は其目的刑法に違背せざる以上は結社するの權を有す。本條及び前條^{第九條第二十}に於て擔保せられたる權利の執行に付ては殊に公安を保持する爲に法律を以て之を規定す。政社は法律を以て制限し、且一時之を禁止することを得。

第三十一條 團體權を許否するの要件は法律を以て之を定む。

第三十二條 李滯斯臣民は請願權を有す。局名又は團體の名を以て請願するは獨り官廳及び團體に之を許す。

第三十三條 信書の祕密は侵すべからず。犯罪糾治の爲め又は戰時に於て必要なる制限は法律を以て之を定むべし。

第三十四條 李滯斯臣民は兵役の義務を有す。服役の範圍及び種類は法律を以て之を定む。

第三十五條 兵とは總て常備兵後備兵の諸部を包括す。國王は戰時に於て法律の規定に従ひ國民軍を徵集することを得。

第三十六條 内亂鎮壓及び法律施行の爲に兵力を用ひ得るは文官廳の要求あるも法律上確定しある場合に於て其様式を以てするときに限るべし。此の要求に關する例外は法律を以て之を定む。

第三十七條 軍法裁判は單に刑事に止まるものにして法律を以て之を規定す。軍律は勅令の示定する所に依る。

第三十八條 軍人は服役の内外を論せず會議を開き又は命令に依るに非ずして集會するを得ず。後備兵は徵集されざるの時と雖も軍制軍令を議するか爲に集會及び結社することを禁す。

第三十九條 第五條第六條第二十九條第三十條及び第三十二條に掲げたる規定にして軍法及び軍律と抵觸せざる限は之を兵に適用す。

第四十條 封土の設置は之を禁す。在來の儘尙存する封土の組合は法律を以て解散すべし。

第四十一條 第四十條の規定は王室に係るもの及び國の外に在るものには之を適用せず。

第四十二條 既に發布したる特別法律に従ひ別段の賠償なくして廢止するもの左の如し。

第一 土地所有に附帶したる裁判權憲法第六章を行ひ又は讓ること及び此の權より生ずる負擔免除及私買

第二 地主裁判及び保護主の關係並に舊時の世襲隸屬税法及び營業法より生ずる各義務

此等の權利を廢止すると俱に從前此の權利者に課したる義務及び負擔も亦之を廢止す。

第三章 國王

第四十三條 國王の身體は侵すべからず。

第四十四條 各大臣は國王に代りて其責に任すべきものとす。凡そ國王の政務に關する公文にして有效たらんには責任大臣一名の副署なかるべからず。

第四十五條 行政權は國王の特有とす。國王は大臣を任免す、國王は法律の公布を命じ、且つ其施行の爲に必要な命令を發す。

第四十六條 國王は兵馬の元帥たり。

第四十七條 國王は武官及び其他の官吏を任命す。但し法律を以て特に定めたるものは此の限にわらず。

第四十八條 國王は戰を宣し和を講し、及び外國政府と諸般の條約を締結す。外國政府との條約若し通商條約にして或は之か爲に國家若くは國民各個人の負擔を起すべきものたゞときは兩議院の同意を得て始めて有效とす。

第四十九條 國王は恩赦減刑を命ずるの權あり。大臣其職務を以て罪を得たるときは之を彈劾したる議院の上奏ある場合に限り此の權を執行することを得。國王は特に法律に依るに非されは既に行へる審判を破毀することを得ず。

第五十條 國王は勳章及び其の他の榮典を授與するの權を有す。但し其榮典は

特權を附帶せず。國王は法律の條文に循ひ貨幣鑄造の權を有す。

第五十一條 國王は兩議院を召集し且つ其會議を閉つ。國王は同時に兩議院を解散し或は唯其の一院を解散することを得。此の場合には必ず解散後六十日以内に選舉を行ひ九十日以内に兩議院を召集せざるへからず。

第五十二條 國王は兩議院を停會することを得。停會は各議院の承諾なければ三十日間を超ゆることを得ず。且つ一會期中に二回の停會を爲すことを得ず。

第五十三條 王位は王室典範に循ひ嫡長の序に依り男統を以て實系の者之を繼承す。

第五十四條 國王は滿十八年を以て成年とす。國王は兩議院合會の前に於て王國憲法を確守して犯すことなく且つ憲法及び法律に遵由して政を行ふことの誓を宣ふ。

第五十五條 國王は兩議院の承諾を得ずして外國の君主を兼ねることを得ず。

第五十六條 國王の未だ成年に達せざるか又は久きに亘るの故障に由り太政を親らすること能はざるときは國王に最も近親なる男統の成年王族第五十條攝政

に任す。此の場合に於て其王族は急速に兩議院を召集し合會に於て攝政を置くの必要如何を議決せしむ。

第五十七條 成年以上の男統王族なく且豫め此の場合に處する既定の法規なきときは内閣より兩議院を召集し合會に於て攝政を選定せしむへし。攝政の其職に就くに至るまでは内閣大政に任す。

第五十八條 攝政は國王の名に於て大權を行ふ。攝政は其職に就くの後兩議院合會の前に於て王國憲法を確守して犯すことなく且つ憲法及び法律に遵由して政を行ふことの誓を宣ふ。此の宣誓を行はざるの間は如何なる場合に於ても現時の内閣連帶して萬機の責に任す。

第五十九條 王室世襲財産に屬すべき收入額は千八百二十年一月十七日の法律に於て規定したる官領地及び森林の收入を以て之に充つ。

第四章 大臣

第六十條 各大臣及び其の代理たる官吏は各議院に出席するの權を有し且何時たりとも發言を求むることを得へし。各議院は大臣の出席を請求することを

得。各大臣は兩院中孰れに於ても其議員たる者を除く外表決の數に預かるを得ず。

第六十一條 各議院は其院の決議を以て各大臣の憲法違犯、贓賄及び謀反の罪を彈劾することを得。此等の彈劾に關し王國最高等法院は各部聯合會を開きて之を裁決す。最高等法院兩立するの限りは必ず此の件に付て聯合すへし。大臣責任事件、其糺治及び處刑に關する細則は別に法律を以て之を定むへし。

第五章 王國議會兩院

第六十二條 立法權は國王及び兩議院共同して之を行ふ。法律は必ず國王及び兩議院の承認一致を要す。財政に關する法律案及び歲計豫算案は前に衆議院に提出すへし、貴族院は唯其全體に付て可否するを得るのみ。

第六十三條 公共の安全を保持する爲め、又は非常兇災の爲に緊急の需用ある場合に於て兩議院を召集する能はさるときに限り内閣は其連帶責任を以て憲法に抵觸せざる勅令を法律の効力を以て發布するを得へし。但し次の會期に於ては必ず之を各議院に提出し其承諾を求むるを要す。

第六十四條 國王及び各議院は法律の發案權を有す。國王又は兩議院の一方が否決したる法律案は同會期中に於て再ひ之を提出することを得ず。

第六十五條乃至第六十八條 貴族院は勅令を以て構成す。但し其勅令は兩議院の協贊を経て發布したる法律に依るに非されは之を變更することを得ず。貴族院は勅任に係る世襲議員及び終身議員を以て組織す。

第六十九條 衆議院は四百三十三名の議員より成る。選舉區は法律を以て之を確定す。選舉區は一郡或は數郡若くは一市府或は數市府より成る。

第七十條 原選舉人たることを得る者は、宇滯斯臣民の滿二十五歳以上にして、其住居の市町村に於て市町村會議員選舉權を有するたものるへし。數市町村に選舉權を有するものと雖も、原選舉人たるの權は一市町村に限り之を行ふことを得。

第七十一條 人口二百五十毎に選舉人一名を選舉す。原選舉人は其國庫に納むる直税の多寡に應じて之れを三級に區分し、其區分法は各級の直税額を原選舉人の納むる直税總額三分の一に當らしむるを度とす。總税額の算法は左の如

し

第一 若し一市町村自ら一原選舉區を成すときは市町村毎に算す

第二 若し數多の市町村合して一原選舉區を成すときは縣毎に算す

第一級は總稅額の三分の第一を得るに至る最高額の稅を納むる原選舉人より成る。第二級は總稅額の三分の第二を得るに至る次等額の稅を納むる原選舉人より成る。第三級は總稅額の三分の第三を得るに至る最低額の稅を納むる原選舉人より成る。每級各別に選舉人の三分の一を選ふ。各級を數選舉組合に分つことを得。但し各組合の原選舉人は決して五百名を超ゆることを得ず。各級より出す選舉人は其原選舉區に投票權を有する原選舉人中より選舉し、取て其の所屬級の如何に拘はることなし。

第七十二條 議員は選舉人をして之を選舉せしむ。選舉施行に關する細則は選舉法を以て之を定む。但し此の選舉法には直稅の一部に代ふるに租稅及び屠獸稅の徵收を以てする市府に關する規則も亦之を定む。

第七十三條 衆議院の立法期は五箇年とす。

第七十四條 凡そ學滿斯臣民にして年齡滿三十歲に達し裁判上の確定判決に由り國民權を喪失せず三箇年以上學滿斯の籍に屬したる者は衆議院議員たるべき被選舉權を有す。會計検査院の長官及び其僚員は王國議會各院の議員たることを得ず。

第七十五條 各議院は其立法期終るの後は新に選舉せらるゝものとす。解散の場合に於ても亦同し。此の各場合に於て前議員は再ひ其選に當ることを得。

第七十六條 王國議會兩院は通常毎年十一月初旬より翌年一月中旬の間に國王之を召集す。其他時事の必要ある場合に於て臨時に召集することあるへし。

第七十七條 兩議院の開會及び閉會は其合會に於て國王親く又は特任の大臣之を行ふ。兩議院の召集開會停會及び閉會は同時に之を行ふへし。一院解散を命せられたるときは他の一院は同時に停會せらるへし。

第七十八條 各議院は其議員の資格を審査し且之を裁決す。各議院は議院規則に依りて其事務規則及び服務紀律を定め且其議長副議長及び書記を選舉す。官吏は議員となるに於て特許を得るを要せず。議員若し俸給ある官吏に任せ

られ若くは官吏議員にして前官より高き官位又は多き俸給ある職務を命せられたるときは議院に於ける列席権及び表決権を失ひ更に選舉せらるゝに非されは再び議員たることを得ず。何人も兩議院の議員たることを得ず。

第七十九條 兩議院の會議は公開す。各議院は議長又は議員十名の發議に由り秘密會議を開きたるときは直に其動議に付て可否の決を採るへし。

第八十條 衆議院は定數議員の出席あるに非ざれば議決を爲すことを得ず。貴族院は千八百五十四年十月十二日の勅令法令集附第五百四十一頁乃至第五百四十四頁に依りて列席表決の權ある議員六十名以上の出席あるに非ざれば議決を爲すことを得ず。各議院の議事は過半數を以て決す。但し議院規則に依りて定めたる選舉の特例は此の限にわらず。

第八十一條 兩議院は各自國王に上奏するの權を有す。何人も兩議員又は其一院に自身請願書若くは建白書を提出することを得ず。各議院は其受理したる書類を大臣に轉送し書中所載の訴願に付き其説明を求むることを得。

第八十二條 各議院は議決準備を要する報告を求めむが爲め事實の審査委員を

命するの權を有す。

第八十三條 兩議院の議員は全國民の代理人とす。議員は自ら信する所を以て自由に判斷し囑託訓令の爲に牽制せらるゝことなし。

第八十四條 兩議院の議員は其院に於ける表決に付ては決して責を負ふことなし。但し議院に於て發言したる意見に付ては議院規則に従ひ其院限り責任あるものとす。議員は會期中犯罪の爲め議院の許諾なくして糺問又は逮捕することを得ず。但し當日又は翌日に押へられたる現行犯は此の限にわらず。負債の爲に逮捕する場合に於ても亦同く議院の許諾を要す。議員に對する各刑事の糺治審問拘留及び各民事上の拘留も亦當該議院の請求に由りて會期中免せらるゝことあるへし。

第八十五條 衆議院議員は法律の定むる所に従ひ國庫より旅費及び日當を受く。各議員は之を辭することを得ず。

第六章 司法權

第八十六條 司法權は國王の名に於て法律の外他の權力に服従せざる不羈獨立

の裁判所之を行ふ。裁判は國王の名に於て之を宣告し、且つ執行すべきものとす。

第八十七條(其一) 裁判官は終身官にして國王又は國王の名に於て之を任命す。

裁判官は法律に定むる理由を以て裁判を経るに非ざれば免職又は停職せらるゝことなし。法律に依らずして停職を命し、且其意に反し轉任せしめ、又は休職を命することは法律に定むる理由及び手續を以て裁判を経るに非ざれば之を行ふことを得ず。但し裁判所の構成又は裁判管轄區域を變更するか爲に止むを得ざるの轉任は此の限にあらす。

第八十七條(其二) 宇滯斯國及び他の聯邦國の爲めに共同裁判所を設置するの場

合に於ては第八十六條及び第八十七條第一項の規定は其効力なきものとす。

第八十八條 本條は千八百五十六年四月三十日の法律を以て廢止せらる千八百五十六年

年の法令集誌第
二百九十七頁

第八十九條 裁判所の構成は法律を以て之を定む。

第九十條 法律に定むる資格ある者に非ざれば裁判官に任ずることを得ず。

第九十一條 各事項に對する特別裁判所殊に商事裁判所及び營業裁判所は其要用なる地方毎に必ず法律に依りて之を設置すへし。此の裁判所の構成、權限及

び審判並に其官吏の任命特別權利義務及び任期は法律を以て之を定む。

第九十二條 宇滯斯國には唯一の最高等法院を置く。

第九十三條 民事及び刑事裁判所の審問は之を公開するものとす。但し秩序又は風俗を害するの虞あるときは其審問は裁判所の公開に於てする議決を以て公開せざることを得。爾他の場合に於ては法律に依るに非ざれば公開を禁ずることを得ず。

第九十四條 重罪に付て被告人の罪の有無を判定するは陪審裁判を以て之を行ふ。但し豫め兩議院の承諾を得て發布したる法律を以て特例を定むるものは此の限にあらす。陪審裁判所の組織は法律を以て之を定む。

第九十五條 大逆罪及び國家内外の安寧を害する重罪の裁判に付ては兩議院の前諾を得て發布したる法律に依り特別法院を設くることを得。

第九十六條 裁判所及び行政官廳の權限は法律を以て之を規定す。行政官廳と

裁判所との間に起れる権限争議は法律を以て定めたる裁判所に於て之を裁決す。

第九十七條 文武官吏を職權踰越に由り法律を犯したるの故を以て裁判所に召喚するの制規は法律を以て之を定む。此の場合に於ては所屬官廳の許諾を須つを要せず。

第七章 裁判官に屬せざる官吏

第九十八條 裁判官に屬せざる諸官吏及び検事の特權は法律を以て之を定むへし。其法律には政府が行政機關を選任することに付き不當の制限を爲さるも官吏の爲に其意にあらざる免官と所得沒收を保護す。

第八章 財政

第九十九條 凡そ國家の歳入歳出は毎年之を豫定し、以て歳計豫算を調製すへし。歳計豫算は毎年法律を以て之を確定す。

第一百條 歳計豫算中に掲げたるもの又は特別法律を以て規定したるものに非ざれば租税を課することを得ず。

第一百一條 租税に關しては特免あることなし。現行税法は之を修正議に付し以て各特免を廢すへし。

第一百二條 政府及び地方自治體の官吏は法律に依るに非ざれば手数料を課することを得ず。

第一百三條 法律に依るに非ざれば國債を起すことを得ず。政府が負擔を擔保せる場合も亦同し。

第一百四條 豫算額の超過は後日兩議院の承諾を求むるを要す。歳入歳出豫算の決算は會計検査院之を検査確定す。毎年の歳入歳出豫算に關する總決算は國債の一覽表を添へ會計検査院の意見を附し、政府の財政に關する責任を解任せむか爲に兩議院に提出すへし。會計検査院の組織及び職權は特に法律を以て之を定む。

第九章 市町村郡縣及び州

第一百五條 宇漏斯國の市町村郡及び州に於ける代議制及び行政は特に法律を以て之を定む。

第百六條 法式に從て公布したる法律及び勅令は必ず遵守すべきものとす。法式に從ひ公布したる勅令の遵奉すべきや否やを審査するの權は官廳に屬せしめて兩議院に屬す。

第百七條 憲法は立法の成規に據り之を改正することを得。此の場合に於ける各議院二回の決議は通常の過半数を以てし、且其再議に至る迄は少くも二十一日間を隔てざるへからず。

第百八條 兩議院議員及び官吏は國王に對して忠誠從順の道を守るべき宣誓を爲し、且誠意以て憲法を遵守すべきことを誓ふ。軍兵は憲法の誓を宣へす。

第百九條 現行の租税は舊に依て之を徵收し、且此の憲法に矛盾せざる現行法令の規定は法律を以て改正せらるゝ迄は總て遵由、效力を有す。

第百十條 現行法律に依て設置したる各官廳は官制實施に至るまで其職務を繼續すへし。

第百十一條 戰時若くは事變に際し、公安を害するの危險あるときは憲法第五條

第六條第七條第二十七條第二十八條第二十九條第三十條及び第三十六條は其時間及び其地方を限り效力を停止することを得。其細則は法律を以て之を定む。

補則

第百十二條 第二十六條に掲けたる法律の發布に至るまで學校及び教育の制度に關しては現行の法規を適用すへし。

第百十三條 刑法修正議の結了に至るまで言論著作刊行又は圖畫に由るの犯罪に付ては特に法律を發布すへし。

第百十四條 本條は千八百五十六年四月十四日の法律を以て廢止せらる千八百五十六年の法令集附錄第。三百五十三頁。

第百十五條 衆議院議員選舉に關しては第七十二條に掲けたる選舉法の發布に至るまで千八百四十九年五月三十日の勅令其效力を有す。

第百十六條 今尙現存する兩最高法院は之を一院に合併すへし。但し其構成は特に法律を以て之を定む。

第十七條 此の憲法公布前豫算に準據して任命したる官吏の權利は官吏法に於て特に之を參酌すへし。

第十八條 千八百四十九年五月二十六日の草案に基き制定したる獨逸聯邦憲法の爲に此の憲法の改正を要することあるときは國王は之を命し、次會の兩院に其旨を報告すへし。兩議院は此の場合に於て假に命したる改正の果して獨逸聯邦憲法と一致するや否やを議決すへし。

第十九條 第五十四條に掲けたる國王の宣誓並に兩議院議員及び官吏の規定上の宣誓は立法の成規に據りて本憲法を修正したる後直に行ふべきものとす
第六十二條及第六十八條

以上朕親ら署名し玉璽を鈐して茲に其有效を證す
千八百五十年一月三十一日シャルロットンブルグに於て裁可す

フリードリヒ・ウキルヘルム 御璽

伯爵 フォンブランデンブルグ

フォンラーデンベルグ

フォン・マントユッフエル

フォン・ストローター

フォン・デ・ハイッド

フォン・ラーベ

シモンヌ

フォン・ジライニッツ

獨逸帝國憲法施行に關する法律

千八百七十一年四月十六日發布

朕獨逸皇帝宇滯斯國王ウキルヘルム天祐を享有し獨逸帝國を代表し聯邦議會及び帝國議會の協賛を經たる下條の法律を裁可す。

第一條

北獨逸聯邦大公國バーデン及びヘッセン間の協定に係る獨逸聯邦憲法千八百七十年聯邦法第六頁以下並に主國バイエルン及びウエルテンベルグと此の憲法加入に關し締結したる千八百七十年十一月二十三日及び同二十五日の條約千八百七十一年聯邦法第六頁以下並に主國バイエルン及びウエルテンベルグと此の憲法加入に關し及千八百七十一年聯邦法第六頁以下並に主國バイエルン及びウエルテンベルグと此の憲法加入に關し帝國憲法を以てす。

第二條

第一條に掲けたる獨逸聯邦憲法第三章第八十條の規定千八百七十年聯邦法第六頁以下並に主國バイエルン及びウエルテンベルグと此の憲法加入に關し北獨逸聯邦に發布せる法律の施行に關する千八百七十年十一月二十三日のバイエルン條約第八章第三項の規定千八百七十一年聯邦法第六頁以下並に主國バイエルン及びウエルテンベルグと此の憲法加入に關し及び千八百七十年十一月二

十五日のウエルテンベルグ條約第六條第二項の規定千八百七十年聯邦法第六百七十五頁は尙ほ同國に於て有效とす。

前項の法律は帝國法律とす。其法律中特に北獨逸聯邦北獨逸聯邦憲法、北獨逸聯邦領地、北獨逸聯邦諸國又は國家、内國人憲法的機關、國民官吏、國旗等總て北獨逸聯邦に關するものは獨逸帝國及び獨逸帝國の關係に於て解すべきものとす。

其他北獨逸聯邦に發布せる法律にしてバイエルン及びウエルテンベルグの一國に施行するものに在ても前項を適用す。

第三條

千八百七十年十一月のウエルサイユ府契約千八百七十年聯邦法千八百七十年十一月二十五日の伯林府契約令第六百七十七頁及千八百七十年十一月二十三日の契約千八百七十一年聯邦法及千八百七十年十一月二十三日の契約令第六百七十七頁以下並に千八百七十年十一月二十三日のバイエルン條約第四條一項以下は此の法律の爲に效力を失ふことなし。

皇帝印璽

ウキルヘルム

獨逸帝國憲法

北獨逸聯邦を代表したる李滯斯國王、バイエルン國王、ウエルテンベルグ國王、バイデン大公、マイン南部ヘッセンを代表したるヘッセン及びライン大公は聯邦領地及び其領地内に行はるゝ權利を保護し、及び獨逸國民の安全を保持せむが爲に永世不朽の同盟を結約す。此の同盟は獨逸帝國と稱し下條の憲法を有す。

第一章 聯邦領地

第一條 聯邦領地はラウエンブルグを合稱したる李滯斯、バイエルン、ザクセン、ウエルテンベルグ、バーデン、ヘッセン、メクレンブルグ、シユウエリエン、ザクセン、ワイマル、メクレンブルク、ストレリッツ、ラルデンブルグ、ザクセン、マイニンゲン、ザクセン、ワルテンブルグ、ザクセン、コーブルグ、ザクセン、コーブルグ、ゴーター、アンハルト、シユワルツブルグ、レドルス、タット、シユウルツブルグ、ゾンデルス、ハウゼン、ワルテック、兄統ロイス、弟統ロイス、シャウンブルグ、リッペー、リッペー、リュベック、ブレーメン、ハンブルグの諸國とす。

第二章 帝國立法

第二條 帝國は此の憲法の規定に依り、前條の領地内に於て立法權を行ふ。帝國法律は聯邦部國の法律に先んず。帝國法律は帝國官報を以て公布するに依り其効力を有す。公布せる法律は特に施行の期日を定めざるものに限り、伯林府に於て之を掲ぐる帝國官報發刊の翌日より十四日目に効力を有するものとす。

第三條 全獨逸國に於ては聯邦中一部國の族民國民は何れの部國に於ても内國人として取扱を受け、居住を構へ、商業を營み、公役に服し、土地を買取し、國民權及び其他の都民權を得るに於て固有の人民と同一の規定に依り許可せらるべく、權利を執行し及び權利を保護することに關しても同等の取扱を受くべき効力ある共同の國民權成立す。獨逸國民は此の權利を執行するに付ては本國の政府或は聯邦部國の他の政府より制限せらるゝことなし。各地の自治團體に於て貧民を保護すること及び戸籍に編入することに關する規定は本條第一項の原則に依り抵觸することなし。追放人を引取り病者を治療し及び死亡したる國民を埋葬することに關する聯邦部國間の條約は其効力を失ふことなし。本國の關係に於て陸軍兵役義務を盡すことに關しては帝國の法律を以て其要件

を定む。獨逸國民は外國に對して帝國より同等の保護を受くるの權あるものとす。

第四條 帝國の監督及び帝國の立法に屬するものは左の事項とす。

- 一 此の憲法第三條の規定に於て許さるる移轉の自由、本國及び滞在地の關係、國民權、旅行券、外國人警察、及び商業保險に關する規定、但しバイエルンに於ては本國及び滞在地の關係並に獨逸以外の國に殖民し、及び移住することに關する事項を除く
- 二 關稅及び貿易に關する立法並に帝國の政費に使用する租稅
- 三 貨幣及び度量衡法の規定並に換不換紙幣發行に關する規定
- 四 銀行に關する一般の規定
- 五 發明品の專賣特許
- 六 精神上の所有權保護
- 七 外國に於ける獨逸人の商業及航海並に船旗に對する保護の方法、帝國の任命すべき領事組織

- 八 鐵道規則(バイエルン)は此の憲法第四十六條の規定に依る(並に國防及び一般交通の便益の爲に設くる道路及び水路の建設)
- 九 數箇國共有の水路に於て營む渡船業及び筏乘業並に水路營繕の體裁及び其他水路稅並に航海目標(點燈、浮標、碇、其他の並、問、目標)及共
- 十 郵便及び電信法、但しバイエルン及びウエルテンベルグ兩國は此の憲法第五十二條の規定に依る
- 十一 民事裁判の宣告を相互に執行すると及び申請一般の指令に關する規定
- 十二 公正證書の公證に關する規定
- 十三 總ての私法刑法及び訴訟法に關する一般の立法
- 十四 帝國陸海軍々制
- 十五 衛生並に獸疫警察規則
- 十六 出版及び結社に關する規定
- 第五條 帝國の立法は聯邦議會及び帝國議會に依り之を行ふ。帝國の法律は兩議會多數議決の共贊を要す。陸海軍々制及び此の憲法第三十五條に掲げたる

租稅に關する法律案の議決に付聯邦議會に於て意見を異にせるときは聯邦長の決する處に據る。但し從來の制度の維持に付て主張せるときに限る。

第三章 聯邦議會

第六條 聯邦議會は聯邦各國の代表者を以て組織す、其表決權の割合は左の如し。
 字滯斯(ハンノーフェル、クールヘッセン、ポールスタイン、ナッサウ及びフランクフルト)の往時の表決權を合し).....十七票

- バイエルン.....六票
- ザクセン.....四票
- ヘッセン.....三票
- ウエルテンベルグ.....四票
- バーデン.....三票
- メクレンブルグ、シユエーリエン.....二票
- ザクセンワイマル.....一票
- メクレンブルグ、ストレルリッツ.....一票

ラルデンブルグ	一票
ブラウンシュワイヒ	一票
ザクセンマイニンゲン	一票
ザクセンアルテンブルグ	一票
ザクセンコーブルグ、ゴーター	一票
アンハルト	一票
シエワルツブルグ、ルードルスタット	一票
シエワルツブルグ、ゾンデルスハウゼン	一票
ワルデック	一票
兄統ロイス	一票
弟統ロイス	一票
シャウンブルグ、リッペー	一票
リッペー	一票
リュベック	一票

プレーメン	一票
ハンブルグ	一票

合計五十八票

聯邦部國は各其有する表決権の數に依て全權委員を選任することを得。但し一部國の表決は一定なるを要す。

第七條 聯邦議會は左の事項を議す。

- 一、帝國議會に提出すべき議案及び帝國議會の決議
- 二、帝國の法律を以て別に規定せざる帝國法律の實施に必要な一般の行政規則及び制度

三、帝國法律若は前項の行政規則及び制度を實施するに因り生ずる缺點聯邦部國は發議及び説明の權を有す。聯邦長は其發議案を議事に付するの義務あるものとす。議事は此の憲法第五條第三十七條及び第七十八條に規定したるもの、外單一多數を以て之を決す。代表者なき表決及び命令なき表決は之を算入せず。可否同數なるときは聯邦長の決する所に依る。此の憲法の規

定に依り帝國全體に關せざる事件の議決に付ては其事件に關係を有する聯邦部國のみの表決を算す。

第八條 聯邦議會は其議員中より左の常任委員を組織す。

- 一、陸軍及堡砦に關する委員
- 二、海上に關する委員
- 三、關稅及び租稅に關する委員
- 四、通商及び貿易に關する委員
- 五、鐵道郵便及び電信に關する委員
- 六、司法に關する委員
- 七、財政に關する委員

此の委員は聯邦長の外少くとも聯邦部國の四箇國をして代表せしむべきものとす。聯邦部國は此の委員會に於ては一票の表決權を行ふ。陸軍及堡砦に關する委員會に於てはバイエルンは一委員席を有し同委員の殘餘並に海軍に關する委員は皇帝之を勅選し其他の委員は凡て聯邦議會に於て選舉するものとす。

す。此の委員會は聯邦議會の毎會期若くは一箇年毎に改選す。但し前委員を再選することを得。右に掲ぐる委員の外聯邦議會はバイエルンザクセンウエルテンベルグ三王國の全權委員及び聯邦議會議員中より選舉すべき其他の聯邦部國の二名の全權委員を以て外交に關する委員を組織す。バイエルン王國は此の委員會に於て常に委員長の席を占む。各委員會に於て其事務に必要な官吏を置く。

第九條 聯邦議會の議員は各自帝國議會に出席するの權を有し及び帝國議會に於て自國政府の意見を陳へむことを求むるときは假令聯邦議會の多數より採用せられざる意見と雖も何時にても許可せられざることなし。何人も同時に聯邦議會の議員及び帝國議會の議員を兼ねることを得ず。

第十條 皇帝は聯邦議會議員に慣行の外交上の保護を與ふべき義務あり。

第四章 聯邦長

第十一條 聯邦の首長は獨逸皇帝の名義を有する宰滯斯國王とす。皇帝は公法上帝國を代表し帝國の名義を以て戰を宣し和を媾し外國と同盟其他の條約を

締結し、公使を差遣し、及び外國の使節を受くるの權を有す。帝國の名義を以て戰を宣するには聯邦議會の協贊を経るを要す。但し領地若くは其の沿岸に迫る外寇は此の限にわらず。外國に對し此の憲法第四條に依り帝國立法の範圍内に屬する條約を締結するには聯邦議會の協贊を要し、其條約に効力を保たしむるには帝國議會の承認を要す。

第十二條 皇帝は聯邦議會及び帝國議會を召集し、其開會停會及び閉會を命ず。

第十三條 聯邦議會及び帝國議會は毎年之を召集す。聯邦議會は帝國議會の召集なくして事務準備の爲め召集することを得と雖も、帝國議會は聯邦議會の召集なくして之を召集することを得ず。

第十四條 聯邦議會は全員三分の一以上の請求あるときは之を召集すへし。

第十五條 聯邦議會の議長席及び其事務の統轄は皇帝の命したる帝國宰相之主る。宰相は委任書を與へ聯邦議會の一議員をして議長の職を代理せしむることを得。

第十六條 必要なる議案は聯邦議會の決議に依り皇帝の名義を以て之を帝國議

會に提出す。帝國議會に於ては聯邦議會議員若くは聯邦議會か特別に選定したる委員之を辯明す。

第十七條 皇帝は帝國法律を親署し、之を公布し、及び其法律の施行を監督す。凡て皇帝の布達は帝國の名義を以て公布し、之に効力を有せしむる爲には宰相の副署を要す。宰相は副署に依て責任を負ふものとす。

第十八條 皇帝は帝國官吏を任命し、之を帝國に向て宣誓せしめ、又必要の場合には之を免職す。聯邦部國の官吏にして帝國官吏に任せられたる者は其任命前帝國の法律に於て特別の規定わらざる限りは帝國に對し本國に於て職位上附帶する一切の權利を保有す。

第十九條 聯邦部國中憲法上の義務を盡さざるものあるときは執行の方法を以て之を強制することを得。此の執行は聯邦議會に於て議決し、皇帝之を行ふ。

第五章 帝國議會

第二十條 帝國議會は普通の直接選舉法に依り秘密投票を以て選舉す。千八百六十九年五月三十一日發布選舉法第五章千八百六十九年聯邦法令第四百五十五頁に掲げたる規定

を改正せざるまではバイエルンは四十八名、ツェルテンベルグは十七名、マイン南部、ヘッセンは六名の議員を選出し、全院の議員總計を三百八十二名とす。

第二十一條 官吏は帝國議會に出席するには休暇の許可を得るに及ばず。帝國議會の議員若し俸給を受くべき帝國官吏若くは聯邦の一部國に於て俸給を受くべき官吏となり、帝國若くは聯邦部國の勤務に依て高等の位置又は多額の俸給を受くべき職務に任せらるゝときは帝國議會に於ける議席及び表決權を失ふ。但し更に選舉に因て之を得ることを得。

第二十二條 帝國議會の議事は公開す。帝國議會の公開したる會議の議事に付ては總て責任なきものとす。

第二十三條 帝國議會は帝國の權限内に於て法律を發議し、帝國議會に提出したる請願を聯邦議會若くは帝國宰相に送付するの權を有す。

第二十四條 帝國議會の立法期は五箇年とす。此の期限内に於て議會を解散するには皇帝の裁可を経たる聯邦議會の決議を要す。

第二十五條 帝國議會を解散したるときは解散後六十日以内に選舉を行ひ、九十

日以内に之を召集すべし。

第二十六條 帝國議會の同意なくして三十日以上に渉る停會をなすことを得ず。同會期間に於て再び停會を命ずることを得ず。

第二十七條 帝國議會は議員の資格を審査し、及び之を判決す。帝國議會は事務章程を以て事務及び懲罰を規定し、議長副議長及び書記を選擧す。

第二十八條 帝國議會の議事は過半数を以て之を決す。議員の出席規定の定數に充たざるときは、其決議は無効とす。

第二十九條 帝國議會の議員は全國人民の代表者とす。但し其依頼及び指揮の爲に束縛せらるゝことなし。

第三十條 帝國議會議員は何れの場合に於ても、其の表決若くは職務を實施するか爲め陳述せる言論に關して裁判若くは懲戒の告訴を受くることなく又は議場外に於て責任を負ふことなし。

第三十一條 議員は現行犯若くは其翌日中に捕縛するに非ざれば會期中議會の許諾なくして犯罪の爲めに審問又は逮捕することを得ず。負債の爲め逮捕す

る場合に於けるも亦議會の許諾を要す。帝國議會の請求あるときは議員の刑事手續及び未決拘留若くは民事拘留は之を會期間猶豫すへし。

第三十二條 帝國議會の議員は議員として俸給若くは手當金を受くることを得ず。

第六章 關稅及び商業

第三十三條 獨逸國は共同の關稅區劃の内に一の關稅及び商業の領地を爲す。

但し其地勢に依り此の區劃に編入し難き地方は之を除く。聯邦中一部國の自由貿易に屬する物品は其他の部國に輸入することを得。此の物品に向ては其輸入地は國內の同種の物産に課する國內稅の外課することを得ず。

第三十四條 プレーメン及びハンブルグは同都府若くは近傍の地方の郡と共に共同關稅區劃に加入せざる迄は自由港として此の區劃以外に立つものとす。

第三十五條 帝國は特に一般の稅法聯邦領地内に於て收穫する鹽煙草火酒麥酒人參又は他の内國產物より製造したる砂糖及び糖蜜の租稅并に聯邦部國の消費稅の密賣に對する相互の保護及び共同關稅區劃の安全に付關稅區劃外の地に要する規定等に關する立法權を有す。バイエルンヴュルテンベルグ及びバ

イデンに於ては内國の火酒及び麥酒の稅法は各自の立法權に依る。但し此の種類の物品に對する稅法は勉めて等一の方針を取るを要す。

第三十六條 關稅及第三十五條の消費稅の徵收并に監督は聯邦部國に於て從來實施し來りたるものに限る其領地内に於て之に委任すへきものとす。皇帝は聯邦議會委員の承諾を経て聯邦部國の關稅若くは租稅局及び租稅本廳に置きたる帝國官吏に依り稅法上の施行を監督せしむ。共同法律(第三十五條)の施行に關し此の官吏か發見せる缺點に付報告するときは之を聯邦議會に提出して其議事に付す。

第三十七條 聯邦共同の法律第三十五條を施行するか爲に要する行政規則及び制度に關する議事は聯邦長の決する所に依る。但し從來の規則若くは制度の維持に付て發言せるときに限る。

第三十八條 關稅及び第三十五條に規定したる帝國の立法に依れる租稅の收入高は之を帝國國庫に納むへし。此の收入高は關稅及び其他の租稅より左の諸項を引去りしものより成る。

- 一、法律若は一般の行政規則に依り返還すべき租税額及軽減すべき租税額
- 二、不當徴收租税の拂戻額
- 三、租税の徴收及管理費

「イ」 國税に在ては外國に接する國境及び郡に於て關税の保護及徴收の爲め要する費用

「ロ」 鹽税に在ては鹽税の徴收及び監督の爲製鹽所に置きたる官吏の俸給

「ハ」 人參糖及び煙草税に在ては時々聯邦議會の決議に依り此の税の爲に聯邦部國の政府に支給すべき管理費

「ニ」 其他の租税に在ては收入全額の百分の十五

共同關稅區劃外に在る領地は貨幣を支出し帝國の經費を負擔すべきものとす。
 バイエレン、ウエルテンベング及びバーデンは帝國の國庫に納むべき火酒及び麥酒税額並に前項の一定の貨幣を負擔せざるものとす。

第三十九條 聯邦部國の徴税官廳より三箇月毎に調製すべき三箇月精算書及び年末並に帳簿の終期に於て調製すべき三箇月を通して會計年度に涉る關税の

徴收額及び第三十八條に依り帝國々庫に納むべき消費税の精算は聯邦部國の本部に於て検査済の上各種の租税を分別したる一覽表に記入し之を聯邦議會の委員に提出す。聯邦議會の委員は此の一覽表に依り三箇月毎に聯邦部國の國庫より帝國々庫に納むべき金高を査定し之を聯邦議會及び聯邦部國に報告し更に又一年毎に右金高の確定期に意見を附し聯邦議會に提出す。聯邦議會は其の確定額に付之を調査議決す。

第四十條 千八百六十七年七月八日の關稅聯合條約の規定は此の憲法の規定及び第七條並に第七十八條に掲けたる方法に依り變更せざる限りは効力を有するものとす。

第七章 鐵道

第四十一條 獨逸帝國々防の爲め或は共同交通の爲め必要と認めたる鐵道は其通過する部國の異議ありと雖も聯邦部國の主權を害せざる限りは帝國の法律に依り帝國の經費を以て之を敷設し若くは一個人に之を許可し土地買收權を付與す。在來の鐵道會社は新に敷設する鐵道に對し其費用を以てする接續線

を承諾するの義務あるものとす。在來の鐵道會社に付與したる並行線若くは競争線の敷設に對する拒否權に關する法律は帝國一般に之を廢止す。但し既得權は妨害せらるゝことなし。將來許可すべき免許に於ても拒否權を付與することなし。

第四十二條 聯邦部國の政府は獨逸國內の鐵道を共同交通の利益の爲に統一に管理し新に敷設する鐵道は劃一の規則に依り之を敷設し及び裝置すべき義務あるものとす。

第四十三條 鐵道機關は可及的迅速なる速力に於て同一に裝置し特に同一の鐵道取締規則を施行すへし。帝國は鐵道會社をして常に鐵道を堅固に布設せしめ交通に適する機關車を備へしむることに注意すへきものとす。

第四十四條 鐵道會社は直行及交叉の交通に必要な相當速力の客車及び物貨の運搬に必要な荷車又は相當貨銀に向て一線路より他の線路に通過することを許すへき直行の客車及び荷車を發するの義務あるものとす。

第四十五條 帝國は鐵道貨銀法の監督權と有す此の監督權の及ぶ範圍は

一、獨逸國一般の鐵道に向て急速に普通鐵道規則を施行すること

二、可及的貨銀の低廉及均一を目的とすること殊に遠隔の里程に於ける石炭半燒石炭材木、鐵物、石材、食鹽、鐵肥料及其の他之に類する物品の運搬に向ては農作及製造の需用に應當する貨銀表を定め、勉めて一ペンニーの貨銀表を施行せしむること

第四十六條 非常の災變殊に凶歲に於ては鐵道會社は穀類、粉、豆類及馬鈴薯は一時の需用に依り聯邦委員の發議を以て皇帝の定めたる特別貨銀法を施行するの義務あり。但し生産物運搬貨の最下額より低下すへからず。前項及第四十二條乃至第四十五條の規定は、バイエルンに適用せざるものとす。獨逸帝國はバイエルンに向て國防の爲必要な鐵道を布設し及之を準備することの規定を議定するの權を有す。

第四十七條 獨逸國々防の爲全國の鐵道を使用せむとする帝國政府の要求に對しては各鐵道會社は拒絕することを得ず。特に兵隊及軍用品は同一なる減額貨銀の規定に依り之を運搬すへし。

第八章 郵便及電信

第四十八條 郵便及電信は獨逸帝國全體の統一なる交通局として設置管理すべし。第四條に規定したる郵便及電信に關する帝國立法は北獨逸の郵便及電信制度に行はれたる原則に従ひ行政規則又は行政命令に委ねたる事項に及ぼすことなし。

第四十九條 郵便及電信の收入額は帝國全般の共有とす。其の經費は收入額より支辨し剩餘額は之を帝國々庫に納むべし。第十二章參照

第五十條 郵便及電信事務の統轄は皇帝に屬す。皇帝の設けたる官廳は行政組織及事務施行並に官吏の性質を統一にし及之を維持すべき權利義務あるものとす。皇帝は行政規則及行政命令を發し、並に他の郵便及電信行政との關係を總轄す。一般の郵便及電信行政官吏は皇帝の命令に服従すべき義務あり。此の義務は職務宣誓に依て之を服膺すべきものとす。各地の郵便及電信行政官廳に必要な高等官吏局長參事官高等巡察官並に此の官廳の機關として監督其の他の事務を主理すべき郵便及電信官吏検査官及巡察官は帝國全般に於て

皇帝之を任命す。此の官吏は皇帝に對して職務の宣誓を爲すべし。其の任命の聯邦部國に係るものは其の國王の承認及公布を要するか爲に之に向て同時に通牒を爲すべし。其の他郵便及電信事務に従事する官吏並に一部局の技術官吏の任命は當該聯邦部國の政府に於て之を行ふ。獨立の郵便及電信行政を有する國に於ては特に條約の定むる所に依るべし。

第五十一條 郵便行政の剩餘金を帝國の政費に配當すること(第四十九條)は從來各部國の郵便行政より生ずる純益の差を平均せむか爲め左に掲ぐる期限内に於て左の方法に従ふべし。各郵便區に於て千八百六十一年より千八百六十五年に至る五年間の剩餘金に付き一年の平均額を通算し、帝國全領地の剩餘金より各區に配當すべき高を百分の一の分合を以て定むべし。帝國郵便に加入せる後八年間は帝國の總剩餘より配當すべき高を前項の割合に依り帝國政費の爲に支出する他の出金より差引くものとす。八年後に於ては此の區別を廢止し、郵便剩餘は第四十九條の原則に依り悉く帝國々庫に納むべし。八年間自由政府に配當すべき剩餘の半額は之を皇帝の處分に委し、此等都府の郵便設置費

に充つへし。

第五十二條 前記第四十八條乃至第五十一條に至るの規定はバイエルン及ウエルテンベルグに適用せず。兩國に於ては左の規定を以て之に代用す。帝國は郵便電信の特権公衆に對する權義關係郵便税免除及郵便税に係る立法權を專有す。但しバイエルンウエルテンベルグ兩國の内部交通に係る規則及郵便税は此限りにあらず。又電信往復手数料を定むることも此の制限に依るへし。帝國は外國と郵便及電信交通の事を定むるの權を有す。但しバイエルン及びウエルテンベルグに於て帝國に屬せざる隣國と直接交通の事を定むるは別事とす。即ち千八百六十七年十一月二十三日の郵便條約第四十九條の規定を適用す。バイエルン及ウエルテンベルグ兩國は帝國々庫に納むべき郵便及電信収入額に關係なきものとす。

第九章 海軍及商船

第五十三條 帝國の海軍は統一にして皇帝の統帥に屬す。皇帝は海軍を組織及編成し其の士官及官吏を任命す。士官及官吏並に乘組員は皇帝に對し宣誓す

へし。キール及ひヤーテ兩港は帝國軍港とす。軍艦の製造及維持費並に其の附屬建物の建築は帝國々庫の支辨とす。海兵兵役義務者機關士及職工は陸軍兵役を免し帝國海軍の兵役に服するの義務あるものとす。海兵の補充は海兵々役義務現員の數に従ふへし。聯邦部國より募集したる海兵の員數は陸軍兵役を義務者より除去すへし。

第五十四條 全聯邦の海商船舶は劃一の商船海軍を組織す。帝國は海船の噸數を調査すへき手續噸數證並に船證及海船の航海を認可すへき要件を定むるの權あり。聯邦部國の商船は海港及聯邦部國の總ての天然水路及人工水路に在て平等に航行を許可せられ及取扱を受く海港に於て海船又は積荷より航行建物の使用の爲に徴收する税は該建物の維持及び普通修繕に要する費用を超過することなし。各天然の水路に於ては交通を便利ならしむる特別建物の使用に係る税の外徴收することなく此の税並に聯邦部國の所有に係る人工水路航行税は其の建物の維持及普通修繕に要する費用の外徴收することなし。外國船又は其の積荷に向て聯邦部國の船舶又は積荷に課せざる税又は之に課する

よりも高額の税を課するの權は聯邦部國に屬せずして帝國に專屬するものとす。

第五十五條 軍艦及商船の旗色は黑白赤とす。

第十章 領事館

第五十六條 獨逸帝國の領事館は皇帝の監督を受く。皇帝は聯邦議會交通委員の承諾を経て領事を任命す。獨逸領事の管轄區内に於ては新に聯邦部國の領事を置くことを得ず。獨逸領事は其の管轄區内に在て領事の派遣なき聯邦部國の領事の職務を行ふ。獨逸領事館の組織全備し聯邦議會に於て聯邦部國の利益を代掌するに足るへしと認定せしときは從來の聯邦部國領事館は之を全廢す。

第十一章 帝國軍事

第五十七條 獨逸人は總て兵役義務あり。此の義務は之を代理せしむることを得ず。

第五十八條 總て帝國の軍事に係る費用及義務は聯邦部國及其の國民に於て平

等に負擔し等級を分別し例外を爲すへからず。公安を害せずして義務を平等に分付し能はさるときは立法の途に依て其の平均を公平に規定すへし。

第五十九條 兵役に適する獨逸人は通常滿二十歳より二十八歳の初期に涉る七箇年常備軍に屬し當初の三箇年間は現役後四年間は豫備役とす。其の後五箇年間は第一後備軍に屬し滿三十九歳の三月三十一日まで第二後備軍に屬すへし。從來聯邦部國に於て兵役年限を十二年以上に定めたるものは漸次に短縮すへきも帝國軍隊の準備を害すへからず。豫備兵の移住に關しては國民兵の移住に關する規定に依る。

第六十條 帝國軍隊の平時兵員は千八百七十一年十二月三十一日に至るまで千八百六十七年現在人口調に依り人口の百分一とし其の割合を以て聯邦部國より出す。將來の平時兵員は帝國立法の手續を以て之を定むへし。

第六十一條 此の憲法公布以後は學國軍事に係る總ての法律及其の施行規則説明増補則ち千八百四十五年四月三日發布の軍事刑法同年同月發布軍事刑事裁判法千八百四十三年七月二十日發布名譽裁判所令及平時戰時に於ける徵發勤

務時間給養舎營寮害賠償並に出帥準備等に關する規程は速に全帝國に施行すへし。但し軍事教會規則は此の限にわらず。獨逸軍制を一般に實施したる後帝國軍事總法律を帝國議會及聯邦議會に提出し憲法の規程に依り之を議決せしむ。

第六十二條 獨逸軍隊及其の所屬建物費用に充てむか爲千八百七十一年十二月三十一日迄は毎年第六十條の平時兵員に二百二十五ターレルを乘したる金額を皇帝の處分に屬すへし憲法第十二章を参照せよ。千八百七十一年十二月三十一日以後は此の金額は聯邦部國より帝國國庫に納むべきものとす。此の金額を計算するには帝國法律を以て改正するまでは第六十條に假定したる平時兵員に據るへし。帝國軍隊及其の建物に關する右金額の支出は豫算法を以て之を確定すへし。軍事支出豫算を確定するには此の憲法に基き法律既定の帝國軍隊組織に據るへし。

第六十三條 帝國陸軍は統一の軍隊にして平時戰時に於て皇帝の命令に従ふ。聯隊等の番號は全獨逸軍隊を通すへし。被服は李滯斯軍團の色式裁縫を用ゆ

へし。外部の徽章帽子の徽章等は聯邦部國々王の定る處に任す。皇帝は獨逸軍隊の員數及武備を完うし組織武器號令兵士の教育並に士官の性質を統一し及之を維持するの權利義務あり。故に皇帝は何時たりとも聯邦各國の組織を臨檢し其の不完全の點を改正せしむるの權を有す。皇帝は帝國軍隊の常備兵員編成及び後備兵の編成を定め並に聯邦領地内に屯營を設け軍隊各部の出帥準備を命するの權あり。帝國軍隊の行政給養兵器の劃一を維持するか爲め將來李滯斯國軍團に發する命令は第八條に定めたる陸軍城砦委員をして他の聯邦部國軍隊司令官に知通し之れに倣はしむへし。

第六十四條 獨逸全軍隊は必ず皇帝の命令に服従するの義務あり旗營を宣して此の義務を明にす。聯邦部國軍團の最上司令官二箇國以上の軍團を指揮する士官及び城塞司令官は皇帝之を任す。皇帝より任せられたる士官は皇帝に對して旗營を宣す。聯邦部國に於て其軍團の將官及び同等士官を命するは皇帝の允許を受くへし。皇帝は何れの軍團に屬するを問はず聯邦部國軍團の士官を選拔し昇進せしむると否とに拘らず之を帝國の任務に轉任せしむるの權を

有す。

第六十五條 皇帝は聯邦領地内に城塞を築き之に要する經常費不足額の承諾は憲法第十二章に依り發議するの權あり。

第六十六條 條約に於て特別の規定あらざるときは聯邦部國の諸侯及び元老は第六十四條の制限に依り其軍隊の士官を命す。諸侯及び元老は其領地内に屬する部隊の長にして之に附帶する榮譽を有す。殊に何時たりとも軍隊を檢し、通常及び臨時報告の外其所屬部隊に關する昇級及任命の通報を受くるの權を有す。諸侯及び元老は警察上必要の場合には獨り所屬軍隊のみならず帝國軍隊にして其國領内に屯集する他の部隊の兵力を求むるの權あり。

第六十七條 軍事豫算の剩餘金は如何なる場合に於ても聯邦各國政府に屬せず必ず帝國を庫に納むべきものとす。

第六十八條 聯邦領地内の公安を害する恐あるときは皇帝は其領分に戒嚴令を發することを得帝國法律を以て戒嚴の要件公布式及び効力を定むる迄は千八百五十一年六月四日發布帝國法律を適用すへし帝國法令四百五十一頁以下

本章終尾の規定

本章の規定はバイエルンに向ては千八百七十年十一月二十三日の同盟條約第三章第五條の細則千八百七十年十一月九日に依りウエルテンベルグに向ては千八百七十年十月二十一日及び同二十五日の軍事條約細則千八百七十年十一月十八日に依り之を適用す。

第十二章 帝國會計

第六十九條 帝國の歳入及び歳出は毎年豫算を立て之を帝國歲計豫算表に製すへし。帝國歲計豫算表は年度の開始前に於て左の原則に依り法律を以て確定す。

第七十條 共同の支出に充つべきものは前年度の剩餘金並に關稅共同の消費稅及び郵便電信より生ずる共同の收入とす。此の收入を以て共同の支出を充たすに足らざるときは帝國稅を設けざる間は聯邦部國の人口に應じて出金すべき分擔額を以て補充すへし。其金額は豫算の定額内に於て帝國宰相之を布達す。

第七十一條 共同の支出は通常一年度に向て承認すへし。但し特別の場合に在ては數年度に涉り承認を爲すことを得。第六十條に定めたる期限内に於ける軍隊の經費豫算は唯聯邦議會及び帝國議會に參考として提出するのみ。

第七十二條 帝國收入の支出に關し帝國宰相は解任の爲聯邦議會及び帝國議會に決算を提出すへし。

第七十三條 非常支出を要する場合に在ては帝國立法の手續に依り帝國の義務に於て公債を起し、公債證書を作り之に充つへし。

本章終尾の規定

第六十九條及び第七十一條はバイエルン軍隊の支出に關しては第十一章の終尾に掲げたる千八百七十年十一月二十三日の條約に依り之を適用し、第七十二條はバイエルンに下付せる同國軍隊に要する金額を聯邦議會及び帝國議會に證明するの限りに於て之を適用すへし。

第十三章 訴訟の判決及刑罰

第七十四條 獨逸帝國の存立、邦土安寧又は帝國憲法に對する行爲及び聯邦議會

帝國議會、聯邦議會議員、帝國議會議員、官廳又は帝國官吏の職務施行、若くは其の職務に對し言語、文章、印刷物、圖畫及其の他の著述を以てする誹謗は聯邦部國に於て之を判決し、各部國に於て其邦土憲法、議員、官廳、官吏に對する同一行爲に適用すへき從來の法律若くは將來効力を有すへき法律に依り之を罰すへし。

第七十五條 前條に掲げたる帝國に對する行爲にして聯邦部國に於て大逆若くは部國に對する謀叛と判決したるものはリュエーベック共同高等控訴院を以て第一審及第二審の裁判所とす。高等控訴院の權限及裁判手續細則は帝國法律を以て之を定む、此の法律を發布するまでは聯邦部國の裁判所の權限及手續に依るへし。

第七十六條 聯邦部國間の訴訟にして民事にあらざるか爲め管轄裁判所に於て判決すへからざる事件は當事者一方の申請に依り聯邦議會に於て之を處分すへし。憲法上の爭議にして憲法に於て之を裁定すへき官衙の設置あらざる聯邦部國間に係るものは其一方の申請に依り聯邦議會に於て之を裁決すへし。其結果なきときは帝國立法の方法に依り之を處分すへし。

第七十七條 聯邦部國に於て裁判を拒否し及び其法律に於て完全なる保護を受くること能はざるときは聯邦議會は其國の憲法及現行法律に依りて證明せる裁判の拒否及妨障に係る訴訟を受理し、且當該政府に布達して裁判上の保護を與へしむるの義務あり。

第十四章 一般の規定

第七十八條 憲法の變改は立法の方法を以てす聯邦議會に於て之に對し十四票の反對あるときは否決と看做すへし。聯邦全體の關係に關する聯邦部國の一定の權利を規定したる帝國憲法の條規は權利者たる部國の同意を得るに非ざれば之を變改することを得ず。

奧地利國憲法

千八百六十七年十二月二十一日帝國法令第百四十二號 發布の帝國議會に代議權を有する諸王國及び各邦の臣民普通權利義務に關する憲法

朕帝國議會兩院の協贊を経て臣民の普通權利義務に關する本憲法を制定し、茲に之を公布すること左の如し。

第一條 凡そ帝國議會に代議權を有する諸王國及び各邦の臣民たる者は一般に奧地利國民權を有す。奧地利國民權の得喪並に施行の要件に付ては法律の定むる所に依る。

第二條 凡そ臣民たる者は法律上に於て平等とす。

第三條 凡そ臣民たる者は均く公務に就くことを得。外國人に在りては奧地利國民權を得るの後に於て始めて公務に就くことを得へし。

第四條 奧地利國版圖内に於て居住及び財産を移轉するの自由は制限せらるゝことなし。凡そ臣民にして一市町村に居住を占め、且又其地に於て不動産を有し營業を爲し又は所得あるの故を以て租税を納むる者は市町村民と同一の要

伴に従ひ、市町村會議員を選舉し及び之に選舉せらるゝの權を有す。外國移住の自由は兵役に關せざる限は政府より之を制限せざるものとす。兩國間に條約ある場合を除く外は移住を爲す者に向て退去税を徵することを得す。

第五條 所有權は侵すへからざるものたり。所有權の收用は法律に定めたる場合に於て且法律の定むる様式を具ふるに非ざれば之を行ふことを得す。

第六條 凡そ臣民たる者は墺地利國版圖内に入る所に居住を定め、各種の不動産を占有し、且つ之を自由に處分し、及び法律に定めたる要件に従ひ職業を營むことを得。社寺に對しては公益の爲に法律を以て不動産を取得し、及び之を處分するの權利を制限することを得。

第七條 凡て隸屬及び部屬の關係は將來之を廢止す。共有の名義を以て不動産に課せる義務又は負擔は之を償還すへきものとす。自今不動産に此の如き償還すへからざる負擔を課することを得す。

第八條 人身の自由は擔保せらるゝものとす。千八百六十二年十月二十七日帝國法律第八十七號公布の現行人身自由保護法律は本憲法の一部に入るへきものとす。

法律に違反して逮捕し又は放免を怠るときは政府は其被害者に對し損害賠償の義務あるものとす。

第九條 家宅權は侵すへからざるものとす。千八百六十二年十月二十七日帝國法律第八十八號公布の現行家宅權保護法律は本憲法の一部に入るへきものとす。

第十條 信書の秘密は侵すへからず。且つ信書を差押へることは法律に循ひて執行したる逮捕若くは家宅搜索の場合を除く外、戰時又は現行法律に循ひて爲したる裁判官の命令に依るに非ざれば之を行ふことを得す。

第十一條 何人も請願權を有す。合名を以てするの請願は獨り法律に認可したる團體又は結社に限り之を爲すことを得へし。

第十二條 墺地利臣民は集會及び結社の權を有す。此の權利の執行は特に法律を以て之を定むへし。

第十三條 何人も法律に定めたる制限内に於て言論著作刊行又は圖畫を以て自由、其の意志を表示するの權を有す。刊行物は檢閲法に付し、又は許可法を以て制限することを得す。行政事務に關する郵便物禁制は之を國內に於て刊行

する書類に適用せず。

第十四條 完全なる信仰及び思想の自由は各人に對して擔保せらるゝものとす。政權及び民權を享有することは其信奉する宗門の如何に關係せざるものとす。但し宗教自由權の執行に由りて公法上の義務を妨くへからず。何人も宗教上の所爲を履行し、又は宗教上の儀式に加はることを強ひらるゝことなし。但し法律上此の權を委任せられたる者に隸屬するは此の限にあらす。

第十五條 法律に認可したる各會堂及び教會は公然教務執行の權を有し、其内部の事務を自ら規定管理し、其禮拜、教育及び慈善の目的を以て定めたる建設物基金及び資金を所有し、且取得することを得。但し其國法に服従すへきは諸會社に異なることなし。

第十六條 法律に認可せざる宗教を信奉する者は法律違犯又は風俗壞亂の所爲なき限は私立の堂宇に於て教務を執行することを得へし。

第十七條 學問及び學説は自由のものたり。凡そ臣民にして法律上の手續を經、其能力あることを證明せられたる者は學校及び教育所を建設し、且つ其教授を

爲すの權を有す。自宅教授は前項の制限に従ふを要せず。學校に於ける宗教上の訓導は當該會堂又は教會の管理に屬す。政府は全般の授業、教育制に關し最上の統理監督權を有す。

第十八條 何人も隨意に其職業を擇ひ之を營むの自由を有す。

第十九條 埤地利の各種族は總て同等の權利を有し、且つ其國情及び國語を保有練習するに於て侵すへからざるの權を有す。政府は學校及び公務執行其他公の事件に於て各邦の國語を用ゆるの平等權を承認す。幾多種族の居住する邦國に在りて公立學校を設立するときは各種族固有の國語を教授するに必要な方法を以てし、他種族の國語を教授するに壓制の方法を用ゆへからす。

第二十條 第八條第九條第十條第十二條及び第十三條に掲げたる權利を或地方に限り一時停止せんとするときは特に法律を以て之を定む。但し此の場合に於て政府は其責に任すへきものとす。

千八百六十七年十二月二十一日 維也納府に於て

フランツ、ヨーゼフ 親署

男爵 フォン、ポユスト 手署
 伯爵 タアッフェー 手署
 陸軍中將男爵フォン、ヨーン 手署
 男爵 フォン、ベッケー 手署
 リツテル、フォン、ヒーエ 手署

奉勅 ベルンハルト、リッテル、フォン、マイエル 手署

千八百六十七年十二月二十一日 帝國法令第百四十三號 發布の帝國法院設置に關する
 憲法

朕帝國議會兩院の協賛を経て本憲法を制定し、茲に之を公布すること左の如し
 第一條 帝國議會に代議權を有する諸王國及び各邦の爲めに權限爭議及び公權
 爭議を審判せんか爲に帝國法院を設置す。

第二條 帝國法院は左に掲ぐる權限爭議に付終審の裁判を行ふへし。

第一 法律に定めたる場合にして某事件の司法又は行政孰れの手續を以て審
 決すへきやの問題に關し司法官廳と行政官廳の間に起りたる權限爭議。

第二 行政事件に付各邦の議會及び其最高等行政官廳が各其處分權若くは裁
 決權を主張するときに起りたる權限爭議。

第三 各邦自主機關の間に其管理すべき事項に付起りたる權限爭議。

第三條 帝國法院は其他左に掲ぐる兩件の終審裁判を行ふ。

第一 帝國議會に代議權を有する諸王國及び各邦の一より全國に對し又全國
 より其諸王國及び各邦中の一に對し又諸王國及び各邦の一より其諸王國及
 び各邦中の一に對する爭議並に通常の訴訟手續を以て審判すへきの性質あ
 らざるときに諸王國及び各邦中の一若くは其全國に對し市町村團體又は一
 箇人より起したる訴訟。

第二 法律に規定したる行政上の手續を経て裁決せられたるの後に於て憲法
 の擔保する政權を侵したりとして臣民の提起する告訴。

第四條 帝國法院は某事件の裁決に付其權限内に在るや否やを專決し、且該院の

裁決に對しては控訴及通常の司法手續を行ふことを得ず。帝國法院より訴件を通常裁判官又は行政官廳に移したるときは該裁判官又は該行政官廳は其權限外なるの故を以て其審判を拒むことを得ず。

第五條 帝國法院は維也納府に設置し、且該院は勅任終身官の院長及び代理官各一名帝國議會の推薦に依り勅任終身官の僚員十二名補員四名を以て組織す。但し其僚員及び補員は衆議院より選出の候補者中より僚員六名補員二名を勅任し、貴族院より選出の候補者中より亦僚員六名補員二名を勅任するものとす。推薦は其任用すべき吏員一名毎に法律學に通曉したる候補者三名を選擧するを制とす。

第六條 帝國法院の構成訴訟手續及び裁判執行に關する細則は特に法律を以て之を定む。

千八百六十七年十二月二十一日 維也納府に於て

フランツ、ヨーゼフ 親署

男爵 フォン、ボニス ト手署

伯爵 タア ヲフ エー 手署

陸軍中將 男爵 フォン、ヨーン 手署

男爵 フォン、ベッケー 手署

リッテル、フォン、ヒール 手署

奉勅 ヘルンハルト、リッテル、フォン、マイエル 手署

千八百六十七年十二月二十一日 帝國法院令 第四十四號 發布の司法權に關する憲法

朕帝國議會兩院の協贊を経て司法權に關する本憲法を制定し茲に之を公布すること左の如し。

第一條 凡そ國內の裁判は皇帝の名に於て之を行ふ。宣告は總て皇帝の名に於て之を行ふ。

第二條 裁判所の構成及び權限は法律を以て之を定む。例外裁判所は豫め法律に定めたる場合を除く外之を設くることを得ず。

第三條 軍事裁判所の權限は別段の法律を以て之を定む。

第四條 違警罪及び租税に關する犯罪の裁判權は法律を以て之を定む。

第五條 裁判官は皇帝より又は皇帝の名に於て終身官として確然に任命せらるゝものとす。

第六條 裁判官は其職務を執行するに於て不羈獨立とす。裁判官は法律に定むる場合にして且正式の裁判を経るに非されは其職を免せらるゝことなし。又裁判所長若くは上級裁判所の命令に依るにあらすして停職を命せらるゝことなし。但し停職を命したる場合に於ては同時に某事件を其所轄裁判所に移すへし。又法律に定めたる場合にして且法律の定むる様式を以て裁判を経るに非されは其意に反して轉任若くは休職を命せらるゝことなし。但し裁判所構成變更の爲に止むを得ざるの轉任及び休職は此の限にあらす。

第七條 裁判所は正當に公布したる法律の効力を審査するの權を有せず。但し裁判所は法律の定めたる審級の順序に従ひ命令の當否を審判するを得へし。

第八條 凡そ司法官たる者は其の職務宣誓と俱に憲法を遵守して犯すことなきの宣誓を爲すへし。

第九條 司法官か其職務を行ふに當り法律に背反するの行爲あるときは成規の訴訟手續を経て上訴を爲すの外尙其司法官又は政府に對し訴訟を提起することを得。此の訴訟に付ては別に法律を以て之を定む。

第十條 民事刑事の別なく判決を爲す裁判官の前に於てする辯論は口頭を以てし、且之を公開すべきものとす。前項の例外は法律を以て之を定む。刑事訴訟には檢察官を置くへし。

第十一條 嚴刑に處すべき重罪其種類は法律を以て定むべきものとす。國事犯及び出版物に關する重罪輕罪に付ては陪審官に於て其の罪を決すへし。

第十二條 帝國議會に代議權を有する諸王國及び各邦の爲に最高等法院及び破毀法院を維也納府に設置す。

第十三條 皇帝は大赦特赦減刑及び裁決の結果を特免するの權あり。但し大臣責任に關する法律に定めたる制限は此の限にあらす。法律に循ひ罰すべき所爲に付刑事の手續に着手せず又は既に爲したる手續を停止することを命するの規則は刑事訴訟法の定むる所に依るへし。

第十四條 司法事務は總ての審級に於て行政と分離す。

第十五條 行政官廳か現行法律又は將來發布すべきの法律に依りて人民相互の争訟を裁決すへき場合に於て此の裁決に由りて權利を害されたる者は普通の裁判手續を以て其對手に對し訴訟を爲すの自由を有す。前項の場合の外行政官廳の裁決又は處分に由り權利を害されたることを主張する者は行政官廳の代理者に對し行政裁判所に出訴して公開の口頭辯論を求むるの自由を有す。行政裁判の審理すへき場合及び其組織並に其訴訟手續に付ては別段の法律を以て之を定む。

千八百六十七年十二月二十一日 維也納府に於て

フランツ、ヨーゼフ 親署

男爵 フォン、ポエヌスト手署

伯爵 タアッフェー手署

陸軍中將男爵フォン、ヨーン手署

男爵 フォン、ベッケー手署

リッター、フォン、ヒーエ手署

奉勅 ヘルンハルト、リッター、フォン、マイエル手署

千八百六十七年十二月二十一日(帝國法令誌百四十五號)發布の大政權及行政權の施行に關する憲法

朕帝國議會兩院の協賛を経て大政權及行政權の施行に關する本憲法を制定し茲に之を公布すること左の如し

第一條 皇帝は神聖にして侵すべからず、且無責任なりとす。

第二條 皇帝は責任大臣及び之に隸屬する官吏に依て大政權を行ふ。

第三條 皇帝は大臣を任免し、且法律に定めたる特例を除く外當該大臣の奏薦に依り政府各部の諸官吏を進退す。

第四條 皇帝は爵位、勳章及び其他の榮典を授與す。

第五條 皇帝は兵馬の元帥たり、且戰を宣し和を講す。

第六條 皇帝は國事條約を締結す。通商條約及帝國全部又は其一部若くは各臣民の負擔を起すへき國事條約を締結するときは帝國議會の協贊を要す。

第七條 貨幣鑄造權は皇帝の名に於て之を行ふ。

第八條 皇帝は即位の初め帝國議會兩院の合會に於て左の誓詞を宣ふ。

帝國議會に代議權を有する諸王國及び各邦の憲法は之を犯すことなく、且憲法及び一般の法律に遵由して政を行ふへし。

第九條 大臣は各、其の職權内に於て發する公文に付憲法及び法律に遵由すへき責任あるものとす。大臣責任並に大臣に對する彈劾を審理すへき裁判所の組織及び其裁判手續は特に法律を以て之を定む。

第十條 法律の公布は皇帝の名に於て之を行ふ。但し憲法上適法なる議會の協贊を経たる旨を附記し、且責任大臣一名の副署なかるへからず。

第十一條 官廳は其權限内に於て法律に循ひ諸規則を制定し、命令を發するの權を有し、且此の諸規則及び命令を法律を以て定めたる諸條例と同く強て遵守せしむるの權を有す。行政官廳の法律執行權並に公安平穩及秩序を保持するか

爲に常備し又は臨時徵集する兵團の權利は特に法律を以て之を定む。

第十二條 官吏は總て其職權内に於て憲法を遵奉し並に帝國及各邦の法律に該當する事務を管理するに於て該法律を遵守するの責任あるものとす。此の責任を實行せしむるの任務は該官吏を統理し及び其紀律を掌る所の長官に屬す。官吏職權を濫用して法律を犯したるときは其官吏の民法上に於ける責任は法律を以て之を定む。

第十三條 凡そ行政各部の官吏は其職務宣誓と俱に亦憲法を確守して犯さるるの誓を爲すへし。

千八百六十七年十二月二十一日 維也納府に於て

フランツ、ヨーゼフ 親署

男爵 フォン、ボユヌト手署
伯爵 タア、フエー手署
陸軍中將男爵 フォン、ヨーン手署
男爵 フォン、ベッケー手署

リッテル、フォン、ヒール、エ手署
奉勅 ヘルンハルト、リッテル、フォン、マイエル手署

佛蘭西國憲法

千七百八十九年路易十六世エルクワント加國會議族僧侶平會を召集せし時に當りては舊來の憲法既に滅絶して只僅に記憶に存せしのみ。爾後百七十五年を経て憲法議會なるもの起り、此の國會は終に國家の衰滅を促すに至るべきを以て之を存置すへからずとなし、其の遺物は悉く之を破壊し新に議會を創設せり。此の急激なる破壊は慣例となり、遂に佛國か一世紀以來憲法不鞏固の惡習を遺せし原因となれり。此の如きは英國の憲法史中に於て曾て見ざる所なり。千七百九十一年より千八百七十五年に至る八十四年間に於て佛國は政體を改正すること九回、而して其中十八箇年間繼續せしものは只僅に二種あるに過ぎず。

余は茲に右等憲法の歴史を逐次詳記せず、只憲法欽定コンスタテ憲法千八百十四年路易の法律、布告、元老院決議キヤンセル及び其他建國法の性質を有するものを列舉するを以て足れりとすべし。

千七百八十九年七月六日よりウエルサイエに會合せる國民議會は憲法起草

委員會を新設せり。此の委員會に於て議決せるものは國民議會に於て漸次之を討議し而して其決議は數種の布告となり、箇々特別に發布せられたり。此等の布告は概ね憲法と認定せられたるものなりと雖も實際に於ては唯單純なる法律の性質を有するに過ぎず。乃ち左に九種の法令布告及び其發布の日附を列記すべし。

- 第一 千七百八十九年八月二十六日の人権の布告
- 第二 千七百八十九年十月一日の公權に關する憲法
- 第三 千七百八十九年十月十二日の租稅及法律發布に關する憲法
- 第四 千七百八十九年十二月二十二日の選舉及地方行政に關する法律
- 第五 千七百九十年五月二十二日の宣戰媾和に關する憲法
- 第六 千七百九十一年三月二十九日の官吏の住所及攝政に關する憲法
- 第七 千七百九十一年四月二十七日の内閣の組織に關する法律
- 第八 千七百九十一年六月十三日の立法議院の組織に關する法律
- 第九 千七百九十一年七月十六日の國王の默認讓位に關する憲法

同千七百九十一年國民議會は新に憲法修正委員會を設け之を憲法委員會に聯合せり。此の連合委員會は百般の布告中より憲法の性質ある箇條を選抜して之を調査叙整し以て憲法の條文を編成せり。同年八月八日ツーレー氏は兩委員會の名義を以て委員會の結果を報告せり。憲法は九月三日に議決せられ同月十三日路易十六世之を批准し翌十四日嚴正の宣誓を爲せり。此の憲法は之を實施すると一箇年に滿たす。千七百九十二年八月十日國民議會は反亂の爲に抑制せられ一時行政權の執行を停止し又共和政府建立の契約^{コンヴェンション}國會を召集する決議書^{レゾルーション}を發議し又同日別に法律を以て行政權假執行の件を規定せり。

契約國會は九月二十一日王權廢止の件を布告せり。又十月十一日多數の共和黨を以て組織せる憲法委員會を設けたり。此の委員會は新憲法々案を起草し千七百九十三年四月十七日より其の討議を始めたり。然れとも四月三十一日の反亂起り革命黨遂に勝を制し此の憲法々案は廢棄せられたり。契約國會は新に委員會を設けて新憲法々案を起草せしめ此の法案は六月二十

四日を以て議決せられたり。

千七百九十三年の憲法は百四十四箇條を以て組成し原選舉人會の認許を経て八月九日に至り發布せられたり。然れども千七百九十三年十月十日共和曆第二年一月十九日の法律を以て此の憲法の實施を中止し而して假革命政府を建立せり。故に此の憲法は決して實施せられしにわらず。而して此の假政府は千七百九十三年十二月四日(共和曆第二年三月十四日)の法律を以て組織せられたり故に佛國には滿二箇年間憲法なく紛亂争擾の無政府たりしなり。千七百九十五年六月二十三日ボアツレーダングラー氏は憲法法案を提出せり。此の憲法法案は八月二十二日共和曆第三年十二月五日(契約國會に於て發議せられ同日革命終結の方法に關する法律を以て新憲法を原選舉人會の表決に付せり。而して其の決議は九月二十三日共和曆第四年一月一日)を以て布告せられたり。

共和曆第三年の憲法は三百七十七箇條より成る。而して此の憲法は前二種の憲法に比すれば大に優る所あるに拘らず永く繼續し能はざりしなり。共

和曆第五年十二月十八日(共和曆第六年八月二十二日)及び共和曆第七年九月三十日の三回の革命に由り遂に共和曆第八年十一月十八日(千七百九十九年十一月九日)に至り此の憲法は全く滅絶せり。翌十日コンセイユデザンシア(共和曆第三年の憲法に定めたる議院の一局及五百人會は督理委員會に政府を委托するの議を決議せり。又共和曆第三年の憲法を修正することを命令せり。同日夕刻任命せられし兩立法委員會は總督共和曆第八年の三大有司(ボナパルトの威權を以てシエイエヌ氏の提出せる草案を原稿として憲法修正案を起草せり。

千七百九十九年十二月十三日(共和曆第八年三月)の佛國共和政の新憲法は九十五箇條より成り衆民の認可せる決議案となり千八百零二年二月七日(共和曆第八年五月十八日)衆民認可の決議案たることを布告せり。此の憲法はボナパルトに與ふるに十箇年間第一總督たるの資格を以てせり。

千八百〇二年三月二十七日(アミアンに於て英國と契約を取結ひたる後國民の稱賛は全く第一總督に歸したり。同五月十八日元老院は憲法を以て附與

せられたる権利に依り十箇年を以て任期と定めたる第一總督の権限を伸張せんことを發議せり。然れともボナバルトは此の延長を承諾せず而して八月二十日の政府決議書を以て人民を召集せり。參事院は第一總督を終身官となすべきことを評議せり。國民の認可せる此の決議案は千八百〇二年八月二日(共和曆第十年十一月十四日)を以て公布せられたり。此の選舉の後左に掲ぐる三箇の元老院決議を以て第一總督の掌中に存する權力を強大ならしむるために憲法を修正せり。

第一 憲法に關する千八百〇二年八月四日(共和曆第十年十一月十六日)の元老院決議

第二 元老院の議會及議事の秩序に關する千八百〇二年八月三十日(共和曆第十年十二月十二日)の元老院決議

第三 立法院の組織及賞勳に關する千八百〇三年十二月二十日(共和曆第十二年三月二十八日)の元老院決議

千八百〇四年君主政治の君主相續權を第一總督の家族に與へしを以てナポ

レオンの帝業は既に成就せり。是れ即ち政府の考案を元老院に於て殆んど討議を須ひずして可決せし千八百〇四年五月十八日(共和曆第十二年八月二十八日)の元老院決議の方に依れるなり。此の決議は百四十二箇條より成るものにして殆んど無限の權力を帝の掌中に委し即ち第二回に憲法を修正するものなり。千八百〇四年十一月六日(共和曆第十三年二月十五日)に至り帝位の相續に關する衆民の認可せし決議を公布せり。千八百〇四年の憲法は十箇年間繼續せり而して其の間一國の綱紀に關する三箇の元老院決議あり。此の決議の目的は立法院を廢し攝政官を設け又帝に與ふるに立法院の議長を任命するの權を以てするにあり。三箇の決議とは即ち左に掲ぐるものなり。

第一 立法院の組織に關する千八百〇七年八月十九日の元老院決議(立法院の廢止)

第二 帝國の攝政に關し又皇后及皇族の加冠に關する千八百十三年二月五日の元老院決議

第三 立法院に關する千八百十三年十一月十五日の元老院決議

千八百十四年三月三十一日巴里に同盟者の入京せることは即ち帝政衰頹の前徴なりしなり。翌四月一日よりタレーラン氏より召集せられたる元老院は假政府の設立を計畫し同三日ナポレオン一家に與へたる帝位相續權の廢止を宣告しナポレオンの帝位を剝奪せり。

同四月五日假政府は憲法々案を元老院に提出せり。此の法案は同六日議決せられ翌七日立法院の協賛を得たり。此の決議は二十九箇條より成り題して佛國憲法と稱す。此の憲法は民主主義を以て路易十八世の立君政治を再興せり。然れとも五月二日王の宣言書を以て特許せられたる憲法の準備を告知せり。元老院議員九名代議院議員九名及政府委員四名を以て組織せる委員會は國法なる名稱を以て公布せられたる此の憲法を千八百十四年六月四日の新議會の開會の劈頭に於てシヤトコンスタチンフランシス欽定憲法として修正編成せり。此の欽定憲法は七十六箇條を以て組成せらる。

千八百十四年の欽定憲法は十六箇年間繼續せり。只其の翌千八百十五年に

於て百日間中止せられしことあるのみ。

千八百十五年三月一日ナポレオンはジュアンに上陸し同十三日帝政憲法を修正するため五月の臨時國會を巴里に召集するの布告を發せり。然れとも帝は急速を要する時事の必要に因り憲法の修正を速にせざるへからざるに至れり。ベンジャマン・コンスタン氏の起草せる六十七箇條より成る帝國憲法補則は四月二十二日を以て公布せられ六月一日に至り衆民の認可せる決議たることを五月國會に於て決議せり。其後六月十八日ワーテルロー戦争起り又同月二十二日ナポレオンの讓位あり。狼狽困惑せる帝國議會は七月二日佛國人民の權利に關する件を議決し次て散會せり。

七月八日チュイユリーに於て再び王位に登れる路易十八世は欽定憲法中多くの箇條を修正することを告知し又假選舉法を布告して新代議院を召集する勅令を同月十三日を以て公布せり。然れとも欽定憲法の修正は實行せられず而して千八百十七年二月五日の選舉法を以て欽定憲法の缺文を補足せり。此の選舉法は二重投票に關する千八百二十年六月二十九日の法律及七

個年毎に代議院議員の總選舉を行ふべき旨を規定せる千八百二十四年六月九日の法律に依て修正せられたり。

千八百三十年七月二十七日より二十九日に至る革命は多年繼續せる佛國君主政治を破壊し更に新時代を創建せり。此の破壊は第二回の破壊なりとす。七月三十日多數の代議士より攝政に任命せられたるヲルレアンは直に議會を召集せり。八月六日欽定憲法修正の法案を代議院に提出し翌七日上下兩院に於て欽定憲法修正に關する布告及ルイフィリップ第一世佛國王の即位に關する布告を決議せり。八月九日國王は過る七日兩院の決議を以て修正せる欽定憲法を嚴肅に認可せり。而して此の欽定憲法は七十箇條を以て組成せられたり。

千八百三十年の欽定憲法は其の後發布せる三種の法律を以て補足せられたり。

第一 選舉に關する千八百三十一年四月十九日の法律

第二 欽定憲法第二十三條に代へたる千八百三十一年十二月二十九日の

法律此の法律は上院の組織を規定せるものなり。

第三 攝政官に關する千八百四十二年八月三十日の法律

千八百四十八年二月二十四日に起りし巴里の反亂はルイフィリップ王の政府を顛覆し而して二月二十六日假政府の布告を以て共和政府を公布せり。普通選舉を以て選舉せられたる國民議會は五月四日ブールボン宮に會合し同日喝采を以て共和政府の組織を議決せり。同月十七日及十八日公開議場に於て十八名の委員を任命して憲法委員會を設けたり。此の委員會の會議に國民議會の議事は數月間繼續し遂に共和政府の憲法は千八百四十八年十一月四日を以て決議せられたり。此の憲法は百十六個條を以て組成せらる。此の憲法は僅に三箇年間繼續せしのみ。千八百五十一年十二月二日大統領ナポレオンは布告を以て千八百四十八年の國民議會に次て起りたる國民議會を突然急激に解散せり。

此の英斷なる舉に次て茲に世襲帝國を再興せり。

千八百五十一年十二月二十日衆民認可決議を以て新憲法創設に必要なる權

力を大統領に附與せり。

大統領は五名の委員を任命し此の委員會に於て新憲法を熟議せし後千八百五十二年一月十四日に至り之を公布せり。此の憲法は五十八個條より成り概ね共和曆第八年の憲法を基礎として之を參酌せしものなり。此の憲法は三月二十九日より實施せられたり。千八百四十九年三月十五日及千八百五十年五月三十一日の選舉法は代議院議員の選舉に關する千八百五十二年二月二日の布告を以て改正せられたり。

千八百五十二年十一月七日元老院に於て議決せる決議はナポレオンの帝政を復興せり。此の決議は十一月二十一日及二十二日衆議院の認可を経て十二月二日の布告を以て公布せられたり。

第二帝國は十八箇年間繼續せり。此の十八箇年の間に於て發布せる多くの布告と元老院決議とを以て千八百五十二年の建國法を修正補足せり左に其の種類を列記すへし。

第一 帝位繼承の順序に關する千八百五十二年十二月十八日の布告

第二 憲法の註釋及修正に關する千八百五十二年十二月二十五日の元老院決議此の決議の明文は行政權の權力を強大ならしめたり

第三 帝國の攝政官に關する千八百五十六年七月十七日の元老院決議

第四 憲法第三十五條を修正せる千八百五十七年五月二十七日の元老院決議

代議院議員の員
決議數に關する件

第五 代議員議員候補者に宣誓を要するの件を規定せる千八百五十八年二月十七日の元老院決議

第六 高等法院の組織及權限に關する千八百五十二年七月十日及千八百五十八年六月四日の元老院決議

第七 元老院及立法院に關する件及無任省大臣新設の件に關する千八百六十年十一月二十四日の勅令

第八 憲法第四十二條を修正する千八百六十一年二月二日の元老院決議
(兩院議事の報告書に關する件)

第九 千八百五十二年十二月二十五日の元老院決議第四條及第十二條を

修正する千八百六十一年十二月三十一日の元老院決議豫算發議に關する件

第十 憲法を修正する千八百六十六年七月十八日の元老院決議(憲法の討議及修正の手續に關する件)

第十一 政府と元老院及立法院との關係を規定せる千八百六十七年一月十九日の勅令

第十二 憲法第二十六條を修正せる千八百六十七年三月十四日の元老院決議(元老院の權限に關する件)

第十三 憲法を修正せる千八百六十九年九月八日の元老院決議(議院制度一部分の恢復に關する件)

第十四 帝國憲法を確定せる千八百七十年五月二十一日の元老院決議
此の決議はヨリビエ内閣時代に爲したるものにして鑿に着手せる改革を成就せり。四十五箇條より成る千八百七十年の決議書は帝國唯一の憲法となれり。

其の後四箇月を経てセダン没落の事あるや千八百七十年九月四日佛國共和政府は巴里に於て公布せられたり。而して議員選舉の事は千八百七十一年一月二十八日休戰の條約を取結ひし後に於て行はれたり。同年二月八日に選舉を行ひ召集せられたる國民議會は假に共和政府を維持し二月十七日チエル氏を行政部の首領に任せり。千八百七十一年八月三十一日の國民議會はチエル氏の就職年限を延長し其の權限及ひ責任を確定し氏に與ふるに佛國大統領の尊稱を以てせり。千八百七十二年十一月十三日大統領は内閣の組織に付國民議會を召集せるを以て議會は三十名の委員を設けて此の件を審査せし後千八百七十三年三月十三日國民議會は公權の權限及ひ内閣の責任に關する法律を議決せり。

其の後國民議會に於てチエル氏に對し譴責の決議をなせしに依り千八百七十三年五月二十四日チエル氏は大統領の職を辭しマクマホン將軍代て大統領に選舉せられたり。立君政治再興の畫策成功せさりしを以て千八百七十三年十一月二十日國民議會は七箇年の任期を以て行政權總督の權をマクマ

ホン將軍に委任することを決議せり。此の決議を實行し新に憲法を起草せしむる爲め三十名の委員を以て組織せる憲法委員會を設けたり。

此の憲法委員會の審査は千八百七十四年の一箇年間を費したり。而して千八百七十五年一月二十一日公權の組織に關する法案に付初めて議事を開き翌二十五日元老院に關する議事を開きたり。國民議會は二月二十四日元老院の組織に關する憲法を議決し又翌二十五日公權の組織に關する憲法を議決せり。

公權に關する第三の憲法は同年七月十六日政府より提出せられ而して特別委員會に於て審査せられたり。

元老院議員及び代議員議員の選舉に關する千八百七十五年八月二日の法律及び同年十一月三十日の兩法律を以て憲法の不足を補充せり。

右の五法律は集つて佛國現行憲法を組成するものなり。其の本文は後に掲載す。

爾後此の憲法に一回の修正を加へたり。公權の組織に關する千八百七十五

年二月二十五日の法律第九條を以て行政會及び上下兩院議會をウエルサイユに設立せり上下兩院の會合せる國民議會に於て適法に議決したる千八百七十九年六月二十一日の法律は右第九條を廢止し而して同年七月二十二日の法律を以て公權の中心を巴里に移す旨を定めたり。

茲に憲法歴史の筆を擱くに當りて憲法修正の事に付其の修正案の代議院に於て廢棄せられし近世の事實を少しく記載すへし。千八百八十二年一月十四日當時の内閣議長ガンベツ氏は憲法修正案を代議院に提出せり。政府より提出せる此の修正案は左の諸件に限り修正を爲すへき有限の修正なり。即ち代議院議員選舉に付連名投票を用ゆる事、人民より選舉すへき元老院議員の數と其の人民の數との間に比較を設くる事、修任任期の元老院議員を廢する事、財政に關する元老院の權限を制限する事等に付て修正を加ふるものなり。而して此の修正案は一月十六日に選舉せられし三十三名の委員會に於て審査せられたり。同月二十三日アンドリュエー氏の説明に依り國會に主權を有せしめ又無限の憲法修正を爲す事を決議せり。

同月二十六日公開の議場に於て討議を盡したり。内閣は頑然有限修正を要求して止まず、然るに代議院に於ては之に不同意を表し反對の決議を爲したるに依り内閣は遂に總辭職を爲さざるへからざるに至れり。

公権の組織に關する千八百七十五年二月二十五日の憲法

第一條 立法權は元老院及代議院に於て之を行ふ。代議院議員は選舉法の定むる處に従ひ普通投票を以て之を選舉す。元老院の組織權限及選舉の方法は特別法を以て之を定む。

第二條 共和國大統領は元老院及代議院の會合したる國民議會に於て投票の過半数を以て之を選舉す。共和國大統領の任期は七箇年とす但し再選せらるゝことを得。

第三條 共和國大統領は兩院議員と同く法律の起草權を有し兩院の議決を経たる法律を公布し及其の執行を監督確保す。共和國大統領は特赦を行ふの權を有す。然れども大赦は法律に依るに非されは之を行ふことを得ず。共和國大

統領は陸海軍を統帥す。共和國大統領は文武官を任命す。共和國大統領は國の儀式に於て上席し外國の公使及大使は大統領の承認を受くるものとす。共和國大統領の發する各公文は國務卿の副署あるを要す。

第四條 此の憲法發布の後參議院常任議員に缺員を生ずるときは共和國大統領は内閣會議を経て之を任命す。前項に依り任命せられたる參議院議員は内閣會議を経たる命令に依るに非されは其の職を免せらるゝことなし。千八百七十二年五月二十四日の法律に依り任命せられたる參議院議員は其の任期満限に達する迄は此の法律に定めたる手續に依るに非されは其の職を免せらるゝことなし。又國民議會離散の後は元老院の決定に依るに非されは其の職を免ずることを得ず。

第五條 共和國大統領は元老院の同意を得て法律上の任期満限以前に代議院を解散することを得。前項の場合に於ては更に選舉を行はしむる爲二箇月以内に選舉會を召集す。而して選舉の終りたる後十日以内に代議院を召集すへし。

第六條 國務卿は政府一般の政務に關しては連帶の責に任じ自己の行爲に關し

ては各自其の責に任す。共和國大統領は大逆の罪ある場合に非されは其の責に任せず。

第七條 死去其の他の原由に依り共和國大統領の缺位を生したる場合に於ては兩院會合して直に新大統領の選舉を行ふへし。新大統領の選舉せらるゝ迄は内閣會議に於て行政權を執行す。

第八條 兩院は其の發議に依り又は共和國大統領の要求に依り各院に於て過半数の投票を以て決議したるときは憲法の修正を宣告するの權を有す。各院に於て前項の決議を爲したるときは兩院は國民議會に會合し其の修正を議すべし。全部又は一部に拘らず憲法の修正に關する議決は國民議會を組織する議員の過半数を得るに非されは之を爲すことを得ず。政府の共和政體は憲法を修正する發議の目的と爲すことを得ず。佛國を統治したる一族の者は共和國大統領に選舉せらるゝことを得ず。然れとも千八百七十二年十一月二十日の法律を以て陸軍大將マクマホンに附與したる權力の消滅せざる間は共和國大統領の發議に依るに非されは憲法の修正を爲すことを得ず。

第九條 行政權及兩院の會議はウエルサイエに於て開會す。

元老院の組織に關する千八百七十五年二月二十四日の憲法

第一條 元老院は三百名の議員を以て之を組織す即ち諸縣より二百二十五名を選出し又國民議會より六十五名を選出するものとすべし。

第二條 セイヤ州及ノール州は各五名の元老院議員を選挙すへし。セイヤアンフエリユール州バアドカレ州デロンド州ロース州フィニステール州コートドノール州は各四名の元老院議員を選挙すへし。フロワールアンフエリユール州ソーヌ、エ、ロワール州イル、エ、ウイレーヌ州セーヌ、エ、ワーズ州イゼール州ピュイ、ド、ドーム州ソナム州ブーシユ、ジュ、ロ、エ、ヌ州エヌ、ヌ州ロワール州マンシユ州メーヌ、エ、ロワール州マルビアン州ドルドーニュ州ワート、ガロヌヌ州シヤラントアンフエリユール州カルウワドース州サルト州エロール州バツスピレネー州ガルド州アペイロン州ワンデール州ワルヌ州ワワーズ州ウラスジュ州アツエー州は各三名の元老院議員を選挙すへし。其の他の諸州に於ては各州二名

の元老院議員を選挙すへし。領土ヘルホル州アルジエリ内の三州及殖民地マルチニク州ガドループ州レユニオン州及佛領印度の諸州は各州一名の元老院議員を選挙すへし。

第三條 四十歳以上の佛國民にして公民權及參政權を有する者にあらざれば元老院議員たることを得ず。

第四條 各州及殖民地の元老院議員は投票の過半数を得たる者を當選者とす。而して又場合に依り縣及殖民地の首府に集會し左の者より組織せられたる選舉人會に於て連名投票を以て選舉せらるゝものとす。

第一 代議員

第二 縣會議員

第三 郡區會議員

第四 各町村會に於て一名宛邑の選舉人中より選出せる委員

佛領印度に於て殖民議會及地方議會の議員は縣會議員郡區會議員及び町村會の委員に代用せらるへし。

右の會議は各地の首府に於て之を開くものとす。

第五條 國民議會より任命する元老院議員は連名投票に依り過半数を以て當選するものとす。

第六條 各縣及各殖民地の元老院議員は九箇年の任期を以て當選す而して三年毎に其三分の一を改選するものとす。第一議會の初に於て全國を三區に區別し各區同數の議員を選出するものとす。

第一期及び第二期の每三年期の終に於て改選を行ふべき區は抽籤を以て之を定む。

第七條 國民議會より選舉せられたる元老院議員は終身官なりとす。死去、辭職及び其他の事故に由り議員に缺員を生じたるときは二箇月以内に於て元老院は其補缺選舉を行ふへし。

第八條 元老院は代議院と同一法律の起草權及び修正權を有す。然れとも財政法案は最初代議院に提出し其決議を経へきものとす。

第九條 元老院は共和國大統領及び國務卿を裁判する爲め又は國安妨害の犯罪

を審判する爲め法院に組織せらるゝことを得。

第十條 國民議會の定めたる散會一箇月前に於て元老院の選舉を行ふへし。元老院は國民議會散會の日に成立すへきものとす。

第十一條 當法律は公權の組織に關する法律の確定したる後にあらざれば公布せざるものとす。

公權の關係を規定する千八百七十五年七月十六日の憲法

第一條 元老院及び代議院は毎年一月第二の火曜日（即ち二月一日）に於て集會するものとす。

但し共和國大統領より此期日前に議會を召集したるときは此の限にあらす。

兩院は毎年少くとも五箇月の會期を以て集會することを要す。甲院の會期は乙院の會期と同時に始終するものとす。開會後第一の日曜日に寺院に於て神に對し祈禱の公式を行ひ以て議會の議事に付き神の扶助を祈るものとす。

第二條 共和國大統領は閉會を宣告す。共和國大統領は臨時に兩院を召集するの權を有す。若し閉會中各院に於て議員の過半數を以て召集を請求するときは

は共和國大統領は兩院を召集することを要す。共和國大統領は兩院を停會せしむることを得。但し停會は一箇月を超ゆることを得ず。又同一の會期中二回以上之を爲すことを得ず。

第三條 共和國大統領の任期法律上の満限に達すること少くとも一箇月前に於て新大統領を選舉する爲め兩院を國民議會に召集す。若し召集せざる場合に於ては共和國大統領の任期満限に達すること十五日前に兩院は當然前項の會合を爲すものとす。共和國大統領死去又は辭職せし場合に於ては兩院は直に當然集會するものとす。千八百七十五年二月二十五日の憲法第五條を適用し、共和國大統領の缺位となりたるときに代議院既に解散中なる場合に於ては直に選舉會を召集し又元老院は當然集會するものとす。

第四條 總て兩院共通の會期以外に於て開會せる一院の會議は違法にして當然無効とす。但し前條に規定したる場合と元老院を法院として集會せしめたる場合は此の限にあらす。而して元老院は法院となりたる場合に於て司法上の職務に非ざれば之を行ふことを得ず。

第五條 元老院及び代議院の會議は公開す。但し各院は議院規則を以て定めたる議員若干名の要求に依り秘密會を爲すことを得。各院は次に同一の議題に付き更に會議を公開すべきや否を過半数に依り決すへし。

第六條 共和國大統領は通牒を以て兩院と通信す。通牒は國務卿演壇に於て之を朗讀するものとす。國務卿は兩院に出席するの權を有す。而して若し發言を要求するときは議院之を許すへし。國務卿は特定の法律案を討議するに當り共和國大統領の命令に依り指定せられたる委員をして補助せしむることを得。

第七條 共和國大統領は確定可決せられたる法律の政府に回送ありたる時より一箇月以内に其法律を公布す。但し兩院に於て特別の決議を以て緊急公布すべき旨を宣告したる法律は三日以内に之を公布することを要す。共和國大統領は前項の公布期限内に理由を附したる通牒を以て兩院に再議を求むることを得。但し兩院は其再議を拒むことを得す。

第八條 共和國大統領は條約を商議し及び之を批准す。共和國大統領は國の利

益及び安寧の許す限りは速に其條約を兩院に通知するものとす。和親通商の條約及び國の財政に關する條約並に外國に在る佛蘭西人の身分及び其財産所有權に關する條約は兩院の議決を経たる後に非されは之を爲すこと得す。

第九條 共和國大統領は豫め兩院の承諾を経るに非されは職を宣告することを得す。千八百七十
九年廢止。

第十條 各院は其議員の被選資格及び其選舉の適法なりや否を判定し又議員の辭職を許可することを得。

第十一條 各院の事務局員は毎年之を選舉す。其任期は本會期間と翌年の通常會期前に開會する臨時會期間とす。兩院國民議會に會合するときは元老院の議長副議長及び書記を以て其事務局を組織すへし。

第十二條 共和國大統領は代議院にあらざれば之を公訴することを得す。而して其裁判は元老院にあらざれば之を爲すことを得す。代議院は國務卿の職務に關する犯罪を公にすることを得。但し此場合に於て元老院之を裁判すへし。總て國事犯の被告人を裁判する爲め内閣會議を経たる共和國大統領の命令に

依り元老院を以て法院を構成することを得。通常裁判所に於て豫審を開始し
たるときは其審理回送の判決ある迄は元老院召集の令を發することを得。公
訴豫審及び裁判を爲すの方法は別に法律を以て之を定む。

第十三條 兩院の議員は其職務執行上發言したる意見及び表決に付き訴追せら
れ又は審問せらるゝことなし。

第十四條 兩院の議員は會期中其所屬院の許諾あるにあらざれば重罪又は輕罪
に付訴追せられ又は逮捕せらるゝことなし。但し現行犯罪は此の限にあらす。
兩院議員の拘留又は訴追は其の院の要求に依り會期中之を停止すへし。

千八百七十五年二月二十五日の憲法第九條を修正する千八百七十九年

六月十九日及び二十一日の憲法

第一條 千八百七十五年二月二十五日の憲法第九條は自今之を廢止す

憲法の一部を修正する千八百八十四年八月十三日及十四日の憲法

第一條 公權の組織に關する千八百七十五年二月二十五日の憲法第五條第二項
は左の如く修正す。

此の場合に於て選舉人會は新選舉を爲すため二箇月の期限内に於て集會す。
而して代議院は此の選舉終結後十日以内に於て開會するものとす。

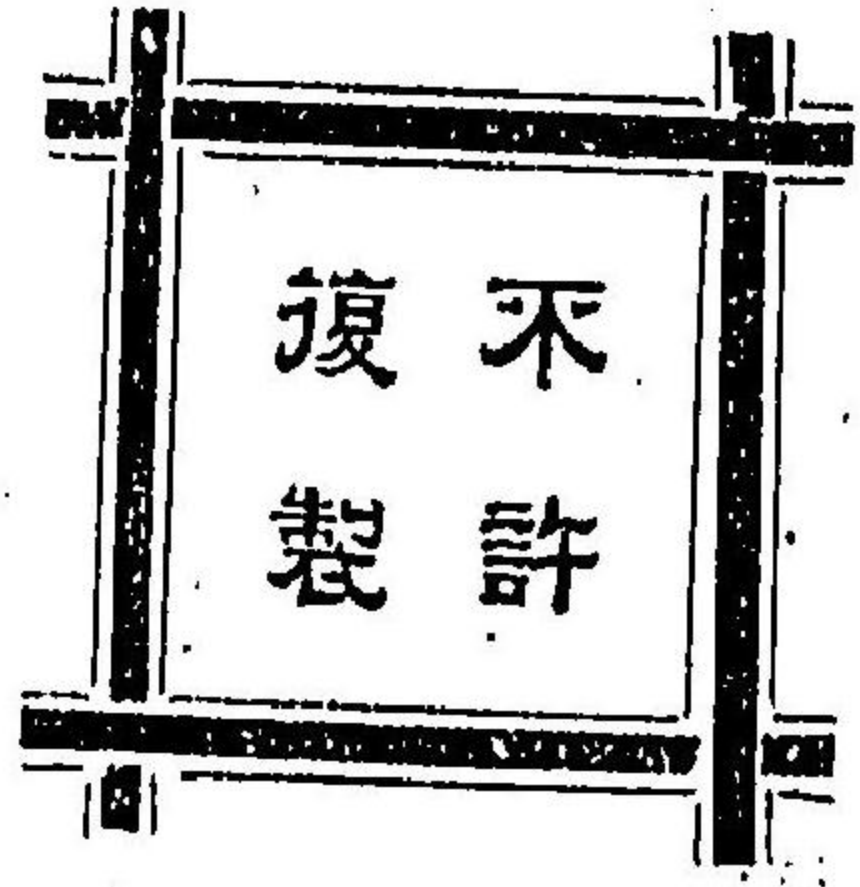
第二條 千八百七十五年二月二十五日の憲法第八條第三項は左の如く修正す。
共和政體は改正の目的と爲すことを得ず。曾て佛國を支配せし王族は共和國
大統領に選舉せらるゝことを得ず。

第三條 元老院の組織に關する千八百七十五年二月二十四日の憲法第一條乃至
第七條は爾後憲法たるの効力を失ふものとす。

第四條 公權に關する千八百七十五年七月十六日の憲法第一條第三項は自今之
を廢止す。

各國憲法正文終

6265



明治三十四年十二月二十五日印刷
明治三十四年十二月二十八日發行

2340
2

譯者

高田早苗

譯者

吉田己之助

發行者

高田俊雄

印刷者

熊田宜遜

發行所

東京專門學校出版部

東京府豊多摩郡戸塚村大字
下戸塚六百四十七番地

印刷所

熊田活版所

東京市神田區錦町参丁目廿五番地

定價壹圓五拾錢